

在外財産問題調査会速記録

(1)

B61.2.1  
41  
1  
永久  
2100

保存文書

第一次

標題

在外財産問題調査  
会速記録(1~6)

28年12月12日から

29年2月18日まで



分類記号番号	類別
B.61.2.1	外1類
完結年月	保存期間
平成12年2月	永久
局	主管課
國立公文書館	総務課
分類	大蔵省
	平成12年度
排架番号	つくば書庫5
	5-53
	2786



# 目 次

番号	件名	備考
1	在外財産問題調査会第1回会議講本録	昭.28.12.12
2	第2回 "	12.19
3	第3回 "	29.1.12
4	第4回 "	29.1.21
5	第5回 "	29.2.9
6	第6回 "	29.2.18

大 藏 省

( - )

在尔斯蘭問題調查全集

場所　總理大臣官邸  
日時　昭和二年九月二十一日  
出席者

卷

BB.28.12.1

12.1

2P.1.12

29.1.2

29.2.9

29.2.18

めくられず

大 藏 省

(

次いで会長及び会長代理の互選。大野竜太氏  
が会長に松島鷹夫氏が会長代理にそれぞれ就  
任。

大野会長より議事規則案（別表資料⑥）をば  
かり各委員異議なく可決。

次に阪田理財局長から別表資料⑤に基いて本  
調査会設置に至るまでの経緯を説明

午前11時15分より質疑応答。その概要は  
次の通り。

中村委員 各国の在外財産の管理状況はどうか。

阪田幹事 けつきりしている国とそうでないものとがあ  
る。たとえば、東亜地域でも、台湾は割には  
つきりしている。英米等敵産管理法によつて  
措置しているところは記録、資料等も比較的  
入手し易いと思われる。アルヤンチン、ブラ  
ジル、インド等についてもほど同様である。  
中立国であるスイス所在の分については、終  
戦後同國の法令で凍結されてゐることは判つ  
ているが詳細は不明である。またドイツ所  
分はドイツ占領軍によつて処理されたものと

思われ、その間の事情は不詳である。また管  
理費用は在外財産のなかから控除されている  
ときいている。

林幹事 補足説明として、ここに提出した資料⑯  
中大橋國務大臣の答弁は桑港条約第14条に  
關する憲法上の補償問題についての説明を要  
約したものである。

国会における在外財産問題に関する今までの  
質問は、第14条についての質問に限られて  
いる。

我妻委員 引揚げのさい、自分の財産の管理を向うの知  
人に依頼して来たようを場合、これらの財産  
はどうなるか。当該国の敵産管理との関係は  
どうなるか。

小島説明員 例えば、アメリカの例をとると敵産管理の法  
規によれば、敵国人の財産を管理している場  
合には申告をしなければならないことになつ  
ているので、その申告に基いて敵産管理に附  
されるというのが通常であろう。もちろん事  
実問題として申告がないままに敵産管理に附  
されることなく国交回復後に本人の手許に無

事帰つてくる可能性もないことはあるまいが、  
これはあくまで事実問題であるにすぎない。

小汀委員 この資料(12)の表で円表示になつてゐるが、  
当時の円というと、ドルをおすとどうなる  
か。

上田説明員 終戦時のレートでは一応ユーロ1.5円となつ  
ているので、本表の計算においてもこの換算  
率によつた。なお、この表について二、三補  
足的に申し上げると、個人財産については個  
人の申告をそのまま集計した。従つてその評  
価方法もまちまちであり終戦時から引揚時ま  
でに時の経過があればある程終戦時々価は過  
大に評価されやすくまたその信憑性は証拠が  
ないだけに問題である。更にこの報告書は原  
則として資産を申告させ、負債の調査は一応  
の参考事項とされたので資産のみで負債をあ  
げなかつたものも多い。

企業財産については、昭和20年10月以後  
約3年間かかつて大蔵省管理局所属の在外財、  
産調査会において集計したもので原則として

東京地域に工場、店舗等を有した。できるだ  
け多くの企業に対して質問書を送り、その答  
申を基礎とし、終戦時に近いバランスシート  
からその監査内容を終戦時価額に評価換する  
という方法によつた。この方法には企業によ  
つては調査もれとなるものもあるので、調査  
企業の払込資本金の占める総企業の払込資本  
金に対する割合から、総企業資産を推定する  
こととした。

吉田説明員 個人の申告財産の評価は主観的な評価であり、  
はたしてそれだけのものを所有していたかどうか  
あるいはいまいなものがある。

小汀委員 するとこの表の計数は一応の概数であつて正  
確にこれだけの価値があつたものとはいえな  
いということになる。従つて問題を整理する  
に当つては新しく調査しなおす必要はないか。

坂田幹事 正確を実数をつかむための再調査は事実上で  
きないと思われる。客観的な資料がつかみう  
ると思われる原因是英米等の法的な制度が整備  
している国を除けば、東亜地域では台湾ぐら

いなものである。引揚者財産の9割以上は東  
亜地域にあり、特に、満洲、朝鮮、中国等に  
残置された分については証拠資料を求める方  
が無理であろう。

林 幹 事 中村委員の御質問に関連するが、アメリカに  
おける日本財産の処理のうち、最近著作権に  
ついて日米交換公文をとりかわした。それによると、終戦前の著作権であつても、その当  
事 ~~was~~ しなかつたものは、現在改めて ~~was~~ することとはしないことになつた。

大野 委 員 国会での問答がこの資料(16)では少いよ  
うに思う。国会で出た意見や陳情等を聞かせ  
て貰いたい。参考資料として次回に提出され  
たい。

坂田 幹 事 ご趣旨にそい早急準備する。

田辺 幹 事 引揚者団体連合会等から屢々陳情があつたが  
それは引揚援護庁でまとめてあると思う。(后  
に援護庁には取りまとめたものがない旨連絡  
があつた。)

大野 委 員 中立国所在の在外財産を赤十字国際委員会へ

引渡すのが遅れた理由如何。

上田説明員 外務省からお答え願うのが筋であろうが、承  
知している限りで申上げる。中立国所在の財  
産の主たる部分はスイスにある。スイス  
にあるドイツ財産の処理についていと英米  
がスイスと協定してその50%を引き渡し  
て貰つた。併しこの手続はかなりトラブルを  
起したらしく、桑島条約では日本の責任にお  
しつけてしまつた。その額はほほ6千万乃至  
7千万スイス・フラン程度である。他にボ  
ルトガル、スウェーデン等に少々ある。スウ  
イス政府としては同國所在の日本人資産につ  
いては個人の承諾がなければ引き渡せないと  
の趣旨で、終戦後まだ凍結を解除していない  
模様である。平和条約第16条には実施の時  
期を明定していないので政府としてはその義務  
の履行については法技術的に困難な問題もあ  
つて今日まで消極的な態度をとつてきた。そ  
の困難というのは、この財産の所有権につい  
て、他國に存在するものを国内法で本人の意

思に反して、または正当を補償をしないで、

強制的に処分できるかという点である。

なお、在外財産については、特殊な取扱がなされており、先日英米から、在外財産のほぼ半額を連合国側（主として英國）で取得し、残りをタイに引渡したことによつて、日本政府の16条関係の義務は消滅したとする趣旨の覚書をうけとつた、政府としてはまだこの措置を承服していない。

宮沢委員 引揚者のうち、多額にのける在外財産を残して来た個人の数はさう多くないと思われる。比較的零細な財産の所有者が多いのではないか。

上田説明員 個人財産は全体の約15%位であると推定されており、その大部分は朝鮮、台湾、中国等地区に所在している。引揚者数もその地区が多い。ご質問の趣旨で特に調査したことはないけれども、その大部分は困難な生活をしているのではないか。

大野委員 この点はポイントと思われるるので、財産額、

当時の職業、在住年限、人数等の点を、地域別に調べることはできないか。

上田説明員 従来の資料ではその調査は困難と思われる。調査会のご方針で新しく調査するとなれば、引揚者本人の申告によるほか市町村等の協力を必要としよう。

我妻委員 引揚前の引揚者の職業別位の程度でできないものか。

大野委員 もしできたら次回に資料として提出してもらいたい。なお次回には各委員から今后の会の運営方法についてのご意見を承りたい。次回は12月19日（土）午後1時半よりとする。

## 在外財産問題調査会第2回会議々事録

場 所 大蔵省第2分室

日 時 昭和28年12月19日(土曜日)

午後1時半—午後4時

出席者  
委員  
大野竜太(会長)、中村建城、法華津孝太、  
松島廣夫、宮崎太一、宮沢俊義、柳井恒夫、  
我妻栄(50音順)

政府側 大蔵事務次官 河野一之

幹 事——総理府審議室総括参事官代理大竹政男  
法財局次長林修三、大蔵省理財局長阪  
田泰二、引湯援護厅次長田辺繁雄

説明員——外務省アジア局第1課長小島太作大蔵  
省理財局経済課長補佐佐藤込聰夫、大  
蔵省理財局外債課長上田克郎、同課長  
補佐、福見義直、同伊勢谷浩、大蔵省  
理財局経済課係長上坂好美、  
大蔵省銀行局長河野通一、同局銀行課  
長谷村裕、同課長補佐佐安彦三郎、  
大蔵省管財局閉鎖機関課長補佐坂上  
行雄

提出書類別表(略)

閉会 午後1時48分

大野会長 では、これから在外財産問題調査会第2回会議を開催します。

先づ前回の議事録の朗読を願います。

(別紙在外財産問題調査会第1回会議議事録朗読)

大野会長 以上のとおりですが、宜しいですか。

松島委員 3枚目に大野委員とあるのは、私の質問です。

大野会長 そうでした。3枚目、「中立国所在の在外財産を赤十字国際委員会へ引き渡すのが遅れた理由如何」は松島委員の質問です。

それから今後、この調査会で色々とこまかい事についての説明を求め、また私どもが意見を述べるわけですが、その場合、記録に残す事が好ましくないと思われることもあるらうと考えられます。このような場合これは発言者の意向によつては我々のメモ程度に止めて、記録には残さないことにしてはいかがふと思ひます。

阪田幹事 この問題は慎重に取り扱い度いと考えます。

次回からは原稿のまゝ御覧願つて、御承認を頂いてから印刷したいと思ひますが如何でしょうか。

(全員承認)

大野会長 次に提出書類の御説明を阪田幹事よりお願いしたい。

阪田幹事 提出書類のうち第1回議事録は只今御承認願いましたとおりであります。正誤表では第1回資料の訂正を取しておきました。ドイツ負担調整法紹介資料は以前に大蔵省の官財局に於て調査しましたものがありましたが、その要約であります。又イタリーの分につきましては目下外務省を通じてイタリー大使館に依頼し調査中であります。

5.の引揚同胞対復審議会決議案は同審議会の決議の集録でありまして調参考までであります。最後の頁に在外財産調査の決議が載つております。

6.の在外財産に関する調査表はこの前に提出致しました資料の補足であります。

7. の資料につきましては、総理府統計局の昭和25年度国勢調査による統計から引き延ばしたものであります。父兄業別の表は帰国後の職業でありますと、前回御請求のありました外地での職業ではありませんので、御要求には添い得ませんでしたが、御参考までにと思いまして差し上げました次第であります。

我妻委員 非労働とはどういうものですか。

上田説明員 仕事のない又仕事を求めないものであります。

我妻委員 勤かなくてもよいという人ですね

阪田幹事 8. の在外財産に関する請願及び陳情調は国会に対する請願陳情の調査であります。

9. の引揚者の持帰つた旧日本銀行券、未払送金小切手及び銀行預金等の処理につきましては別途御説明申し上げます。

次に外国財産関係法令集——これはお手元の茶色の表紙のものでありますので、この調査会用としては不適の点がござりますが、管財局の執務資料に作成しましたもので御参考まで差し上げた次第でございます。

11. の税關等保管物件の返還の概要は現在、即ち本年8月31日発表により終戦後税關等で保管した物件と、今月16日発表の外地で預けてきた有価証券等を返還する事の概要であります。

最後の引揚證明書等は御参考までに添えました。

大野会長 今日早速陳情があり、これは朝鮮の期成同盟の方では是非皆様に見て頂きたいと云つて資料を置いて行かれました。その資料を配付しますから、御読みおきを願います。

次に今後のこの会の運営方法について皆様の御意見を伺いたいと思いますが

阪田幹事 会長、その前に資料9の説明をしたいと思いますが・・・・

大野会長 それではその前に銀行局関係のものから旧日本銀券の処理方針について御説明をお願いする。

阪田幹事 引揚者の持ち帰つた旧日本銀券の処理及び未払送金小切手、外地預金等の処理についてまとめたものがあるから、それを朗読します。

（「引揚者の持ち帰つた旧日銀券、未払送金小切手及び現地預金等の処理方針について」を朗読、途中工個所「外地領金」を「現地預金」と訂正）

阪田幹事 全般の説明を申し上げます。閉鎖機関又は在外会社に指定された、会社は、現在では殆んどその清算を完了し、唯在外關係の部分だけが残つているだけあります。ことに外地から仕向けられた送金小切手や現地預金の取扱をどうするかの問題は一般市中銀行の外地關係債務の処理との関連もあり、現在検討中であります。

まず、この問題を在外財産問題と別個のものとして考えるかどうか、又在外財産問題として取り上げたとしてもその他の動産、不動産のような在外財産と切り離して処理するかという問題があります。

わたくしたちの気持としては旧日銀券も含めて、これらの問題の処理にあたつては当調査会のご意向を伺つた上で所要の立法手続をと

つた方が良いと考えています。

なお、法案は大体来春休会明けの国会に提出の予定であります。

上陸のさい、税關で預りました旧日銀券は現在、当該税關から本人に返還しつつあります。旧日銀券と新円との交換の措置を決定した上で、返還すべきでありましたが、この措置の決定をみぬまま返還を実施している次第です。わたくしたちとしては交換を許可してやりたいと考えています。

終戦時前後に外地から仕向けられた送金小切手は現在未払のままになっております。これら未払になつてゐる理由は在外財産と目されて在外債権債務の肅すうが明瞭になるまではその支払をペンドイングにしておきたいということであります。

わたくしたちの考え方としては、このさいこれららの送金小切手については支払を行つてはどうかと考えております。

現地預金につきましては、これは在外財産と

しての色彩が強いわけであります。現在その支払が許されてないことは送金小切手の場合と同様であります。閉鎖機関及び在外会社關係では、外地資産が負債を超過している限り、内地の資産範囲内で内地債務を支払うという清算方法をとっていますが、なお資産に余裕があります。従つて、このさいこれら余裕資産の範囲内で支払をしてはどうかと考えております。但し金融機関再建整備法で規制されております一般の市中銀行につきましては、これらの預金を内地の旧勘定とは別個のものとして切り離して新旧勘定を整理して現在に至つておりますため、現地における債権債務の処理事情がなお判明していない現在ではこれら預金債務のみを先行して支払わせることはなお時期尚早ではないかと考えております。

河野次官 これだけでは委員の方々にもお判りにくいのではないかと思われるから、終戦前後の取扱の概要をご説明したらどうか。

上田説明員 それは各委員の方のご質問に応じてお答え申し上げ様と思つておりました。

大野会長 委員に代つて次官よりの総括質問と考えられないか(笑声)

我妻委員 旧日銀券、送金小切手及び現地預金等に対する処理方針を取つてみると、資産のまま、即ち動産、不動産をそのままおいてきたものと、それを売るなり処分するなりして預金や小切手にしたものとの間にはつきり差別がつけられてしまう様に思われる。品物のまま外地において来たものは明らかに在外財産である。預金や送金小切手にかえると在外財産ではないとされているようだ。そうはつきりと割り切つて取扱を根本的に区別してもよいものであろうか。

河野次官 引揚げてきた場合丸裸のものもいる。又在外公館に貸し付けてきた人もいる。送金小切手や預金通帳や旧日本銀行券等現物をもつて引揚げてきたものもいる。またこれらの現物を持つて退去することが許されなかつたために

現地公館のこれら現物の預り証をもつて帰つた人もいる。

その他いろいろであるが、昭和20年9月23日以降はこれら証券は一般市民についてはすべて1,000円まで、軍人については将校は500円、下士官は200円の日本銀行券への引換が許されたのみで証券そのものは税関が預つたのです。

柳井委員 貨金庫をもち帰つたものはありませんか。

上田説明員 実際にはかなりあるのではないかと思われますが、公然と持出は許されなかつた模様で、かくして持ち帰つたものは、本邦の税關でもかくして通つておりましようからこの種のもので税關で保管しているものはありません。

河野次官 南発券は等価で、儲備券は18円のレートで交換しました。又捕虜の就労に対しては榜表示の証書等が発行され、これに対しては司令部の指令に基いて当時のレートで全額支払をしました。

林幹事 桑港条約第14条関係の在外財産については

一応憲法上の補償の問題はないといえると思うが、持ち帰られた旧日銀券の処理の仕方の如何によつては憲法第29条との関係が問題となると思われる。日銀券の性格は一覧払手形であるとの見方もあるが、送金小切手と旧日銀券との処理上明確に区別してゆけるかどうか、また新円との引換に限度を設けることが日銀券の性格からしてできるかどうか、この点お教えを願いたい。

河野次官 旧日銀券は当時の日銀券預入令の関係から或る限度以上は、預入した金融機関における第二封鎖となつた関係があるので、持ち帰られた旧日銀券についてそのまま全額交換するとなればその間の権衡をどうするかの問題がある。

林幹事 旧日銀券の性格については、私共の内部におきましても、議論が分れておりまして、必ずしも解釈が確定したわけではありませんが、旧日銀券預入令が公布施行された後は一定期間内に新円と交換されなかつた旧円に対して、

いつまでも常に日銀が債務を有するとはいえないのではないかと考えております。この点について銀行局の意見も同様ですが、大蔵省内部においても異論がある模様です。

宮沢委員 旧日銀券の持ち帰りについて制限を設け、一定額を超える部分を税関で保管したのは何故ですか。

上田説明員 これは外国為替管理法に基く制限であります。昭和20年9月23日に司令部から指令がありまして、金、銀、証券及び金融証書等の輸出入が原則として禁止されました。そこで政府は当時の外国為替管理法及び上記メモに基づくボツダム勅令第578号に根拠をおいた大蔵省令第88号を公布致しまして、海外との一切の金融取引を大蔵大臣の許可事項とし、事実上は許可を致さなかつたのであります。そのさい旧日銀券につきましてもその持帰限度は1,000円に限つたわけであります。1,000円を超える分はすべて税關において保管致しました。

終戦前におきましても北支、中南支等は為替管理法上外國として取扱われ金融取引についての制限がありましたから、日銀券の輸出入につきましても厳重に制限されておりました。旅行者の携帯輸入限度は、たしか500円であつたかと記憶しております。これらの地域からの引易者の持帰旧円につきましては1,000円の限度と致しましたのは、引場者の生活保護の意味もあつたわけであります。考え方によりましてはこれらの地域から持ち帰られた日銀券につきましては、終戦譲りも一応輸入制限がありましたから、制限のなかつた朝鮮、台湾地域等のものと差別に全面的に措置することはどうかという議論もあります。なお、このさい付け加えて申し上げますと、朝鮮、台湾等の旧外地以外の地域では原則として取引は現地通貨一色となり、旧日銀券の流通は認められておりませんでしたが、終戦の近くになつて車の大規模な移動に伴ひして軍が持つて歩いたものが支払に充てられた場

合もあるようあります。たゞこの場合の問題は、これら本邦到達の旧日銀券のうちで、終戦まで自由に日銀券の移出入ができた地域——為替等管理法の制限のなかつた朝鮮、台湾等の旧外地であります——からの分をどうするかという事であります。なお、現地通貨、たとえば通銀券や儲蓄券、南洋券等の持ち帰りにつきましても、当時の公定レートで1,000円までの交換を許しました。これらの持帰金が1,000円に満たないときは、その差額を預託金として支給するという方法がとられました。

次に外地からの被仕向金について申し上げます。朝鮮、台湾等の旧外地及び日本と特殊な関係にあつた満洲國を除いて、当時軍が作戦を行つていた諸地域との資金の交流については、為替管理法によつて厳重な統制が行われておりました。現地のインフレの影響を国内に及ぼさないため公定レートによる被仕向金は原則として留守家族の生活費の送金に

限られ、国防獻金とか税金の納付とか特殊なものに限り例外的に公定レートによる大口の送金が認められていたのであります。ところが戦局の推移につれて現地を引き揚げて帰国する人々が多くなりました。この人達は完全に引き揚げてくるのですからその財産を資金化して内地に持つて帰りたいわけです。従つて現地の銀行に内地向送金を依頼するわけですが銀行としても内地における為替管理法による支払の許可があることを条件にして原則として現地通貨建の送金小切手を発行しました。これらの送金小切手について終戦前の内地での取扱はどうであつたかと申しますと、一種の封鎖措置を講じていたのであります。すなわちその一定額につき払出制限付の円預金とし、一定額を超える部分は外貨建特別預金として棚上げしておくことを条件として送金小切手の支払を許可したのであります。従つて表面上は内地向送金の取組は可能でありまし

たが、実質的には厳重な制限があつたといえ  
るのであります。また上記の措置によつて実  
質的には為替レートの調整を行つていたわけ  
であります。

しかし終戦と決まりますと、在留邦人は  
引き揚げざるを得ない事態が予想されました  
ので、内地帰還後の生活の不安を少くするた  
め一定限度を設けて現地で内地向送金を勧奨  
した地域があつたのであります。

この場合は上記の外貨建特別預金に相当する  
部分を調整料という名目で現地で納付させ、  
原則として最高3万円の円表示小切手を発行  
したのであります。送金の限度は本人の在留  
期間等を勘案して現地の在外公館で査定して  
3万円を最高に2万円とか1万円とか決めて  
やつたわけです。このときの調整料は中支に  
ついては公定レートによる10倍の現地通貨  
を納付させました。このほかに限度に制限の  
ない送金も10倍の調整料を納付することに  
よつて取組が許されました。

そこで大部分の人々がこの制度の下での送金  
の取組を行つたのですが、さきに申しのべま  
した省令第88号によつて、昭和20年9月  
23日以後に本邦で提示されました送金小切  
手に対する支払は、すべて支払禁止にあつて  
資金化できないこととなつて今日に至つたの  
であります。一休これらは調整料は在外公館  
が在留邦人の引揚に際して必要な資金の調達  
を目的としたものであるというような見方を  
する人もありますし、その後に在外公館等が  
現地通貨で借り入れた在外公館等借入金はす  
ぐに返したのに、政府がこれらの送金の支払  
を許可しないのは如何なる理由によるのかと  
いう議論もでてくるわけであります。普通の  
為替理論からいふと顧客との関係では小切手  
が提示されて所要の許可を得て支払がすむま  
では送金が完了したとはいひ得ないのでしょ  
うが銀行内部の問題としてみれば、送金小切  
手を発行した以上資金のカヴァーはすでにと  
れていますはすであると思われますし、現に上

海地区の如き銀行の本支店間の電報は9月22日頃まで打っている模様であります。上海

地区については、なお特殊な事情があるよう  
であります。原則として、この頃までに発行  
された小切手については内地における支払を  
実質的には考慮できるのではないかと思われ  
るのであります。

以上は実質的な方面を申し上げましたが、他  
方在外公館等借入金の支払の措置はすでに講  
じた等の事情もあります。このさいこの未  
払送金小切手の問題を処理すべきではないか  
と考えている次第であります。

次に現地預金の問題について申し上げます。  
現地預金は原則として現地通貨建の預金であ  
つて受入銀行としては現地通貨建の債務を負  
つているわけで、内地で円で支払う当然の義  
務はないと考えられます。

また、法律上は何等かの形ですなわち適正な  
レートで円に換算した金額で本店に支払の義  
務があると結論されることになつても實際上

は当時の為替管理の建前からして現地預金は  
現地貸出と見合つていたわけありますから、  
現地における現地通貨での払出を暗黙の前提  
にしており、現地貸出の回収等が未整理の現  
在においては、預金債務のみを内地の円で支  
払う必要はないではないかという議論もあり  
ます。

ただ問題となりますのは、朝鮮銀行券及び台  
湾銀行券の流通していた地域の預金であります  
。これらの地域では日銀券も自由に流通  
しておりましたし、預金は円表示であつて、  
銀券、台銀券、日銀券の区別はされており  
ません。従つてこの地域の預金を一津に現地  
通貨建の預金と見做しうるや否やということ  
と関連して、内地の円払の義務が当然にある  
かどうかについて問題が残されております。  
閉鎖機関を係の現地預金につきましては、こ  
れらが閉鎖機関であり現在清算整理の段階に  
あるという点から特別の処理が認められてよ  
いのではないかと考えられます。閉鎖機関と

しては、主として鮮銀、台銀及び正金が問題となるわけであります。

鮮銀、台銀について申しますと現地預金をある程度支払うだけの資金は現在内地支店の勘定にあるのであります。と申しますのは当時、朝鮮、台湾でも多額の国庫金特に軍票が必要でありましたので内地より鮮銀、台銀の支店経由で送金手続を取つたのであります。これによつて、現地では夫々鮮銀券、台銀券が国庫金として使用されたわけでありますが、現地における通貨の発行の準備は内地の当該銀行支店における円預金と見合つていたわけであります。すなわち鮮銀の例で見ますと、終戦の年の3月末から10月末までに通貨発行額は約2倍以上となり。鮮銀の内地円資金も同一歩調で急増しております。これまでには香港条約第4条及び日華条約第3条の規定に基いて、これらの内地資産の処理は現行の閉鎖機関令の範囲内に限りいわゆる請求権に関する相互取扱が成立するまではなるべく変更を加えないでおく方

針がとられてきたわけですが、日韓交渉は御承知の通りの情況にあり日華条約の成立も早急には期待できませんので、このさいこれらの中銀に対する引揚者の現地預金を、内地資産の範囲内で支払つてはどうかと考えて研究している次第であります。

正金銀行につきましては、本店が内地にあり、しかも現在清算中でありますので資産が内地に存在する限りにおいて、できる限り預金者の便宜を圖るべきであること考えられますが、何しろ内地債権者に対してもその債務の55%しか支払う資金がない現状でありますから、現地預金を支払うと致しましても、内地債務者以上の支払は勿論できかねる次第であります。

次に在外会社關係について申し上げますと、これらの金融機關が本邦に有している資産は、主として、公社債であります。これは当時の政府の政策に即応して現地で集めた予金の一部を内地に送金してこれらの公社債を保有

しておつたわけでありますので、見方によつては、現地預金の一部が内地に送金されてしまうともいえると思われます。

従つて、このさいこれらの資産の範囲内で現地預金者に支払をしては如何かと考えて研究致しておるわけであります。

なお、一般市中銀行の關係につきましては、銀行局長から更に詳細なご説明があることと存じます。

林幹事 大蔵省令第88号は旧為替管理法とボツダム勅令に基いておりまして、新為替管理法施行の時に廢止されました。そのうちの一項は、新為替管理法に基く政令によつて、なお存続しております。

法華津委員 ボツダム勅令によつて、その他の損害をうけた人も沢山あると思う。

河野次官 他の戦争犠牲者との權衡の問題がありますが、これが根本問題ではないかと思います。

従つて、引揚者に対しては一応筋を通つて説明がつき、他の戦争被害者との間の權衡がはかれ

れば良いと思います。

我妻委員 賠償支払に在外資産が充当される問題があると思うが、在外資産の問題を考える場合には当然この点を考慮せねばならないと思うか。

上田説明員 イタリヤ平和条約では賠償に対する在外財産の充当及びイタリヤ政府の補償について一はつきりと定めています。

桑港条約の場合は、この点について判然と規定されておらず、又、賠償の総額さえ、はつきりしない。現在では、在外資産を充当するかどうかというような具体的な点については何等確定していない状態です。

法華津委員 在外資産の額が定められてから、賠償額が決定される様なことはないだらうか。

阪田幹事 実際問題として、在外財産総額の95%を占める國——即ち中國、朝鮮、台灣等からは賠償問題が起つてきていなし、賠償問題が起つてきている國には、大して在外財産がないという状態であります。

河野次官 引揚者は自己產が賠償を払つたことになると云つています。

柳井委員 スイスのドイツ財産は半ば米英がとつたが、  
残りの半分はどうなつていますか。

小島)説明員 上田)ドイツ側に返還したと聞いています。

柳井委員 中立国における日本の在外財産の場合はどう  
なるか。

上田説明員 条約の形式上から云えばドイツの場合と違う  
規定になつています。

大野会長 それでは銀行局長から銀行局関係の資料につ  
いて御説明をお願いする。

河野銀行局長 問題が細かいので、説明をすると長くかかり  
ますが大まかに云つてこの問題について一律  
に線を引く事は仲々むづかしいと思う。しか  
し通常の意味の在外財産と予金又は送金小切  
手とは性質が異ると云う点だけははつきりし  
ている。予金又は送金小切手等は相手方たる  
債務者即ち銀行が生きているわけです。これ  
の清算——債権、債務の決済をすることと在  
外財産を失つたことに対する政府の補償とけ  
その性格が全然違います。

しかし同じ予金、券等でも、相手方たる銀  
行が大銀行として生きているものと、開墾地  
等(群島、台灣正金等)の場合とでは異つて  
きます。

すなわち青島中の機關に対する債務者と現に  
活動をしている債務者に対する債権者の請求  
との差異であります。

又に、預貯金と、美金小切手、とは区別が  
あると考えます。美金小切手は、いわば在外  
財産と在内財産との中間であります。法的に  
はどちらも本外財産であるといわねばならな  
いが、美金小切手についていえば、これは資  
本的に内閣に来ていると思われる。ですか  
ら在外預金と美金小切手とは取扱いをかえる  
つもりであります。

又日本銀行の支払をするとすれば、鮮銀券、  
日銀券等どうするかの問題が続いていると思  
います。

大野会長 皆様におはかわしたいと思いますが、旧日銀券、  
美金小切手、予金の処理の問題について、当

在外財産調査会としての建前はどうしたらよいかという事です。旧日銀券は直接在外財産調査との関係はないと思うが、すぐ鮮銀券、台銀券に關係してきますので、理論上、全然別だと考えられないのではないかと思われます。

送金小切手や預貯金等も今様に在外財産と直接関係はないとしても在外店舗の在外財産と繋がらる問題となつてゐるものであるから、これを在外財産と切離して処理することは妥当ではないと思います。

個人としては答申するしないは別問題としても、当調査会として一応の研究をしてこれらに対する考を持つていることが必要だと思います。

我妻委員 銀行局長の考をうかがいまして、その間に区別のあることは一応諒解しましたが、なおその線をもう少し考えてみたいと思います。

林幹事 新円、旧円の切換がなかつたとすれば、現在税關等から返還されている旧円はそのまま通用することになる。従つて日銀券予入令というものは法律的に云えば旧円に対してどのような効果を与えるものとみるべきであろうかということが問題となります。

所謂管理通貨の性格を通貨理論で解決するか、或は法律学者のいう一覽払の手形即ち日銀の債務であるという考え方で解決するかによつてこの問題に対する回答は異つて来ると思います。

大野会長 持ち帰られた旧日銀券2,500万円の見返りの勘定は日銀ではどう整理されていますか。

河野銀行局長 日銀券予入令による旧円の残は日銀の未回収旧円の債務勘定として残存し、これは将来交換に來ない場合には国庫に納付されることになつております。その一部は既に国庫に納付済であります。これは旧円は日銀自体の債務でないという考を前提としたものであつて、この考を前提としなければ、国庫に納付させ

るということは起つてこないと思う。現在は  
22, 3億の額が仮勘定として残っています。  
現在研究している考え方からいければ、旧円の  
残存部分のうち特殊なもの——例えば引揚者  
の持ち帰つたもの或は刑事裁判等によつてお  
さしられたまゝになつてゐるものについては  
これを生かしたらどうかということあります。

日銀券予入令によつて強制通用の効力を失わ  
しめたことによつて日銀の発行債務がなくな  
るかどうかが問題でその解釈如何によつては、  
これら特殊なものを処理する上において、そ  
の取扱が異つて来ると思います。この点を我  
委さんにおきいしたいのであります。

その札は本来紙屑なのだが、特別に何等かの  
償直するのだといふとかどうか。即ち日銀の  
債務ではないと考えて償直する。当然に日銀  
の債務だとすると制限をして交換するとい  
う考は成り立たない。実際問題としては引揚者  
の場合の交換には一定の限度を設定したいと

考へている。その理由としては日銀には債務  
がないという事と、新、旧円の切換の時には  
第二封鎖による切捨が行われたという事実が  
あるからであります。

林幹事 私も同意見であります。これは日銀の私的債  
務ではないと考えております。そう考へることにしなければ通貨改革の意味がないし、又  
通貨改革が成り立たないのであります。

大野会長 御参考までに申し上げますが、私は曾て兌換  
銀行券の整理をやつたことがありますその  
当時の理論構成としては通貨は国が発行する  
ものである。これを日銀に代行させたのだと  
云う考え方で約44万円を日銀から國庫に納  
付させた前例があります。この前例からいつ  
ても、又別の考え方があるのではないかと思  
います。

河野銀行局長 この前例の場合は少くとも交換の機会が与え  
られていたが、今度の様な引揚者の場合はそ  
の機会が全く与えられなかつたと云う点を考  
慮しなければならないと思います。

大野会長 如何にして equity を保つかといふことが問題だと思うが、適当にこれらの問題に対して調査会は如何なる態度をとるかをきめておきたいと思います。

我妻委員 今日決定しなければなりませんか。

阪田幹事 在外財産の問題としては御審議願わなければならぬもつと大きな問題があるわけですが、これ以前にも、在外公館等借入金の問題等、個別的に処理しているものもありますし、今日御審議願っております旧日銀券等の処理の問題もそれらと同様だと考えますので、在外財産関係の当面の問題という意味で法案の固まる前に御意見をうかがつておきたいと思っております。

大野会長 それでは、法案が決定するには未だ間があるようですから本調査会としてこの問題をどうするかに云う事をこの次迄に各委員にお考え方を願い度いと思います。

阪田幹事 その点御意向を伺えれば大変好都合でござります。

大野会長 それでは次の会合を来年の1月10から14日の間に皆様の御都合のよい日に決めておきたいと思います。（打合せの結果1月12日と決定）

それでは次の会合を来年の1月12日火曜日、午後1時半、場所はここと決定致します。小河内委員には幹事の方から連絡をお願いします。

（我妻委員退席）

大野会長 それでは次にこの調査会の運営方針について、私としてはこの在外財産問題は御覧のようにいろいろな aspect があり、その aspect 逐一 outline はお聞きしましたがもう少し丁寧に聞きまして頭を整備してゆきたいと思います。その後で結論を出したいのです。

法華津委員 結論は何時迄ですか。

阪田幹事 大ざつばに云つて、半年から一年の間に・・・と考えております。

大野会長 漢重に、早急にと云うわけですね。この会合の回数を増すのは色々と困難を伴うと思いまから、皆様の御都合のよい時に、そしてあ

まりのびない感じにしたいと思います。政府としても早急にこの事を解決しなければならぬようになりましたら、すぐお知らせ下されば、当調査会としても協力するという事にしたいと思います。

中村委員 この調査会の答申を出すについて、新しい資料をそろえるのに何時を要する。作文的答申をらいいのですが。そこで個々の問題を検討しつつ、同時に平行して資料を整えてゆけば良いと思いますが。それから結論の方向如何によつては財政面の資料も要することにならうと思いますが。

大野会長 そこまで詳しく立入る必要がありますかどうか。あまり具体的に立ち入ると行政機関と一諸になつてしまふおそれはないでしょうか。在外財産問題に対する基本の方針とか、その処理に際しての限界点と云つたような、この位のこととして欲しいと云うような答申を出したいと思います。

中村委員 引揚者の職業、滞在年数等差当りの調査事項

を決めたら如何ですか。

大野会長 まず法律論、交約論等専門の説明を伺つてつき、順次資料を整えて、意見を述べてゆくという方法が良いでせう。

中村委員 細かい資料を揃えるには相当時間がかかりますから、外地に居た人の態様をしらべる必要があれば。今から手をつけて行かねば間に合はないと思いますが。

阪田幹事 今から引揚者の1人1人について細い調査をして正確な資料を揃えることは先づ不可能だと思いますし。やり方としては或程度の方向がきまつてから手をつけた方が良いのではないかでしようか。

宮崎委員 よ程上手にやらぬと調査に手をつけて、却つて補償請求等に火をつけるようになつても困りますね。

阪田幹事 その調査をすることによって期待権を持たせることともなりましょう。

田辺幹事 眠っている子を起こすようなものですね。期待権を持たせてしまつては――

大野会長 この調査会を設けたことによつて既にも、引揚者の一部には相当の反響を起としているようですから。

宮崎委員 引揚直後でも、個人の申告には誇張もあるし、必ずしも正確といえず、調査は非常に難かしいと思います。

大体今までの資料による調査の結果に不平を持つものが多いのは、当時の申告そのものにいろいろな疑惑があるからだと思います。一応検討して大体の見当をつけて、一応の意見を立て、それから細かいところに入つてはどうですか。恩給復活の例をみてもそうです。最初は問題がないということで出発したが、いざやつてみると御承知のように色々と問題が起つて来ています。ですから私としては色々と御説明を伺い、それから細目の点に入つていつたらどうかと思います。

大野会長 或時期になつたら陳情者の生の声も聴いてゆく必要があると思います。それは彼等の精神的慰安にもなると思います。もしこれに御同

意下されば、この方針によつて今後のこの会を進めてゆきたいと思います。

上田説明員 引揚者の声もきかず又引揚者を代表する者が委員のメンバーにも加えられずして調査会がすすめられているということについてすでに反対の声がありました。

大野会長 それでは宮崎委員、阪田幹事のいわれよりを方向で運営することと致しまして、この次は法律上、条約上の詳しい事を法制局と外務省当局に伺いたいと思います。なお、委員各位は、本日提出されました旧日銀券等処理の問題について御質問がありましたらこの次の第三回会合の以前についても直接幹事宛、お尋ねして下さい。何か幹事側でご発言がありますか。

阪田幹事 旧円等の問題についてこの次の会迄いろいろ御検討願いたいと思います。又何かこの問題について御註文がございましたら御連絡下されば、資料等につきましては、直接御送付申上げます。

大野会長 そのほかお気付の点は直接幹事まで御連絡下

極秘

さい。

ではこれにて第2回の在外財産問題調査会の  
会合を終ります。(午後3時5分)

第3回在外財産問題調査会議事録

場所 大蔵省 2会室

日時 昭和29年1月12日(大曜日)午後1時30分~4:30

出席者

委員 大野竜太(会長)、小河利緒、中村建城、法華津  
孝太、松島鹿夫、宮崎太一、宮城俊義、柳井恒夫、  
武東光(50音順)

政府側一幹 事... 総理府審議室総括参事官代理大竹政  
界、法制局次長林修三、大蔵省理財  
局長波田泰二、引揚援護局次長代理  
企引場課長木村以雄、外務省アジア  
局長代理企宣課長小鶴太作

説明員... 外務省条約局長下田武三、企宣課  
長里光晶、大蔵省理財局外債課長上  
田克郎、企課長補佐井保雄、福見  
義直、伊勢在浩、大蔵省銀行局銀行  
課長森村裕、企課長補佐森本則雄、  
高橋英明、安彦三郎、理財局経済課  
係長上坂好美、管財局開鎖機開課課  
長補佐坂土行雄

提出書類（別表）

開会 年始ノ時55分

大野会長 ではこれから第3回在外財産問題調査会を開催致します。お手許の会議次第の順序で会議を直めてゆきたいと思います。

まず「在外財産の処理についての解説」について、林幹事に御説明をお願いします。

林幹事 「在外財産処理に関する国内法規について」という題に合ひが、どうかわからませんが、米英条約と国内法との関係がどうか、という点につきまして、政府が現在まで国会等で答弁していること、及び答弁はしてはいけないか、政府として、又は法制局として、考えていた点について、御説明したいと思います。  
国会での答弁は一応政府の意見という事ができますが、そうでないものは内部的な考であるという前提のもとに御説明したいと思ひますので、この点、予め御了承願います。

「在外財産処理に関する国内法規について」の説明としてござりますが現在の處所謂国内法

といふものは大体において出ておりません。従いまして該和平条約が国内法規との關係においてどうかの意味をもつたと云う問題になつてくるだらうと思います。大体、御説明致しますと、対日平和条約の第4条、第14条、第16条、及び在外財産と直接の關係はありませんが第19条、それから第20条が関連条文であろうと思われます。そのうちで最も代表的なものは、第14条でございまして、この第14条は御承知のように、旧連合国にありました日本人の財産を、旧連合国側がその管理下においてこれを処分する。その結果となりたしまして日本人の在外財産がなくなるという形になつておると思います。

今まで、国会等におきまして、在外財産の処理の問題についての回答は、この第14条についてだけであります。

実際的に見ますと大蔵省から御説明がありました通り第14条の対象の財産は比較的小いのであります。専ら、この第14条の範囲、

台湾、関東州、樺太或は平和条約がはつきりあるともないともいえないのですが中央の關係の、こういうものが在外財産としては大部分であります。

第14条の対象になりますのは米國家は中南米諸国及び歐州諸國にあるものだけであろうと思われます。従って、このうち一番大きなものとしては米国あたりではないかと思ひます。実質的にはこういう意味におきまして重要性は比較的少ないのであろうと思ひますが、法理的にはこれが議論の中心となつてゐたようござります。

この14条の結果として外國の政府が処分しました財産、これに対して国内法上補償すべきかどうか、憲法第29条に基いて上記の補償が必要なのではないか、という点に議論が集中されてゐたようござります。

これに対しまして、国におきましても法務省が答弁したことかございますが、これが結局政府側の意見であるということになると

思ひます。結局、その趣旨は外國における財産の成立はその国の法規によるものであつて、外國にあつた日本人の財産が他の外國における強制処分されるといったことは、日本の国内法に直接関連する問題ではない。従つてこれは直接日本政府が国内法に基いて財産を改用したといったような問題ではなくから、憲法第29条第3項にはまとめて該当しないといふことであつたのでござります。ただ社会政策的に見て日本政府としては何とかしなくてはならない。これが政府としての問題であるといえればいえないことはない。第14条につきましては、このような根本方針をとっている誤ですが、その他については多少考え方はずれてくると思ひます。

次にオノム条がござります。これは中立国にある日本人の財産に関する条文であり、これを日本國の捕虜虐待の補償費用に充てるという意味で連合国側がとれるということです。この書き方が問題なのでございまして、これは當時以後大蔵省ともしばしばお打合せしておりるのでござりますが、極めてこれを冷やかに読みますと、結局これはオノム条の連合国にある財産とは多少取扱の性格が違うのではないかと考えております。これは条文から申しますと結局、日本側がこれらの財産を引き渡すような恰好に書りてござります。中立国にある財産を日本側が引き渡すという意味如何にもなるのですが、中立国にございまする財産といえどもその国の法令によって認められた財産なのでございまして、たとえ、それが日本人の財産でありましても、これを一方的に日本政府だけで処理することは不可能だと思います。結局は所有者に対して何等かの代償を出して引き渡すというよりほかはないの

ことになります。それができなければ、こうのうちからつきまして国内法令で処置せねばならないのですが、それができ若ものかどうかは問題です。これが日本に住んでいる人間相手なら簡単ですが、結局は買って引き渡すと云う他に方法はないと思います。もう一つはここでは equivalentなもの引き渡してもよろしいということをいっているのですが、特に日本政府として財産をそのまま引き渡すことができない場合には、又相手の国が特に要求する場合は、その財産と等価のものを渡せばよろしいといつてゐるのです。そういう意味から申しますと代替的な請求権といつたような恰好のものを規定しているのでござります。これを実行する上においては連合国にある財産を処理する場合と法律的につながるものとなると思ります。このオノム条の關係につきましては今監国会で一度も質問なく政府も答弁したことはないのですが、これは質問されれば当然上記のようご回答せざる

を得ないのではないかと思います。

それから関係条文には第4条がござります。

即ち朝鮮、台湾、樺太の問題で日本上の方ち放棄した区域の財産でござりますが、これにつけては直接財産の処理を規定しておらず、特別取扱の主題としております。これは第4条の2項にござります。この2項だけでござりますと問題はなかつたのでございますが、6項かあとから——これは多分朝鮮の要望があつたのではないかと考えますか——あとから挿入されました。法的といひますと、日韓、日台、それから樺太につきましては日本とソ連との間ですが、これらの間の条約によって処理するということになつております。今、日本としては公式的にはこの4条だけによつてこれらの中にある在外財産を放棄するわけではありません。処理未竟なわけでございます。一番代表的なものは韓国政府との間の処理交渉であります。この処理交渉によつてはっきり放棄するか、或は代償をと

るかということが書き忘れていますが、2項の意味につき多少問題があるのであります。この2項を承認した意味は要するに財産の形態が變つたということをいつてゐるだけでありまして、何う側が清算したことだけを承認したがその清算代金をも放棄したのではないことは明らかです。従つてその清算した代金はとれるのでありますから、いわゆる國內補償の問題は起らないと思ひます。

第19条

次に第十九条がございますが、第十九条の中では特にC項が関連があるのではないかと考えます。これにつきましては、はつきりしない点が沢山ございますので、外務省からよく御説明して頂きたいと思ひますがこれは旧枢軸国財産の問題に關係しております。又二十

第20条

条もこれの關係です。外國にある旧ドイツの財産は——始めはソ連も入っておりましたか——蘇聯米、英、仏、3国の間のペルリン協定によりこの3国がvestすることになつております。20条はこのことをいつていなわけです。係りしあうでないものもあるわけで、結局3国がこのvestの权限を行使しなかつたものもあるわけで、これにつきましては、第十九条のC項で相互放棄を条件としてお互いに請求権を放棄し合うことになつております。ところが、御承知のように未だドイツとの間に取扱ができておりませんから、相互放棄をしたことはなつております。又ドイツはこの平和条約に入つておりませんから、この

19条C項  
の解釈

十九条で本当に意味のある条款は十九条のC項の最後のセクションであつて、ここで十九条の規定はノルマ条乃至20条の行動を害するものではない要するに連合国ペルリン協定に基く裁判を導くものでないことを規定したわけです。結局ドイツの財産の問題は連合国がvestしなかつたものに限り十九条のC項に基く日本とドイツとの間の取扱によるわけです。連合国側に対しては日本側はドイツが全面的に放棄すれば、日本も全面的に放棄するという具合にいつております。いのうな条件で放棄するかこれから問題になりますわけです。

在外財産処理の問題に關連致しまして、第十九条のa、b、c各項も、皆国内財産に關係があるのでございまして、御承知のようにA項では連合国に対する日本人の財産請求権全部を放棄しております。

これにつきましても、憲法上の問題があるでござります。これを対しまして、国会で

## (A)項

は法律的に説明したことはございませんでしたが、このa項は色々な読み方があるのでないかと考えております。形式的には日本政府が放棄したとなつておりますが、a項とc項とでは書き方が違つております。a項には「日本国民の為に」と書かれていますが、c項には、はつきり「日本国民の為に」と書かれるのでござります。a項は「日本国政府は日本国民が日本国民の請求権を放棄する」と書いてあり、条約の解釈からすれば、恐らくは「日本国民のために」という意味であろうとは思いますが、極めて形式的に読めば日本国政府が放棄するという意味は、政府か官公に属する財産権を放棄するという意味と、日本市民が行動するのを保護しない、所謂保護権を放棄したという意味との二つが出てくる。国民自身の持つている請求権は、これは恐らく実行できまいけれど、これまでも放棄するものではないというふうに解釈できるのであります。末どこれは正式には發表し

たことはございませんが、このようない解釈すれば、多少前加邊るのではないかと思つております。係しこの解釈が妥当であるか否かは議論のあるところだと思っております。このような解釈をしますと、国内の日本国民のもつてゐる請求権の場合でも、この請求権を行使するためには日本国内で訴訟を起すことはできないのですから、海外請求権の場合には、これらの請求権を実行する為には、その國に出来ぬけて行つて、そこで、外国での訴訟によるほかはない。ということになりますと、19条の項の場合、国民個人が当該國へ行つて訴訟を起して、請求権を行使しようとするものまでも禁止しようとするのではないと解釈できると思います。係し、これは恐らく実効の伴わない解釈で、こう解釈できるのではないか恐ろかという極めて技術的なもので、専ら、政府の補償ということを義務づけないという、結局、財政当局にはこういう立場が強いので、その立場を行なはば、このような形式的な解釈

もできるという意味のものであります。

以上大体、平和条約に基きますところの在外財産問題処理の国内法上の問題を申し上げたわけでありますか。結局国内賠償をしなければならぬという議論は致しておりません。オーラム条項が多少問題でござりますが、これも恐らく強権的におさえるのではなく、買ひだ、買わなければ、その代りのものを出すのだ"という法律論になると思ひます。国内的にはあと問題になりきすまでは、何かと憲法第29条に入はなかからぬ、在外国民の保護を放棄したヒロア問題はありますか。これについては社会政策的大秀えて措置をせねばならないとしても、それ以上のことは必要ないのではないかと思ひます。簡単に申しますと大体こんなふうになるのではないかと考えております。

以上申し上げ足りない点が多くあると思ひますが、私の申し上げた中で、何か御質問でもございましたら。

大野公長 何か御質問はございませんか。

林幹事 弘茂もよくわからぬのでございますが、第19条の放棄した請求権の範囲は、純然たる国内法に基く民事上の請求権、例えば暴虐による損害に対する請求権も放棄したのか、或は公権的な公の行動に基く請求権で、國際的性権を持つているものだけを放棄したのであるか、又は連合国軍人の多少プライバートな行動から生じた請求権までも放棄したのであるか、例えば、實物に行つた時に、連合国人が自衛軍事故で、人をひいたとか、というような場合の請求権をも放棄したのか、いろいろ読み方があると思うのですが。

下田条約部長 「すべての請求権」と書いてありますか。

林幹事 「すべて」とあるのでござりますが、戦争としての行動、軍隊としての行動、軍人としての行動に起因するものは別としても、こういうものから明らかに離れた、今いつたような完全にプライバートな行動に起因するものは放棄の範囲には入らないのではないかという

負かすするのですが

柳井委員 政府が国民の請求権を放棄することは、いいかえれば「人の請求権を放棄する」ということなのですが、これは結局はいいかえればC項と同様に「国民のためにする」ということになるのではないかですか。

林幹事 条約の解釈としてはA項の場合もC項と同じようく「国民のために」と解釈できないことはないと思いますが、A項とC項とを何故このように文章をかえたかという問題はあるのであるとしても、条約の上からいえば、国民が勝手に請求権を外国に行って行使できるといふ解釈は甚だ困るだろうと思いませんからおそらく「国民のために」という意味だろうと思ひます。

ただこれを極めて形式的に見ますと国民自身の請求権まで放棄したものではないというようなヘリケツもつけられるのではないかと思つておるのです。

柳井委員 19条のA項とC項は Reduction の時はどう

だったのですか。

下田条約副長 私は平和条約のときおりませんでしたので・・・・

柳井委員 これは気がつかず大齊んでしまったのではないかですが、連中の方でも、条約とはよくこういうことがあります。

例の京濱の損害を米国に請求しようと訴訟を起している Case がありますが連中の考え方は今、林さんのおつしやられたようなことからきてるのではないかですか。

林幹事 そうだと思いますし、言葉だけとられまいが国民の請求権をも放棄したのだといふ議論に対して異議かいえる余地があるのではないかも知えますが・・・

柳井委員 次にオノメ条の関係なうですが、私が最初条約・草案として新聞発表を見たときは、確かにメ条の規定はなかったと思いますが、その後条約の発表の時は掲載されていたよう記憶するのですが。

林幹事 最初からあったよう記憶しております

柳井委員 オノメ条はダレスの条ではなくて、あとで英  
国の注文で入ったのだと思いますが…  
下田条約局長 ダレス案のときもあつたように思います。

重光条約局  
支那課長 さき程の新聞発表のことですが、最初の新聞  
発表の時にはありませんでした。正式に外務  
省に渡された草案には入っておりました。

林 幹事 オノメ条は連合国か自分の国の法律で留置清  
算するのでござりますから、日本側には全然  
問題はございません。オノメ条關係は直接日  
本政府が手を出してするということになつて  
おりますから、この条文は始めから入ってい  
たはずです。

武井委員 このオノメ条は中立国にある日本人の財産を  
或る当該中立国のためにではなく矢張りどこか  
連合国のために……

林 幹事 そうです。引き渡すということは、中立国には  
中立国の法律もあり、憲法もありますので、  
中立国としても勝手に処分することはできな  
いはずですから、例えば、スイスと連合国と  
の間で協定を結ばねばならぬのではないかと

考へております。

武井委員

ほかのノメ条等の条文と違う大きな点だと思  
うのですが、ほかの条文の場合だと、こちら  
が放棄をすればそれで済むかこの場合は、  
ノメ条はそうはゆかぬ、少くとも先方に移さな  
ければならない。そこで引き渡すという表現  
が必要になつたのではないか。矢張り気持ちの  
上では政府としても捨ててしまうという点で  
同じではないですか。

もう一つ大きな違いは、ここで賠償としてと  
いうことがはつきりしている。即ち政府が賠  
償しなければならないのは、個人の財産をもつ  
てあつたという趣旨が明らかに表われている。  
14条の方にこういう趣旨が含まれていれば  
か、何をいつのか

林 幹事

オノメ条全体が賠償の規定といえますから、  
14条にもその趣旨があるのですが……

武井委員

上所述はこのオノメ条が憲法や29条や3項  
と密關係というのはおかしい……

林幹事 サンクツは賠償の規定ではござりますが、直  
接の関連は書いてありません。戦争でこれだけ  
の損害があつたから、これだけの賠償をと  
るということは書いておりません。たゞ、自  
分の國にあるものは取り上げるということです  
かう……

武寧委員 賠償の規定であるとすれば、賠償といふもの  
かどうかのものであるが、更にそこから戦争  
理論に入らねばならぬのではないかと思ひます。  
戦争に勝ったものは自分のところにある敵國  
の財産は取り上げられるのが当然で、賠償は  
それ以外にとれるということは昔の戦争で、  
近代戦争はどれだけの損害をうけたかがわから  
なければ自分のところにある敵國人の財産  
も没収できないのだということになれば、サン  
クツはつきりいっていなければとも失張り賠  
償の規定といふことになるのではないかとしよ  
うか。

林幹事 第一次大戦の時は個人財産は取り上げたが、  
その額も計算して清算はしている。ただとり

上げると云ふことはありませんね。

下田泰封副長 ヴィルサイエ条約のときからそうなっています。  
林幹事 離かトイツは賠償額を算定しないまゝ、個人  
の財産が賠償に充てられて計算されていったと  
思ひます。

武寧委員 近代戦争では個人財産を返すということはな  
いのですが。

柳井泰貞 正代戦争でも戦争が終れば当然返されると  
いうことはおかしいでしょう。

武寧委員 返すといふと、返はゆかないでしようが  
都井泰貞 失張り条約ですべてをきめるとということをし  
よう。

武寧委員 するとその条約のなかにある理念としてはど  
うのことなのですか。

林幹事 外国の法令に基いて外國に残してきた財産を  
うですからそれが返されなくとも別に国内  
法で抵触することはないはずですし、少くとも  
損害より多額にかかるべきではないと  
思ひます。ついで財産を没収された人々に対する  
して政府が改めて賠償額をうするかといふ問

題はありますか……。殊に、朝鮮、台  
湾、滿洲等に対する、戦争中の政府としてま  
何等かの政策をもつておらず、国民に要請した  
ことのあるのですから。

我妻委員 その後に残る問題については、政府としても  
何とかしなければならないのではないか。

林幹事 それは問題として残ると思ひます。

宮沢委員 常識的には何れでも結論は異なないですね。  
底に意味の解釈を見て、国家が私人の財産  
を奪った。この点は間違ない。かそれだから  
といって直ちに國家が補償しろということには  
ならないという理論で、そこを何と説明す  
るかというところに根本問題があるでしょ  
う。

柳井委員 つまり國家と私人との關係においてですね。

宮沢委員 戦争とか 条約とかいうものの本質的なもの  
からそういうところに来るのですが、たゞ、形の  
上から私人の財産に対する補償として憲法29  
条を引合に取られたくないという気持ちがある  
わけです。

柳井委員 14条の如きは、この八項の最初を見ると、  
これは何としても賠償の規定ですね。賠償す  
べきだなどそれはできない。せめて、これだけ  
のものは持ってしまうという……。

林幹事 14条全体からはそういうこともいえると思  
います。

その場合、憲法と条約とかが同じ法範疇だと  
すれば憲法が全然無関係であるとはいえない  
なります。そのところが違うのではないで  
しょうか。特に「条約」という点にですね。  
何かあるのではないかと思っておりますが、  
この条約は議会が承認したからよいというも  
のの政府が勝手に人民を保護する権利と義務  
を捨てておいては國民が何も文句をいえな  
りというのは常識的につけておかしい。

宮沢委員 戦争に敗けて領土をとられた場合、その領土  
の人民が嫌だといつても、しょうがないわけで  
すね。

柳井委員 その場合補償はどうなりますか。

林幹事 その場合にも憲法上の補償の問題には落ち込

いと思ひます。

伏見委員 憲法第29条と新聞報道といいきれ方でしょ  
うか。

林幹事 摺々条約が國民の所有權の放棄を命じ得るか  
いうかが問題です。

松井委員 スイスは個人の財産を個人の同意なくしては  
処分できまいというようなことをいつている。  
スイスは現在日本人の財産を封鎖している。

あれはどういう理由でやつてゐるのですか

下田条約局長 それはやはりヤノル条があるからであつて、  
結局ドイツと同じ結果になると思います。

松島委員 ノル条と關係なくスイスは日本に対する債権  
の担保として封鎖してゐるときりであります  
そんなことはありませんか。

下田条約局長 それもあります。

柳井委員 ゲーリング時代にその片腕といわれたウオル  
タートから私が貰った手紙によると、ノル条  
關係の資産の問題でスイスから何か日本に申  
入をしたとかするとかいうことが書かれてあり  
ますがその事実があるのですか。

宣光条約局  
第3課長

スイスから日本に対するクレーム問題でしょ  
う。

スイスの方は早く自分の分はとりたいといふ  
事でクレームを洗つてみたいということを申  
し込んできました。

伏見委員  
宣光条約局  
第3課長

政府に対する的权利ですか。  
結局どうです。

伏見委員  
宣光条約局  
第3課長

たとえばどんな例がありますか。  
南方半島戰争状態から発生したものです。

柳井委員

普通の場合のものもありますね。例えば通常  
の異約關係のような場合ですね。

宣光条約局  
第3課長

講習中の日本政府の代金未払のような問題が  
あると思ひます。

松井委員

これがスイスたまる個人財産を封鎖してゐる  
原因となつてゐるのですか。

宣光条約局  
第3課長

形式的な面からはスイスは蒙特利條約を知らな  
いということになります。それですから当然  
には封鎖すべきでない。しかし自國のクレ  
ームが解決してゐないので封鎖を解除してお  
りません。押えてゐることがおかしいといつ

でも、それだからといって解除するというこ  
とになるといふ條実施の義務を負っている方  
か方たとて色々な問題が生じてくるというこ  
とになるのではないでしようか。

松島委員 それも理屈からいっておかしいですね。日本  
政府の債務に対して個人の財産を押えておいて  
将来の補償の対象にしようということは。

望光条約局  
第3課長 スイス、スエーデン、ホルトガル等もそうで  
すが、戦争中から話があつたものです。どう  
しても話がつかないから、自国内にある日本人  
資産をこれまで押えておくかそれはすっかり  
とつてしまふのではないか。日本の不法行為に  
に対する一時的措置であつて、よくある例で  
はないかと思ひます。

宮沢委員 カノム条は何れにしても何かの形で代りのも  
のを出さなければならなくなるのではないの  
ですか。

林 幹事 そうです。まこうから請求さえあれば、政府  
が選択することはできるのですから。しかし  
国民のものを政府が強制的に買上げて引渡

すことができるかどうかという問題はありますか。

武妻委員 カノム条の内容は補償しないでもよいとはい  
いかねるようですね。ノム条がそうならノム  
条と同じ取扱いになることになりはしませんか。  
法華寺委員 法的には、日本政府の引渡行苟かその間に何  
さまるかどうかによって賠償になるかならない  
いかということになってしまつうのですね。

松島委員 中立国に引渡すというのと日本が敗けた相手  
の連合国によって処分されるという上で違  
うということになるのだろうか。ノム条がも  
しノム条と違うとすればそれは結果にどうい  
う影響を及ぼすことになるのですか。

林 幹事 よく判らないのですが、その点は通るのでは  
ないでしようか。

武妻委員 だから「敗けた」ということの相違がその先  
の論理にどこまで相違としてでてくるかとい  
うことです。

大野会長 ちょっと皆様にお詫びしますが、論議は次の  
項目と同じようになつてきておりますから、次

約局長から「在外財産処理に関する国際条約について」の御説明を承ることにしたいと思ひます。

下田条約局長 それではおから敗戦国に対する賠償等。終戦の問題につきまして、各委員の方々ご参考としてなまの意見を申し上げた方がよいと思ひますので多少個人的な意見をまじえまして、ご説明をさせて頂きます。

敗戦国に対する懲罰方法につきましてどういう風に変わってきたかということにつきましてはいろいろとござりますが、ここでは敗戦国から何をとるかという問題に限定いたしましてその歴史的変化を御説明したいと思います。昔は敗戦国から先づ領土とか政治的权益というようなものをとったのでござりますて、かつての日清日露戦争の場合はそれやれ台湾なり桟太のように領土をとっております。次に賠償をとるということも戦費即ちお前の国をやつっけるのだけれど金がかかったのだから、これだけよこせと戦費、軍費即ち現金賠償をとったのであります。

これが今世紀の初めまで行われてきた慣例でござります。今世紀に入つてからは領土とか

政府的权益の問題が大きく變って參ります。第1次大戰からはそこの住民の意思を無視して領土を割譲しないことになつたのでござります。第2次大戰におきましても大西洋憲章ではつきりこのことを規定しております。しかし日本の場合領土をとられておりますが、これは、カイロ宣言で、もともと日本が清国から盜取したもので、これを正当な株主に歸すくだということにしております。そのような訳で領土とか政府的权益のへんり方は余り變つておりませんが賠償の方になると非常に変化しております。日清戰争のときは現金を2億テールとつております。日露戰争のときは小村全权の接しようとも拘らず無賠償となつて、あの焼打事件となつたのであり、結局賠償はとるやきものであるといふことになつたのであります。

第1次大戰の時には連合國に与えた損害及び国民に与えた損害に対して現金賠償をとつたかそれ以上に連合國にある敵国の私人の財産

を留置清算するということが新たに始めていたのでござります。

一方戰争中、国有のものでも私有のものでも軍事的な意味を有つもの例えば船舶その他のものをとつたのでござります。

ところが第2次大戰からは更に大きな変化があつたのでござります。それは敗戦国を長い期間占領する無条件降伏という方式をとつて、全部軍備を破壊してしまいますのでそこからはとるものがない。且つ現金賠償につきましてはヴエルサイエ条約の例を見ても実行できないといふことがわかつておりますので、今次大戰では全く問題にしておりません。

結局生産賠償とか役務賠償という形になってきたのでござります。ヴエルサイエ条約等では歯費賠償ではなくて、国民が蒙つた損害の補償に充てるために、留置清算した敵国人の在外財産をそのままとつたということになります。こういった変化を表した理由は、戰争中に敵国人の財産を管理すると

りうことが行われまして、それを留置清算して、戦力を増強するため使用したのであります。

従つて終戦になったからといって、これら清算した敵国私人の財産をもとに戻すということはできない。又オニ次大戦ではイタリヤもドイツも日本も無条件降伏としたので敗戦国の側からこれらの財産の返分に対しても文句をつけられない。留置清算したことに対して文句をつける方が非常に弱くなってきたことも一つの理由だと思います。

又、戦勝国側からいっても戦敗国の経済力の低下は結局自分の負担になりますので、イタリヤの場合は平和条約のクルナ条項にはイタリー國の経済の再建を妨げないという規定も入っておりますし、香港条約の14条にも日本の経済再建ということが大きな制限となって規定されて、日本に外貨負担をできるだけかけないということが制限となつて賠償負担は非常に軽減しております。即

ち敗戦国政府からくる賠償が豪華輕減されてきたので、その代り必ずとれるところの自分の國にある敵国私人の財産をとるということが行われているわけです。又オニ次大戦後は占領期間が長くなつたので、平和回復直につくられた結成事実が、そのままとなつてこれをくっがえすことが困難になつたこともう一つの原因の一つだと思います。ともかく在外財産をそのまま返還することが困難になり、一方新たに賠償を課すことか困難になつてしまひるので、最も取り易い自分の國にある敵国私人の財産を戦争中の状態のままとつてしまおうということになつたといえます。

然らば敵国私人の財産を敗戦国家の賠償義務の代りとしてとつた場合に、その敗戦国政府は国民に補償しなくてはならないのではないかということが問題になつて來ます。……

これは先例を見まるとオニ次大戦後のドイツはケルサイエ条約の会談の際に、ドイツ国民の在外財産をとることは私有財産の侵犯で

あつて国際法規に及するところ大に及ば  
したのですが、連合国側は国際法規に及ぶる  
ことは認めるが、条約には同時にドイツ國政  
府の国内的を補償義務が定められておりから、  
私有財産の没収ではないし、私有財産权を無  
視したわけでもないといふことになつて押し  
切られてしまつたのでござります。事実ダル  
サイエ条約には補償規定があるでござります。

ダルサイエ条約第260条の第2項及び第297

条のリ号にこの規定がござります。

今次大戦のイタリー、イ平和条約の際の1943

年のペリ会議の時もイタリ一全权からも同様  
なことが主張されました。結果この場合も  
補償規定が入つたので、これも泣きぬ入りと  
なつてしまひました。イタリ一平和条約第79

条の3か条の規定でござります。

かくして連合国側も国際法規を認めながら、  
良心のなやみには苦しみながらも国内の補償  
規定をおいたことによつてわざかに心のなや

みをなぐさめていたのでござります。

昨日平和条約にはこれらの補償規定がござい  
ません。(以下削除)

補償規定がないことは、個人的な意見として  
申し上げますと、日本政府のその国民に対する  
義務を免除したものではない。これは国内  
問題として處理すべきものとして条約は白紙  
のまま残したものである。このように考えて  
おります。日本国内の問題として残された場  
合に考慮すべき問題は他の国際法の過去の慣  
例及び国内法例えば憲法やローラーの如きもの  
との關係を考慮して、白紙に残したものであ  
ろうと思ひます。要するにその義務を免除し  
たといふ意味があつたものではない。かう  
に考えております。

なお国内補償の先例につきましては、大蔵省  
から既に御説明があつたことと思ひますが、  
御参考までに述べますと条約でも、ダルサイ  
エ条約の場合やイタリ一平和条約の場合に國  
内補償が義務づけてあっても、それで直ちに

当該国民に國家に対する請求权が発生するものではない。

従いまして日本の場合は条約に補償規定がございませんから、全く白紙から出発してよいと考えております。

イタリーの例は申誤りませんか。全貌がわかつておりませんので、又今御説明できませんが現金で補償しているのではなくて、公債でやっております。ドイツの先例は空ルサキエ条約成立後3年半の後に国内補償法が成立しております。成立したと申しましても決して十分の補償ではございません。時期的に遅れて、しかも金額からいっても不十分な補償なのでござります。

要点を申し上げますと、財産の評価は戦前の価格ですからこれはモラヒルに足らぬ価格であります。為替レートの換算率は戦前の換算率でありますのでこれで又殆んどともに足らぬものとなります。御承知のようにこの補償規定が実施されましたのか、ドイツの大イ

ンフレ後でござりますから、もうこれは本當にとるに足らぬ額となつたのでござります。

そこで個人に対しまして基本補償という制度を設けまして、最初政府は戦前価格の4倍という数字を出したのでござりますが、議会におきまして、この4倍という数字は余りに大きいということになりますて、この4倍を10倍と致しました。これでもなおまだると足らぬ額でござりますので、そこで追加支給金という制度を作りました。この追加支給金という制度が非常に獨特のものでありますて、極めて平等主義として獎勵的意味をもたいであります。

先ず全額と申しますのは喪失私人が外国にあった財産を全部失った即ち經濟的基礎が全くなくしたというような場合は、戦前価格の25倍とリラシのを与えております。従いまして基本補償が10倍でござりますから35倍を与えたということになります。又同時にあける事業の再興ということがござりますて、これ

は国外において省、かつてやつていた事業を  
国内において再開したというような場合には、  
戦前価格の40倍、従いまして基本補償の10倍  
を含まして50倍ということになります。それ  
から外國における事業の再開、これは外國  
において省やつていた事業を外國において再  
開したという場合で、これは50倍、従いまし  
て基本補償の分と合せて60倍ということに  
なります。最後に全損で然も外國再開といふ  
のかございます。これは全損者が外國におい  
て事業を再開したという場合、これにつきま  
しては戦前価格の20倍、従いまして基本補  
償の分と合せて30倍という数字を立えてお  
ります。つまり10倍から20倍であります  
から1対3といふ非常に奨励的、建設的な意  
味をもたらした立法をしております。

これは機械的なものに較べて、非常にドイツ  
的で面白いと私は思っております。一方これを  
見て現金で渡したわけではございませんので、現金支給は、財政的負担や、カンファレンス

で面白くなり。そこで400万マルクまでは  
現金で渡しましたが残りは4年償還の大廠  
省証券としてござります。又これら補償  
金には見て課税が免除になっております。  
以上がドイツの例でございますが、この在外  
財産問題調査会として結論が出来まして、補償  
するようなときにはドイツの例が参考にな  
るのではないかと考えます。私共が考えます  
のに日本の国内補償の問題も解決すべき時期  
が来つているのではないかと思うのであります。  
先ほどドイツの場合3年半かかったと  
申し上げましたが、日本もこの春で平和条約  
発効後2年になります。これから先生方のご  
研究の成果が出来まして本年度予算には無論  
に合わないことでございましょうが来年度に  
ても計上いたします。やつと3年から3年  
半、ドイツの場合と同じ位にどうにか具体化  
するのではないかと思ひます。そしてこの場  
合にはたゞ先補償をやるといたしましてもト  
イツの例でも判るように、決して日本の現状

から口つて充分なことはできない。しかし少しでもやるといふような場合には、このドイツの例等ご参考になるのではないかと考えております。繰り返して申しますと平和条約で国内補償の点をトロッパさせておりますことは決して日本政府にその義務を免除したのではない。又最近の對外交渉で見ましても、通商条約でも何かに私人財産の尊重といふことが大事であるかは数多々それに關する規定がありには愈々おいて要求されておることでも充分わかると思ひます。私人の財産权の尊重といふことは、日本が新憲法下文明國として存立するうえには見逃すことのできないことで、国内補償をやらないとした場合、連合国側としては決してこれはねぎめのよいことではないと思うのです。

平和条約には国内補償義務の規定はないけれども、やはり私人の財産权の尊重といふ民主主義の最大原則を尊重して、国内補償を、若しのながらも日本政府が実行したということ

で、更たゞく運を國體の日本に対する見方が好意的なものになるべく努力かと感ずる所以ございます。政に取扱に説法で恐縮でござりますが、どうぞこの場地から公正な解釈を委員の皆様から提起されるよう私はひそかに外務省員として、大蔵省と多少意見が違うかも知れませんが、お聴きする次第であります。

松島委員 今ドイツの補償の話をきいてみると、日本で今考へてゐることと少し違うようと思う。

耳失した人に多くの価値をやろうという考え方に対して、日本は耳失できた人にはやらな  
いで、困った人にやろうとしている。

宮崎委員 ドイツの例ですが、法人、個人全部平等でやつておりますが。

下田条約局長 はつきり申し上げられませんが、そうだと思います。

法華津委員 ドイツの今後の補償の制度は実施になつたのは大体何年頃ですか。

下田条約局長 1923年6月9日頃最終的なものか公布になりました。

法華津委員 その時のドイツのインフレはどうだったのですか。レンテン・マルクでてきたのはもう少し後でしょう。

我妻委員 1923年11月です。

法華津委員 そうすると結構、実施になつてみたものの、インフレでどれも大した価値はなかつたんですね。

我妻委員 ドイツの場合ほかにも法律的に補償を実施しにまとうにして実質的な財政支出は零細なものにしておひで、いろいろな場合に応じて是加減で調節するというふうな持つて行き方ですね。非常に巧妙な方略だと思います。日本でも財償とか差引の計算上だけでも零にしておいて、あともう適当な是加減で補償するといふふうにもつて行つたらどうことが考えられまますね。

法華津委員 ドイツの場合インフレのかみ合せが非常に効いてるわけで、その実施の時期が実質的な問題になるわけですね。

松島委員 今次大戦ではドイツは茶船で補償の義務をどう扱うことになつてゐるようですか。又現在国内法では具体的措置をとつてゐるかですか。

下田条約局長 今度は恐らく、将来対独和平条約ができると国内補償規定が入るのではないかと思ひます。というのは日本の平時条約ができる時の立場とは違ひまして、経済的復興が相手宜んばかりまして、インフレの昇るする恐れもな

いですし、結局、空ルサイユが例を踏襲するのではないかと思ひます。今次大戦での例としましては、52年、英米とドイツの協定ができました。この協定では、今直に連合国がドイツ資産に対してとった行動、それから将来となる行動は、全部承認するということになります。しかし平和条約のように決定的に処分したわけではありませんので、全般的な在外財産につきましては、国外補償等の措置は何等とつておりません。ただドイツ国内において戦災を受けたものに対する国内立法はござります。戦災による損失を補償してやる、これは色々なこまかく規定があると思います。それからドイツ人で戦争中、戦災を置いて政治的理由で外国から追放された者に対しても、補償するという、そういう部分的な規定もございます。

官民委員 補償するところは立派な上れのだが、実質的には~~財産~~は非~~財産~~にあつかはれる。憲法に基づいて~~要求~~されても、政争にけずりしも~~財産~~が務めがあると

感じます。結局、社會的政策が何をやまとげうことになるのだと思ひますが、何れの場合であっても実質的~~を~~補償は無理なことで、結果的には同じことになるのではないかと思ひます。

相談的商長 廉法に基いて補償するとしても、憲法29条3項に該当するものはないと思ひます。ワイマール憲法にも、公共の利益の範囲には正当な補償として財産権をとることができるとの規定があります。その内の公共といふは、たとえば道路をつくるため大個人の土地を收むするというような意味のものであって、外国大財産を持つていた限り、それをとられて、国家全体の賠償金に充当されるというようなものは、この公共といふ文字には当らないと思ひます。そうしますと第29条1項の「財産~~は~~これを侵してはならない。」という原則、それ自体の適用だと思ひます。國威法上でも、元來この原則に反して、個人の財産権を侵すことは成り立たない違法だ

違ひないわけです。

官民委員 「侵してはならない。」といつても、今の場合、既に侵しているのだから、結局、侵した後の措置を政府としてはどうするかという問題にならざるを得なかつたでしよう。

下田条約局長 しかし、条約がその高につけて無言であつてそれを免除したものとみると、そうでないかということは、その条約ができるときの交渉経緯であるとか歴史的沿革、国際法上々先例と勘案して、異議がな口所をきめるようになると思ひます。

武蔵委員 それはそう通りでしようが、29条ノ項が標でてきて、非常にやかましくいえば、在外財産を放棄したこと自体が憲法違反の条約だということになるとわかつた

林幹事 たとえばアメリカにある日本人の財産を、アメリカ政府が法令を出して、没収した。これは日本国憲法に觸れる問題ではない。アメリカの憲法に触れる問題で、これがアメリカの憲法上合法なものであれば、結局、日本と

しては、保護権を行使するかしないかの問題になつて、國際正義に反する、といつて抗議ができるわけです。抗議を申し込んで受け入れられれば問題はないが、受け入れられないような場合、どこへ、どうするかという問題が国際法上の問題として残されるわけですが何れにしてもそのこと自体が直接日本国憲法に反するものだというわけに行かず、又のまわり日本政府に補償を要求できる根拠にもならないと思ひます。

武蔵委員 一寸遠うのはこの場合は日本政府も条約を承認してそれでよいと約束したという点にあると思ひます。

林幹事 それはそうです。そこでこの条約が一体憲法全体の人の保障とか財産権の不可侵とかいう点から見て適當か否かという問題がでてくるわけですね。

武蔵委員 壇を例ですが在公館が在外の日本人個人の財産を全部取り上げても、憲法29条の補償の問題とはなまらないといった感じのようです。

林幹事 それほどないでしよう。その財産が所在する国の法令になりたつてはいる財産ですから、例えば日本政府の旗典かワシントンに在る日本人の財産を取り上げる方法はないわけですね。事実上日本政府が為替管理法といったようなものに基いて外国にある日本人の財産を全部日本銀行に売れというようなことは或はねえかも知れません。又売れといって売らなければ罰則をつくることはできるかも知れません。しかし強制的に日本政府が外国にある日本人個人の財産を取り上げることはできないと思ります。

中村委員 今もし14条が書かつたとして、外國政府が日本人個人の在外財産を没収したとしたら国際法上日本としては文句がいえるでしようね。

林幹事 それはいえると認めます。

中村委員 そうすると14条があるからはじめて外國合法的に取られるわけですね。

林幹事 その合法的といふ意味が問題なのでですね。平和条約か日本憲法に矛盾するといった場合、

国内法は専横法だけの問題などとして看過できたりのではなかろう。という問題があります。又一方通商航海条約とか平和条約そのものですが、条約の規定はその条約に基づいて主張できるのでそれもない場合は、結局國際慣例上認められた財产权というものを國際正義といつたようなものを挙げてころんとして主張するより方法がないわけで、こういったものに弁護していくても条約はかまわないかという問題もあります。

柳井委員 日本国憲法との關係では平和条約に財产权を侵害することが書いてあっても、国会は承認しているわけです。もともと日本が平和条約を結ばなくとも相手は、自國にある日本人の財産をとれるところであればこれはしようと云う。条約に規定があるのですから、結局日本の意志によって、取ったのですね。その規定が憲法違反してないと信じて国会は承認したが、じつちかねる人がやないがと思うのですが。

林 幹事 それともう一つは補償問題については全く考  
えておらず、甘紙のままであとに残したりと  
いう考え方もあり得るわけです。

柳井委員 甘紙の状態とするなら憲法29条1項が適用  
されて補償しなければならないこととなるか、  
それとも29条1項には全く關係はないか、  
どちらかという問題になると思うのですか。

林 幹事 前にお話した通り、国会での答弁では、オノ  
4条は憲法29条と關係はないという態度  
をとっています。

宮沢委員 そこがやつぱり問題のまづかれの處ですね。  
条約だとという風に一つの大さなポイントがあ  
るのぢやないですか。条約が憲法と矛盾して  
いるかどうか、これは問題ですけれど、少く  
とも日本の国内での憲法違反問題とは根本外  
に性格が違うようになります。

結局条約が国会で正式に認められていろので  
すから今ここで虚偽云々をいってみても始ま  
らない問題だと思ひます。一方補償の問題も  
憲法29条3項に根柢を置く必要はなく、

政府の社会政策的な方針といったような見地  
から行うか、どうかという問題になるのでは  
ないかと思います。

柳井委員 今のお話の考え方で行けば補償の問題は将来  
の国内における問題として残して国会では平  
和条約を承認したという考え方も出てくる。

林 幹事 実際には、国会ではそういったような議論は  
できませんでしたが、そのような考え方で筋を  
直すこともできると思います。

柳井委員 そこで、例えばフランスの民法には個人の財  
産は事前に正当な補償をしなければ取って  
はならないとあります。が、憲法29条には  
事前の補償といふことは規定しておりません  
し、又補償の時期についても全く触れていま  
せん。ですから補償の問題は将来の問題とし  
て残してあるのだと考えれば、条約は憲法に  
違反しているというようなことはでてこない  
と思ひます。これから先に補償しないのであ  
つたら、今後の国際を論する余地がありま  
すが、丁寧かつ妥当な方針をとればこの

問題は考える必要はないともいえると思うのですが。

林幹事 併し私は29条3項は何時補償してもよいといふのぢやないと思ひます。これはやはり適正を時期に補償しなければいけないんで、何時してもよいといふ解釈は疑問です。30年とか50年たつてからではこれは補償にはならないのではないかですが。

柳井委員 いわゆる reasonableな例えは3年とか3年半とか、そして又適正といふのは必ずしも時間といふことぢや、これ又ないんでその時の国の財政状態とか全てのことを考えた上でのものが、いわゆる適正などということではないのですが。

林幹事 29条3項が果してそういえるかどうかは疑問です。矢張り「公共のために用いた」時に、その時間で補償するといふのが原則だと思ひます。

この補償の問題は、平和条約に補償義務が規定されていないといふことで、国際法上違憲

されていなれといえるわけですが、国内法上でも憲法29条によって政府に補償義務があるとは必ずしもいえないと思います。

元安委員 大体ガルサイエ条約にしろイタリー条約にしろ条約に国内補償を義務づけた条項を入れたことがおかしい。

大体核心ははっきりしました。14条と16条とをしゆん別するのはどうかと思われるが林幹事の御意見は憲法29条をいろいろとまわって、結論にもって行こうとしているのですね。

林幹事 国会では14条を中心として、こういふ議論が行われてきたわけですが16条関係は逐条審議の際にも、一度も憲法との問題にはふれたことがありません。

元安委員 林幹事のお話の通りですと、14条は憲法29条に触れずにまわって行ったが16条だけは、真正面からこれと取り組んで行うといふのが一寸問題の残るところですね。

阪田幹事 平和条約が4条との関係はどうですか

林幹事 実際問題としては平和条約は条約といつても

一方的なもので、結局、それを承認しなければ、  
講和が成立しないから、ということで憲法との  
問題は多少言証も立つてではないでしょうか。  
結局平和条約4条6項の読み方如何が根本的な  
問題になろうと思うのですが、これが合衆国軍  
政府のとった既成事実を認めるという意味か、  
それともまだ特別取扱いによって Vesting Degree  
を論ずる余地があるのか、によって問題は異っ  
て来ると思うのです。もう一つは、個人的な方  
ですが、例えば支那とか満洲ですか、或は、  
満洲は一寸問題なうですが、蒙古とか、アメリ  
カとかの場合には、これは初めから外国なのであ  
りまして、外國に行って外國の法令の下に商売  
することによって、財産を取得したわけです。  
これに対して朝鮮や台湾は正に日本の法令の下  
に商売して、それによって取得した財産です。  
この二つの場合財产权の地位が同じであるか不  
うかという問題があるんぢやないかと思います  
が、その通りいえるかどうか。朝鮮民事令も、  
台湾民事令も、日本の法令として施行されてい

たのですから、そちらの点で、日本固有の法  
令に基いて経済活動をしていた人達と余り違  
わないような人達が、平和条約に基いて財産  
を喪失するという結果になれば、これは問題  
で、かりに、憲法第9条を正面から適用しな  
いとしても、日本政府の補償といつたようを  
するのは、他の場合と相当異った観点で考慮す  
る必要があるのであります。そこでいうが一す  
私共は、はっきり致しません。

上田説明員 日華条約の場合は固うのです。台灣政府との  
場合にはそれ(4条6項に当るもの)がない  
ですから、法理論としては一慮考えておいて  
貰かないと……

阪田幹事 翁条約の場合は、どうのことになりますか。  
林 幹事 条約ができないれば法律的には処理未済だと  
いうことになりますのでしよう。

阪田幹事 例えば樟太のような場合はどうでしよう。  
林 幹事 日本としては条約を結んでいないから、樟太  
はどこかと云うと樟太は放棄出したが放棄の  
主まで行き先がない。朝鮮、台湾の地位につ

いてもよくわかりませんが、どうも所有权や財産权の地位は一体アメリカに居た日本人の財産权と朝鮮に居た日本人の財産权とは異なるかどうかという問題もあります。

柳井委員 满洲と朝鮮<sup>と</sup>は違いますね。当時、日本の法律の下に財産をおくより、英國かどこかにおいておいた方が安全だという、実質論としてはいろいろでしょうね。

林幹事 これ項は最初はなかったもので、調印閣際になつて入ってきたものです。恐らく朝鮮あたりからの要望があつたのではないかと思ひます。

大野会長 官民先生にお伺いしたいと思ひますが、憲法と条約との関係が大きな問題になると思ひますが、殊に日本の平和条約の様に無条件降伏をした場合におしつけられた場合における平和条約と日本国憲法との問題をどう考えてよいものが、大きな問題となると思ひますが、

宮沢委員 補償義務を負わせていれば別ですが、条約は補償義務と負わせていいない。補償しろとも、しなくてよいとも書いてなくて、補償の庄

譲は全部台紙として残されているのであります。この点が国内法令と正面からぶつかる事はないと思ひます。たとえ、条約と憲法とが相反しているとしても、この平和条約の効力を遺憾的だからといって無効とする事は、今更できないのであります。条約は補償しろとはいっていいなし、出発点をここに置けば、あとは国内の政策的な措置として問題をどう処理するかということだと思います。

大野会長 私はまだ具体的な問題を考えるのですが、たとえば毎日銀券の処理方法を確定したとするとき、それはすぐ朝鮮銀行券、台灣銀行券の処理の法律的先例とかうものを作ってしまうことになるのではないかと考えます。

林幹事 その問題があると思います。

大野会長 この現地預金の処理は、朝鮮にある財産、台灣にある財産の処理と結局同じ意味でするとそれは直ちに朝鮮、台灣の現地預金の処理の問題へ波及し、あるということから、その他在外財産処理の前駆をなすことになると思

います。現地預金等はたまたまそれに対応する財産があるから処理する。たまたまそれに対応する範囲財産がないから処理しないといふ相違だけで、在外財産の処理という点では同じ意味だと思うのです。

林幹事 これは既に先例として朝鮮の郵便料金を払出しているという問題があります。銀行の預金債券がどこにあるかといふことは、店舗主義でみるとか、本店主義でみるとかといったことで相違がござります。朝鮮銀行の場合には本店が朝鮮にありますから、どちらにしても同じであるといえるのではないかどうかと思ひます。あとは今言ったように現地預金を支払ったといふことが、すぐまあ在外財産の返還乃至は補償と認めたりだろうといふように見られるることはあると思ひます。

我裏委員 この点相当先の見透しをつけておがないと、後の問題の整理に影響を及ぼすことになりますね。

林幹事 在外店舗の預金とか送金手切手の方はまだ私

と致しましても、又銀行局の方と致しましても未だ十分検討し尽しておりません。国内にある債務といい切れないのであります。朝鮮銀行の場合等は、たまたま本店が朝鮮にあって、それが消えてしまつて内地の支店だけが残つたという場合ですが、この場合は現地預金等は内地の支店から払うことができるのではないかと考えております。

上田説明員 附録戦時令、在外会社令の場合は、これを立案した趣旨から申し上げますと、この平和条約に基く相互取扱がどう極まるかで邊つぐるわけですが、立前としては、結局こっちの財産はこっちの財産で、むこうの財産はむこうの財産だという考え方でやつてゐるわけでありますから、たまたま内地に引き揚げてきている日本人が何うで預金を持つてゐるといふことは、こっちの財産取として主張できる。たまたま向うの支店の財産がこちらにあるという場合には、差し当つてこちらが代つて清算してやるといふ説明をすれば、政府が別に立

八をあけではなくて、私人團の債が債務を政  
府が間に立って、整理してやつたといふこと  
になって、從來の主張と違う立場はしないの  
ではないかと思ひます。

大東会長 例外的な、便宜的な処置は非常に多いのだが  
ら、必ずしもあらゆる主張に適するといふふ  
うに考へなくていいと思うのです。しかし  
かしこういう主張も起り得るということだけ  
は考慮しておかなければならぬと思います。

坂田幹事 残に郵便貯金の前例もありますし、この点は  
考慮せねばならぬと思います。

上田説明員 実質的には郵便貯金は大体残高はこちらに送  
ってきておりましたので、それで現在も払  
ているのであります。今の場合は預金債権は  
こちらにふりかわって、何うはそれだけ払  
なくしてすまよくなつた。従いまして資金的  
には Transfer されたのだといふ形に説明  
はつくと思うのでござります。

武東会長 朝鮮銀行が朝鮮の商人に貸している金はど  
うなつたのですか

上田説明員 それは承認した韓國銀行が債権を承認してい  
る筈でございます。朝鮮銀行に預金してちつ  
た者に対しては韓國銀行が払っております。  
従いまして朝鮮は朝鮮のみで一施ノリかつて  
ております。

大野会長 この問題はまだまだ続くと思ひますが、隨時に御研究を頂きますこととし、次に「引揚者の持帰った旧日銀券、未払送金小切手及び現地金券の処理方針について」更に御質問なり御意見がありましたら、伺いたいと思ひます。

・松鶴委員 これら現地予金の払戻しにしろ、旧日銀券の交換にしろ、その処理に当つて、100円引きできものは100円の払戻しをし、又は100：100で交換するのか、それともその国のインフレ効果を考慮に入れて今の金額で何円というふうに考えるのですか。

大野会長 この間お話をしましたように、生きてい大都市中銀行、三菱銀行とか富士銀行とかが、現地で予へっておりまして大予全或は現地で発行しました送金小切手、それのその時から今日までの経緯を御説明します。送金小切手は大部分が再建で組みられておりますが、必ずしも再建ばかりではなく備備券建のものもござります。それから予金は現地通貨建のものが多いつつございますが、問題になっております朝鮮、台湾、閩東州、こういった大所は、当時既に日本の方が流通しておつた所であり、円建になつておつた所でありますので、問題は中国の備備券建の問題、或は聯銀券建の問題、そういうことになつて参ります。そこでこれをどういうレートで換算するかという問題であります。備備券建の場合に、当時の公定レートが聯銀券ノ1元對ノ10円という値であつたのですが、色々の形で、当時は為替調整委員会の形でレートを實際上操作しておつたわけでございます。この辺のどういうレート

を適用したならば一番妥当なものであるか、これはいろいろ議論があります。在外公館レートがございますが、そのきめ方如何によりましては、非常な差が出てくるわけでござります。どういう時段のどういう態様のものを捕えたらよいか、仲々むづかしいのでござります。まだ具体的にどういうふうになるといふことを申し上げられないのですが、大体概要是この程度でござります。

松島委員 私の伺いたいのは例えば円表示の予金は、一それは政府の措置によって数年間これを使用する事のできなかったのですが——爾来貨幣価値は100分の1から200分の1と下っていま返還する時にその当時の状態でやれば不公平でないかということです。もし当時持ち帰った金を利用しておれば、それは数倍、数百倍にふくらむものが政府の措置によって押さえられておったわけです。それを今後の措置で表示額どおり返してもらつてしまだした経済上の利益にはならぬわけで、この点太き

な問題それがあると思つております。矢張り表示金額返り返すのですが、

谷村銀行課長 そうです。

松島委員 この点については詳情等はありませんか。

谷村銀行課長 それはいろいろな形でひつてあります。しかしその問題に限らず、例えば税金の問題についてもひつてきておりますし、その他所謂内地手金でオセ封鎖を切り捨てられた者の、今によたま返つてくる場合にも同様の問題がござりますが、要するにインフレによる貨幣価値の変動ということを個々の問題として取り上げてゆくということは処理方法として妥当ではないと考え、この点は踏み切らなければならぬまいとこう考へ方であります。

松島委員 邮便貯金の場合も同じだったのですか。

谷村銀行課長 インフレによる貨幣価値の変動は考慮しておりません。

大野会長 この問題を考えてゆきます上に皆さんのお考もあると思いますが、今まで在外公館借入金等の処理等、現在までに済んでいる問題との

統合ある。Continuity の問題がある  
といふことが一つと、それからもう一つ、こ  
れを純然たる在外財産と見ることには色々問  
題がありましようが、在内財産であるともい  
いきれないところがあり又在外財産的な在内  
財産といつて様な處もあり、丁度その中間的  
な見方もあるといふのが問題だと思ひます。  
又もう一つは政府がこれらの問題に対して、  
これから採る措置を、将来の関係のみにおい  
てのみ考えるということは、これはできない  
ことで、更に今採る措置は、将来同様の問題  
に対して採るであらう措置に対する新らしい  
柱になるのだといふふうに考へねばならんと  
いう実があると思ひます。

後向きたばかり歩いているめでに行かないの  
で先の方を見ながら歩かなければならぬとい  
うふうになってきてはいるのではないかと思  
います。

全委員 確かにそうです。

林幹事 そこで一寸、税關保管中の旧日銀券に対する

文換最高限度について御意見を伺わせて頂く  
と立法する上に非常に有難いと思うのですが。

大野会長 税關に保管してある旧日銀券は確か 2 千 500  
万円位でしたぬ。

森本説明員 そうです。現在までにわかつておりますものは  
は 2 千 5 百万円位でござります。

林幹事 1 件当りの金額の最高はノク万円位で、一応  
銀行局としては 5 万円位で切らうとしており  
ますが、これの最高限にかかるものは必ずか  
でございます。これを無制限に文換するとす  
ると、まだ国外に相当残っていることも考え  
られ、今後の引揚者との関連もありますし、  
Smuggle されることも考へねばならぬと思  
います。

大野会長 まだ国外にあるというのは、主にどのような  
處にあるのでしょうか。ハワイ等に相当ある  
のではないですか。

松島委員 そこでね、将来の事に足をつけることにな  
るのであれば、2 千 5 百万円とすると、これは  
大体 6 万串位のもので、これを當時の 100

円：100円で引き換るといふのは、かあい  
そうだと思います。レートを考慮するとか、  
或は貨幣価値の下落を考慮しなければこれは  
殆ど取るに足らないものとなりますね。全部  
返還をうけてもその当時そのまゝ押さえられて  
いなければ、相当な経済的な利益があつたと  
思います。

岩沢委員 国内でいわゆる封鎖をしたときはどうしたの  
ですか。

林幹事 全部銀行等金融機関に預入させて、後は封鎖  
預金になつております。

谷村銀行課長 御説明します。例の金融緊急措置令がありま  
して封鎖になりました。その時に兎も角現金  
は100円だけであつたが、取りあえずの分  
として新券で、或は証紙を貼つたもので渡す。  
あとは全部封鎖預金（この時はオ1、オ2封  
鎖の区別はありません。）になつており  
まして、月後からづつ新円で払出を認めると  
いうふうになつております。黙つていれば  
100円、特殊な事情があれば200円ま

で払出ができたのでござります。そのうちには  
金融機関の再建整備ということが始まりまし  
て、戦時補償の打ち切りとからんで封鎖された  
預金をオ1とオ2に区別致しまして、オ1封  
鎖の方はやがて自由な預金になりました。そ  
のときのオ2封鎖のうちの一節も含めされて  
一緒に自由な預金になりました。これは銀行  
によって当時切捨率が戦時補償の打ち切り等か  
ら発した色々な負担の問題がございまして、  
銀行によって色々違つたことに因るのです。  
或銀行は結果オ1封鎖もオ2封鎖も全部切ら  
すくんで丸々自由預金になつたという例も  
ござります。それから運かった銀行はオ2封  
鎖の20%位切捨てられて今日に及んで、そ  
れはこの間おこぼりした資料に書いてある通  
りでございます。で今日、問題になつており  
ます在外店舗の問題をもつていなかつた、外  
との色々なごたごたした問題を持つていなか  
つた、例えば静岡銀行、福岡銀行、そういう  
大地方銀行につきましては、27年の暮頃か

から通牒を出しまして、去年の上半期にわたりては今までためてまいりました調整勘定の利益でこのオフ封鎖預金の債権者に対して分配をし始めたわけですが、大体切られました分だけ全部お返しました。要するに100%預金者におかえしたという銀行がノック銀行位ございます。まだ50%しかかえせないとか20%位しかかえせないとかいう銀行は沢山ございます。その際に、今もお詫びでましたように今更になって封鎖当時の1万円しか返ってこないという不満があるかも知れませんが、オフ封鎖といふのは抑え本末切れてしまつて預金でなくなつていいわけですから、たまたまその後の情勢の変化によって、特にこの大きいのはインフレーションでありますから、その結果、旧勘定から莫大な利益が出ていたというので、旧預金者の方にお返してきましたわけです。それでですから、返ってきたのもインフレーションの歴史なら、返ってきたものの価値が取るに足らぬもので

あったといふこともインフレーションのお咎であるといふのが、真相だと思っております。切捨預金の利息はどうなつたのですか。

林幹事  
谷村銀行課長

切られた預金の利息は今の法律の規定によりますと、切つてしまつた預金の、先づ元本を兎も角かえず、それでもまだ残金のあつた場合は一定の利息を附しておかえしろということになつております。利息まで返した銀行もございます。利息までは手が届き兼ねるという銀行もございます。色々でございます。

大野会長 林幹事にお尋ねいたしますが、裁判の関係でインフレーションを頭に入れて何かすべきだという判例の出来例がござりますか。

林幹事 インフレを取り上げた判例は、金銭債権については、どうもないようだと思います。

大野会長 インフレーションのことと考慮に入れていいないという今までの秩序をかえるかかえないかという問題が当然起つてくるわけですが、もし今迄の秩序を破るとすると今迄の措置を外へ人道がだまつていないのである。在外公

館の問題、郵便貯金の問題それから今度の現地預金等の問題、これらは処理の間にもし取扱が全く異つた結果になると問題は大きいと思ひます。

中村委員 金融機関になると利子をつけられるか、つけられないかということの方が大きな問題だと思います。

林幹事 在外公館借入金等の返済の場合はどうでしたか。

上田説明員 メ割程度の割増金を附加しました。

大野会長 調整勘定の範囲で支払うとして、そこは余裕があれば利子まで支払うという考え方を取るべきでしょう。旧日銀券で行方のわからないものが相当ありますか。

森本説明員 御説明致します。行方のわからないものと申しましても現物処理を合めておりますが、終戦前北鮮で約500万、終戦後南鮮で連合軍立合の上で処分したものが約15億、それからこれは不確実な情報でございますが、終戦後沖縄で連合軍立合の上で処分されたもの。

これには日銀は立ちませんでしたか。これが約5千萬円、樺太で銀行の金庫に入れたりま漠收されたと思われるものが8千萬位、その他終戦後内地で約3千萬円位などがござります。

で全体でメ8億8千万が現在日銀の未引換のものとして残っているわけでございます。以前整理の際に約7億円位は国庫に納めさせております。

大野会長 引換のやり方如何では日本銀行の信用問題に關係してくると思うが、そこまで考る要ありやなしや、という問題が一つあります。

小汀委員 それは必要がないでしよう。

坂妻委員 外国人が所持しているものはありませんか。

森本説明員 不明の分の中に入っているのがあるかも知れません。ブラジル等はあるかも知れませんがこれはわかりません。

坂妻委員 朝鮮のメ15億は大々焼いたのですか、個人から取り上げたのですか。

森本説明員 韓国になりてから通貨交換をしたものも処分

したのです。

政妻委員 何故焼いたのですか。

小汀委員 それが普通の処理方法ですね。

政妻委員 そしてそれに對して何か要求があるのですか。

上田説明員 それは当然の権利として、朝鮮は要求しているのです。

小汀委員 それは連合国が立証するものとされているのですか。

上田説明員 そうです。朝鮮のノド俵は日銀立会で焼きました。

小汀委員 これは一寸むづかしい問題ですね。どこから何が現われるかわかりませんね。

政妻委員 朝鮮の通貨交換は連合国によるのですか。

上田説明員 そうです。通貨交換による余は約千億位だと想います。

大野会長 処理の仕方によつては、悪用される恐れがありますね。

柳井委員 文部省には沢山あるとのことですから

大野会長 旧秩序との關係は密接な關係がありますから

インフレトする損を遮蔽するにはどうですか。この点は問題だと思います。これは今日本定せず、お考えおき願ひたいと思いますが立法措置をする必要上、できるだけ早く結論を出した方が良いようです。

小汀委員 何といつても日本銀行のお札は一層信用され得る「おたから」ですから、人間の本能として1万両か1万両で送つただけでも満足する額があると思います。ですからそこを或程度利用する体悪いけれど、インフレに因る損害までは考慮する必要はないでしょう。

大野会長 在外公館手附入金や戦時補償の打切りなどもあるから、それをどの程度考慮するかしないかというのも一つのポイントになると思いますが。

妹 駿三 根本問題として、柳井旧日銀券が日銀に対する償還であるのかどうかという問題もあると思います。

大野会長 これでは英國に於てそれを却歛討被えるとして、意在地主討論、喧嘩で却歛討被るこ

とお致したいと思ひます。

武東委員 今日は最初に憲法論、条約論を論議してしまって頭が疲れてしまつたようです。次は日銀券の問題を先にやりたいと思ひます。

松島委員 会長にお詫び致しますが、この調査会に対して引揚因保者は非常に期待しているようですから、簡単でよいから、勿論内容は發表できませんが、何回前いたとか、何か新聞に發表するようなことをして頂きたいと思ひますが、

武東委員 会長の談話發表としては如何ですか。

小河委員 現在の新聞は内容のないものは書きませんから單にいつ会議をやったという程度のことでしたら發表してもしなくても同じだと思ひます。ですから少くとも發表できる内容が定まるまで待った方が良いと思ひます。

大野会長 御歎旨の点はよくわかりました。それから次回の時期は21日、午後1時半、場所は当所といふことにします。  
ではこれで終ります。

午後4時30分

## 大 藏 省

- (4) 本京による場合買土は一年限りとし、その期前の価格据置とするとして交渉した。
- (5) 買土価格は最後的には手取額でなく、手出し価格の形で算めた。
- (6) 京仙官署相場は、買土日の公定官署相場にて立替して。
- (7) 買土了解事項について、双方意見なし。今後の双方提案の線に沿り、參照せしめしる場合には本了解事項中買土価格及び買土場所を修正、これを核取用にてとりあえず二回ノーバルを行ひ、のちに署名するとしてあるべきや。

大藏省

通宣指示 附 丸丸

極  
秘

上回在本院庄園調查會事務

場所 大蔵省第2分室

日時 昭和29年1月21日(木曜日)午前1時30分

出席者

委員 大野章太(会長)、小汀利得、中村建設、浜幸  
津幸太、松島廣太、宮崎太一、官沢俊義、柳井  
恒夫、牧真美(50音順)

政府側一輪 事… 総理府審議室総括事官代理大竹政  
界、法政局次長林修三、大蔵省理財  
局長坂田泰二、引揚援護局次長代理  
引揚課長木村久雄、外務省アジア局  
長代理今西一課長小島太作

銀行員… 法刻奇一郎長商正、大蔵省理財  
局次長西井俊彦、企銀行局總務課長  
大月勘、企輔佐森本則矩、企銀行課  
長谷村裕、企輔佐高橋英明、安秀三  
郎、企管財局開鎖械課課長岩動道行、  
企輔佐坂上行雄、理財局外債課長上  
川克郎、企課長補佐田中弘一、酒井  
保雄、伊勢春浩、企監察係長上坂好美

(1)

開会午前時より

大野会長 ではこれから第4回在外財産問題調査会を開催致します。ハグリ申村、小町両委員も出席されること、思ひますので、始めることと致します。

第2回の議事録につきまして町正又は御意見がござりますか。

武東委員 訂正しておきましたから、お渡しします。

大野会長 その他にござりませんか。

松島委員 私の发言の一部について、外務省の方とお詫びつて削った方がよければ、削っても差支えない部分があります。

大野会長 それはご相談願つておきます。それでは議事録につきましてはこれでよろしいですか。  
(異議なし)

では次にお手許に差し上げておきました会議  
次第により、「引揚者の持ち帰つた旧日銀券、  
未払送金小切手及び現地予金等の処理方針について」、これを議題にしてゆきたいと思ひます。

(2)

これにつきましては、この前お持ちを戴いた中で、資料No. 9(通し番号27)といふのがございます。

これがオフ旧日銀券、オホ未払送金小切手等、  
オホ現地預金となっております。

皆様の御記憶を呼び起す為に、オホ、オホ、  
オホと別々御質問なり。御意見をきかせて頂いた方がよろしく思ひますので、先ず読んで頂きたいと思ひます。

(オホ旧日銀券の項及び別紙ノ並びに別紙乙  
翻譯)

官次委員 在外公館等借入金の返済の際限度を設けた例  
があるわけでですが、その場合5万円で制限し  
た根拠はどうなのでしょうか。

林幹事 結局、国内における戦時補償の切捨率との双  
衡をとったということになります。在外公館  
が借入をした時に債権、債務が発生してれば、  
5万円を超過する分を切り捨てるとは  
できませんが、借り入れたというのは在外公  
館の責任者のやつた事実上の行為であって、  
(3)

政府としては、在外公館準備金整理準備審査会法によつて初めて債務を負つたのであるといふ考え方であります。

宮沢委員 すると法律的といえは、借入をした事は役人の献款行為だということになりますが、在外公館の責任者に対して訴訟を起すといふことも考え方されるでありますか。

林幹事 該局はやうなるかも知れません。現在5万円で打切られたことに対して既に訴訟が起されております。

松島委員 借入の金額は總額で、いくら位になろつですか。

上田説明員 総額8億5千万円の予算であります。借入金は凡て現地通貨でござりますので、この数字は一応在外公館借入金レートで計算したものでございます。

松島委員 今迄に返したのはどの位ですか。

上田説明員 すでに6億5千万円位返した筈です。

宮崎委員 旧日銀券を交換する理論構成はどう考えていなのですか

鶴幹事 これは日銀券を入令による引換期限後の日銀券の地位は何かという事になりますと考へます。又、在外財産ヒロハ御からヒロハと、全部を税関で保管せず1000円だけ新円との引換を認めたといふのは何かといふことが問題になりますと思ひます。予入令には引換期限後に持ち込まれた日銀券に対する取扱の規定はあります。税関保管中の日銀券は、この規定には該当しません。

眞實の性質からいえば政府が強制的に押えたのだから、その分だけは政府も交換をする責任があるようと思われます。

宮崎委員 それでは税關に押えておいたものだといふことを立証する責任があると思うが、その立証をどうするのですか。

大日本銀行總務課長 税關から返すときには証明書をつけて返すことになっておりますから、その点は区別できると思ひます。具体的な手続になりますと、多少問題があると思ひますが、強いて困難を手続を設けず、交換を拒むよう真ことはしない

い考であります。

松島季良 受取をもつてゐるから、それを見ればわかる  
といふわけですね。

上田説明員 そうです。税関から返還するときには返還証  
といふものをつけて返しますから、それをも  
つてくれればわかります。

柳井季良 税關で保管中の日銀券は、1件当たり最高17  
万円であるといふことですが、この様に17  
万円を持って引き場げてきたような場合は、  
違法ではないのですか。

上田説明員 違法とか違法でないといふこととは別に、17  
万円持って引き場げて来た場合は、税關で預  
かるだけのことになります。現在では1千円  
以上持って行つても駄目だといふふうに指導  
致しましたが、個人としましては日銀券は持  
つて行きさえすれば、何とかなるだろうとい  
うので持って来た人が多いのではないかと考  
えられます。

国内の措置としては持つてきてはいけないと  
いうようなことはございません。  
(6)

松島季良 1000円は本人に支付したのですか?

上田説明員 持つてきただ現地運賃に算して、1000円だけ  
は新日本銀券と交換したという形をとつております。

松島季良 日銀券を持って国外に入ることは初めて駄  
目だったのですか?

林幹事 日銀券予入令による引換期限が昭和21年3  
月23日ですから、その後持ち込まれたものは、  
駄目だといふことになります。

上田説明員 補足説明をさせて頂きたいと思ひますが、日  
本政府が司令部からの指令を受け取つたのが  
昭和20年9月23日、これを法制化しまし  
たのが、10月15日でござります。尤もそ  
の前に指令を受け取つたときに、電報手配等  
で取扱税關に依頼して制限は致しました。そ  
れ以前は勧告管理法で制限があつた地點を除  
いては持込が自由であつたわけです。

松島季良 持ち返つたのは、新聞になつてからが、多  
いでしょうね。

上田説明員 左様でござります。  
(7)

大日銀行局  
總務課長

補足させて頂きたいのですが、前回、係のも  
うから御説明を致しました未処理の日銀券に  
つきましては、大体の処は邊りかござりませ  
んが、少々遅つております。旧日銀券の残  
額につきましては、本日お手許に差し上げま  
した資料38が正確なものでございます。

・小河委員 不確実情報によるもののうちわけはどれですか。

大日銀行局  
總務課長

2億8千万のうちわけがそれでございます。  
左が、現在引換の対象になりますものは、こ  
の表の(1)、現在未引換額(1) 国内關係、(2)税  
額が引揚保證したものとの項目の2、449万  
円でございます。

宮沢委員 新円になってから、引き揚げてきたものが  
もし税關で押えられなかつた場合はどんな手  
續が必要だつたのですか。それは交換できた  
のですか。

大日銀行局  
總務課長

日銀券予入令によつて日銀銀行へ預け入れて、  
そして封鎖になつたのであります。

森本説明員 予入令の第2条(1)項により旧券は命令をも  
(4)

て定期としまでに預金とすることとなつ  
おりまして、この命令をもつて底められ、は  
予入令施行規則第3条第1項に昭和21年3  
月1日となつており、同項但書に基く昭和21  
年大藏省告示第99号のケによりまして「莫  
ノ他已ムコトヲ得サル事由アル場合ニ於テ太  
藏大臣ノ許可ヲ受ケタル者ノ所持スル旧券」  
は「太藏大臣ノ許可ヲ受ケタル期間」に預入  
することができることになつておりますから、  
もし交換を認めるとすれば結局は「太藏大臣  
の許可」ということで処理することになつた  
かと進ります。

宮沢委員 新円との引換期限後に引き揚げてきたものが  
持ち帰つた新円の千円を超過する部分を、も  
し税關で押えなかつたとしても新円との交換  
はできなかつたということになりますか。  
持ち込みができたとしても恐らく太藏大臣の  
許可はなかつたと思ひます。

宮沢委員 税關で預かれたものを、今後の措置で交換す  
るとなれば、おさえられたので待を、たとい  
(4)

大日銀行局  
總務課長

宮沢委員

うことになります。

大日銀行専  
務部課長 その場合でも個人に取つて行動したのだから  
やむを得ないのではないかと思ひます。

宮沢委員 制度に従つたといえは、外地で1,000円以上  
上持ち帰つてはいけないというのをそのまま、  
正直に考えて持つてこなかつたものと、どう  
にかなるだろうと考えて持つてきたものとは  
どう区別するのですか。

牧野委員 現地での指揮如何にかわらずあきらめて1,  
000円以上持つてこなかつたものは損をした  
が、持つて来たものは得をしたということに  
なりますね。そうするとそれらの強制的制度  
に対する損害賠償のような問題が何かはうつ  
つたものが残るのではないかですか。

林幹事 賠償請求まで行くものかどうか疑問ですが  
どうりつた額は残るかも知れません。

松島委員 1,000円以上持ち込ませなかつたという制  
限を設けた原因は何ですか。

上田説明員 当時の司令部と交渉した結果、1,000円ま  
では良いといふことになつたのでござります。  
(10)

大野会長 将校は500円まで。

上田説明員 そうです。當時は兵士と軍人とは區別され  
ておりまして、一般入は1,000円、将校は  
500円、下士官及び兵は200円までに制  
限されました。

松島委員 それは見て司令部からの指令によつたもので  
すね。

上田説明員 そうです。凡て司令部の指令によつたもので  
ござりまして、政府から進んでこれらの措置  
をとつたものではございません。また、財外  
國債整理法による制限があつた地域からの  
ものは政府の措置によるものといえると思ひ  
ます。

大野会長 旧銀行券処理状況中の未引換額28億のうちには、焼けたものも入っていますね。

大日銀行専  
務部課長 入っております。そのうち7億は少くとも收  
理して差支えなものとして既に国庫に納付  
済でござります。

松島委員 話題、1,000円の制限があるといふことは、  
外地において開拓させたと見ることができます  
(11)

上田 淳明員 中文、台灣では周知させておりました。その他他の地域でも大体周知させた事と思います。

松島 委員 もし、それからなった地域で、5万円をもつて引き揚げてきて、それを税関で押えないと全部没したとして、銀行に封鎖となつた場合、それはどうなつたのですか。

大日銀行局  
總務課長 国内にあつた旧日本銀券と同様の取扱となりまして、1家族に対し、最高3万2千円まで第一封鎖手金となり、これはその後自由預金となりました。この3万2千円を超える部分は第二封鎖預金となり、それが水切捨が行われました。其の後調整勘定の利益金の範囲内で切捨額に対して返済を行つていますから、地方銀行のうちには100%返済した銀行もあり、そうでない銀行もあります。これは各銀行によつて異つております。郵便貯金の場合には割を切り捨ててあります。

宮沢 委員 常識的に考えてみて、1,000円超過分は、そのままになつても、あきらめるといふこと  
(12)

なりますか

林 幹 壬 現行法上からいえば、そういうことになると想います。現行の国内法は、それにつけては全然どうすることもできなれことになつておりますから。

大日銀行局  
總務課長 期限後の張入につけては、結局大蔵大臣の許可ということになると思ひますが、柳々、この許可には引揚者の場合を予想しておりませんでしたし、實際上の措置としても新聞発表を致しまして、昭和21年4月8日以降はこの許可をしないことへ致しております。

柳井 委員 別紙2の1の旧日本銀行券の整理に関する法律要綱には<sup>地域</sup>政令だけを定めることへしてあって、時間は定めることへしてないが、これは終戦直後だけと考えてよろしいのですか。

大日銀行局  
總務課長 時期に關係なく、全部含む趣旨であります。従つて今後引揚げた者に対するても適用されることになります。そこでこの際限度を設けておきたいと考えております。

林 幹 壬 引揚か否かの區別は立つかしないので本ないが  
(13)

と考めております。

大野幹事 引揚者の差し支何によりますね。

林幹事 中央の如きは、今後は某團引揚をやめるとの事ですが、某團引揚をやめて、個々に引き揚げてくるような場合なんかは、問題があるのではないかと考えます。

上田説明員 他に持帰り外貨の場合も同様なのですが、裏に角日銀券も1,000円だけで、あとが切替になってしまった場合、差してそのまま放つておひで良りのかどうかとか問題だと思ひます。

成東委員 法律では駄目にしておいて、他方で何か手を打つといふことも考えられるのではないかですか。

林幹事 日銀券は一覽払の手形かどうかで切り捨てるといふことにも問題があるのだと思ひます。

成東委員 それでは切り捨てるとする場合の根拠はどうなのですか。

大日本銀行局  
終審課長 法的に強制適用力を与えたものと見なからであります。

(14)

成東委員 それじ意味の一段、あちられ。かく云ふものに対しても同様に取り扱うのですか。

林幹事 そうなりますと管理監督の本筋論如何といふことになるのではないかと考えます。

大野会長 切り捨てたといふようなことは前例があるのではないかですか。

林幹事 昔憲法の時代とは違うといふ事と、もう一つは時勢の問題がありまして……。それは時期の妥当性の問題であって、性质は同じではありませんか。

林幹事 それでは時勢の問題はどうなうでしょうか。

大野会長 その當時は時勢は考えませんでした。又引換開通の10年を議会で12年に伸ばしたけれど当時は1回もその話は出ませんでした。前例としては、それがあるといふことはいえるのではないかと思ひます。

柳井委員 そうしますと、その一覽払手形に対して何を取次といふことになりますか。

林幹事 政府紙幣と日銀券の相違はあるかも知れませんが、日本銀行は財産を持っておりますから。

(15)

それに相当する請求権といえるかどうかといふ  
ことがあります。

柳井委員 その請求権の価値は確定してはいないが、流  
通価値は100円となりうることですか。

裁委委員 強いて議論すれば、100円の価値はあるも  
のをよこせという請求権になりますね。

松島委員 預金を封鎖された時、手持の銀行券は差し出  
さなければならなかつたのですか。

大日本銀行監  
査部課長 そうです。

裁委委員 税關で預ったのだから、税關は善良なる管理  
者として預入令を許す範囲内で、新円と交換  
しておく或は預入しておく義務があるのではないか  
なりですか。

林幹事 そうしようとなれば、当然個人の名前でしな  
ければならぬのですが、それは各人によつ  
て状態が異りますから、実際問題として困難  
なりではありますか。

上田説明員 当時司令部側の意向として、貴金属、通貨、  
有価証券の輸入を認めておりませんでしたから、  
預入の申請をして、許可されたかどうか  
(16)

かけ基づいています。

松島委員 司令部からの指令かなれば、新円と交換し  
て利用できただのでしようか。

上田説明員 それは預入令によって交換するかどうかたよ  
つてきまると思ひます。

林幹事 その他、旧海賄管理制度の制限もあつたわけです。

裁委委員 司令部の指令によって輸入を認めなかつたも  
のにつけて、税關で保管しただけで、そのも  
のを無効にしたわけではないから今の問題が  
出て来るということですね。

柳井委員 輸入を認めないものは、はつきり指令に記載  
されていますか。

上田説明員 金、銀貨、金、銀及び白金の地金、通貨、有  
価証券、小切手、送金手形等々はつきり記載  
されております。

裁委委員 指令では個人の財産を尊重しているような形  
をとつていて、結果的には無効にしたも同様  
ということになったのですね。

上田説明員 最初の頃は、司令部の意向として、社外財産  
(17)

はすべて押えるという考があったようでござります。国内での取扱は多少異ります。

林幹事 国内で金貨のようなものはとったようですが、同じ金貨でも円表示のものは返してくれました。

上田説明員 ドル表示のものは召し上げられましたが、その後政府が買収をした形にしろといふ指令がきております。この指令は具体的な指令でござりますので、司令部が召し上げたものすべてについて、日本政府が代ってそれ相応する代金を支払うのだといふようなアシナルは出ておりません。その上、これに該当して政府が買収されたものは量的に少い状態でございます。

松島委員 ドルは交換したのですか

上田説明員 ドルは集中致しまして、司令部に渡し、政府が代って個人に支払を致しました。ドルに対する支払には制限がございませんでしたから、持ち帰ったドル全部が円に代ったわけでございます。又ドル表示でないものは一度司令部

(18)

保管してましたが、現物として送られてきております。このものはピヤストルとかペソといつてようなものでござります。

大野会長 誓園で押えられた旧日銀券に対して何等かの救済手段となる方が良いといふことは皆さんの御意向が一致したように考えます。又、引換の措置をとるとして、理論的には多少専門があるとしても適當な引換限度を設けることも止め得ない、ということも御意向が一致したように思いますが、如何でしょうか。一つ皆さんの諮詢的な御意見を伺わせていただきたいことにしたいと感ります。

松島委員 今のお話は救済はするが、制限を付するといふですか

大野会長 そうです。

松島委員 私は旧日銀券の問題に関しては全額返済してやりたいといふ意見であります。

鶴井委員 私は、現在誓園保管中のものは全額返済してやつて、今後の引換店の持ち込み分につけては、嚴重な制限をしたら如何かと考えます。

(19)

松島委員 私も柳井さんの説に賛成します。

大野会長 質問保管中のもの、最高額はノア万円です  
から引換額に限度を設けないとすると今まで  
採った措置との間の均衡の点で問題が生る  
ではないでしょうか。

松島委員 今までの措置といつのは在外公館等借入金  
ことだと思いますが、これは Voluntary  
なもので、この問題とは事情が違います。  
それで良いと思います。

大野会長 在外公館等借入金は Voluntary の債務  
務でしょうか。

上田説明員 Voluntary の部分も相当あり、又そうで  
ない部分もありまして、借入金の確認の際には  
その区別はつけておりません。いろいろな  
合があるということだと思います。

松島委員 借入をした時は納得ずくでやつたのだと思  
いますが。

萩原委員 借入の際の周囲の事情は強制的なものがあ  
るものではないですか。

上田説明員 必ずしもそうではござりません。納得ずくで  
(20)

やつたとしてございます。

松島委員 質産保管手続として公館等の借入單に応じ  
たとしても、合意の上でやつた事であるから、  
税金で強制的に保管したという取扱とは區別  
すべきものだとおもいます。

浜岸津委員 質問保管中のものだけに特例を設けると、將  
來問題が起ると思ひますから、大藏大臣の許  
可といふ制度を作つたらよいのではないかとし  
ょうが。

小河委員 その程度か又はもう少し強い制限が必要では  
ないかと思ひます。制限するのだといふ根本  
方針は、はっきり打ち樹て、おくべきだと思  
います。その場合、個人と同、との損得關係  
は問題にする必要はないと思います。

萩原委員 制限を設けておいてもよいのではないかですが、  
私の意見は結論としては小河さんと似ており  
ます。

宮崎委員 私は、会長の意見に賛成なのですが、引換額  
度の底辺は在外公館等借入金と関連を持たす  
べとだと思ひます。

(21)

林 伸幸 それは一定制限とつて大方が良いといふ作法  
見ですね。

法華津安良 これは日銀の不景利得になるのですから、制  
限を設けるとしても事実上の措置で外せるよ  
うなことだしたらよいのではないかですか。

柳井季良 政府が自由裁量を与えると、問題の性質  
上、却って困るのではないかと思ひます。

中村委員 結論はそれでよいと思ひますが、八〇〇〇円  
以上持ち帰らなかつた者から、規則を守つた  
方に、今あえていふ様な措置の対象とならな  
かつたことに対して不公平が出たような場合は  
どういったらよいのでしようか。

大野会長 在外公館等借入金の場合にも同じような問題  
があるのではないですか。

小河委員 経済観念からいって、日銀券は実業問題とし  
て、全部持つてきているといふのが事実では  
ないですが。

中村委員 私もそう思つてあります。

伏見委員 他の財産は置いてきて、事実上零になつてい  
るのですから、この問題についても制限をと  
(22)

この段落も少々大きめ額でなく、専ら全務  
の取扱が大切なのでないですか。

松島季良 上田説明員 在外公館等借入金の実際はいくらですか  
在在外公館等借入金の返済資金として予算化し  
た額は千億5千万円で、これは在外公館等借  
入金として確認した外貨額を、全借入金の返  
済実施に因する法律にあるレートで日本円  
に並し折算額として算出した額です。實際  
に借り入れた額本邦のレートで換算して約13  
億位ですから、切られた額は千億か4億5千  
位がござりますて、千円以上の分は1.5%  
位でござります。

大野会長 私個人の意見は、引換額大或制限を附えて、  
その制限の設け方によって、大體余は取れ  
るようだすべきではなれかと考えております。  
その制限の設け方を、比較的実害の少いよう  
に、当面大體石早く取り扱つて顶くことにし  
て、御委せられよりと思ひます。

松島季良 引換に際してインフレを考慮に入れず必要無  
りませんか。

(23)

大日本銀行  
統務課長

一切それらを考慮に入れておりません。もし考慮に入れますと、現在まで行つてきた措置との平衡が一切失われることになります。

小河委員

全体の平衡を保つといふことからいって、イシフレは考慮外におくことは仕方がないことでしょう。

松島委員

押えている方取引が政府が利益を收得していることになりますか。

上田説明員

不当利得をしていなといふことにはならないと思います。

武田委員

日銀の利得とはなまが.....。

小河委員

最後に支銀から政府へ納付せざるから、政府の利益となるのではないかですか。

大野会長

オノの支銀券はこれで大体終ったと思いますが、如何にしますか。たい引揚者から埠帶に引き揚げて来たものであることを立証しなければならぬといふその立証手続等をあまりや、こしいものにせず、実害を多くしないようお願いします。

(24)

大日本銀行  
統務課長

承認致しました。現在のところ、ご趣旨の方に、具体的措置を進めております。

松島委員

最後に、できるだけ早く同額を返されるよう希望します。

大野会長

それではオノの未払送金小切手について、朗報をお願いします。

(オノ未払送金小切手等及びオノ在外預金の  
凍結)

大日本銀行  
統務課長

以上のことにつきまして、補足説明をさせて頂きます。これら未払送金小切手等の未払につきましては、銀行に在外資産賃償処理勘定を設けまして、賃償には未払送金小切手、在外預金等を計上すること致しますがこれに見合う資産は全く零の状態であるといつてよるのであります。原則として在外資産の帰属が確定したときにその資産の範囲内にこれらの賃償を支払うといつのが建前であります。然しながら、ご承知のように在外資産の帰属はいつ確立するのか今のところ全く不明であります。そして在外賃償の処理はいつのことにな

(25)

るかわからぬいわゆります。そこでたい今  
申し上げました在外資産賃償処理の原則の例  
外増置としまして、未払送金小切手につきま  
しては、調整勘定から支払資金の融通を受け  
させて、この範囲で、差し当り前払の増置を  
とつたら如何かと考えておる次第であります。

実際問題として、北海道拓殖銀行及び大和銀  
行などを除いては殆ど銀行の在外資産は皆無  
でございます。

今後在外資産の帰属が確定して支払が可能だ  
なれば、全面的な支払を行ひますが、そうで  
ない場合は在外預金等は今のところそのまま、  
という事になりますが建前としましては小  
切手も預金も区別せず在外資産の範囲内で全  
部支払うというか私どもの考え方であります。

北海道拓殖銀行などは現在の状態であつても  
在外資産の余裕は十分で預金に付しての支払  
はいつでも行えるという状態にあり、事情が  
許せば支払可能なような法律措置をしておく

(26)

というわけであります。

結局、在外資産は在外資産の範囲内で支払を  
するが、送金小切手だけは引換者の病状を少  
しだけ緩和するために調整勘定から支払資金  
を借りてきて一部前払を行うというか、そ  
の大体の趣旨でござります。

以上の趣旨と数字的にご説明致しますと、別  
紙4の資料1にありますよう旧帝國銀行では、  
調整勘定の利益金が約10億ござります。  
資料2の未払送金小切手率の表によりますと、  
旧帝國につきましては内債建かけ億、外債建  
かけ分は、公債レートで換算致しますと約3千  
7百万円、ということになります。旧帝國の資  
産は、在外店舗の債がありません。そこで仮  
に未払送金小切手の前払を1件5万円で切る  
と仮定して計算致しますと、帝銀は1億2千  
5百万円を要することになり、この分を調整  
勘定の益金から借りることになります。

又北海道拓殖銀行一北拓について申し上げま  
すと、資料1にござりますが、現在支拂5千  
(27)

午後万円調整斯定の利益金を有しております  
が内地預金は全部返済すみでござりますので、  
樟太の預金之債3百万円に見合う支払資金は  
在外資産勘定としてくることになります。  
又、勘銀は調整斯定の利益金を持つていない  
銀行でございますが、これは新勘定引継の時  
の準備金が引当となります。一方送金小切手  
は200万円をもつておりますが、沖縄店舗  
を処分した金が200万円ござりますから、  
送金小切手は支払可能ということになります。

以上で大体趣旨を申し上げました。

岩動 甫鑑機  
商課長 別紙5の甫鑑機商關係についてご説明させて  
頂きます。甫鑑機商關係の金融機関につきま  
しては、銀行課長のお話とは立場が異ってい  
るのであります。これらの機関は連合國最  
高司令官からの命によりまして企業活動を停  
止し、現在、清算中のであります。現在  
は甫鑑機商令によりまして、在外債務は棚上  
げの状態でありますので、清算を早急に完了  
するためには在外債務の支払をしてしまひた  
(28)

いし。又開拓土木機関の債務も多額を  
持つてはなりかと考えておる次第であります。

甫鑑機商關係の金融機関の清算状態は種々難  
多でござりますて、横浜正金銀行は国内債務  
の45%は現在においては未払となる状態で  
ありますし、朝鮮銀行及び台灣銀行は、国内  
債務に対しましては、全部支払を完了し、尚  
朝鮮銀行、台灣銀行は相当額の国内資産を残  
してあります。

前国会において、一部資産を留保すれば、國  
内活動ができるようにしたいと考えまして、  
改正案を提出致し、甫鑑機商令の改正を致し  
ました。

外貨表示の送金小切手等に対する支払の際の  
為替レートは根本的な重要な問題でござります  
ので、目下研究中でございます。いずれにし  
ても未払送金小切手を支払うとすれば正金は  
国内資産は残りませんから、残余資産を基礎  
にして、何かするかということは不可能だと思  
いますが、韓流及び台灣はニキレートをさめ  
(29)

方によつては、相当資産が残ると思われます  
ので、実益は生すること、考えます。

この場合、鮮銀及び白銀は預金債務等も棚上  
げせず、全額支払て可能と考えております。

以上、市中銀行とは立場は異りますが、開鎖  
機関としての筋道が通るのではないかと考  
えております。

上田説明員 在外会社關係につきまして、ご説明申し上げ  
ます。在外会社關係にはノスの金融機関がござ  
ります。その本邦内にある資産は約10億  
でございます。これに対する在外債券のうち  
個人の在外預金は約6億です。在外会社關係  
の送金手切手は、今のところ数字ははつきり  
しておりません。しかしあることはございま  
す。

在外会社は生産的な事業会社の本邦外施設  
を活動させるというねらいをもつてあります  
て、本店が外地にござります關係上、本邦内  
にある店舗が活動できないものを、活動でき  
るようになるといたりが、ねらいでござります。

(30)

端つてどちらかといふと株主に利益が与  
えられておりまして、特殊整理に当つては社  
外關係の債权債務は整理財産から切り離され  
て規定しております。それにも拘らず、たい  
今問題にしております在外預金等に見合う資  
産を国内に有つております理由は、戦時中、  
政府の

政策に即応して在外会社關係の  
金融機関が現地でかき集めた預金の一部を内  
地に送金して公、社債に変えて保有していくた  
ためでござります。本邦外の資産然も在外  
預金の一部が本邦に移されたと見ることもで  
きるのではないかと考えます。

在外会社關係の在外預金等に対する処置と致  
しましては、株主に不當に利得を与えないよう  
に、開鎖機関と同様厳しくはこれに準じた処  
置をとりたれという方が、ねらいでございま  
す。

たゞ、開鎖機関と違ひますのは、登録銀行が  
在外会社關係の金融機関にはないということ  
と、たゞ今申し上げました通り、在外預金に  
(31)

見合う本店の資産が一部未だにさへいるとい  
う点でございまして、あとは大体、開銀機  
関と同様の趣旨でござります。

松島委員 鮮銀、台銀の内地債務支払の際、棚上げせず  
に、全額支払をしたのは、何故ですか

岩動開銀機  
開課長 これは資産のある限り、指令により支払った  
ものでござりまして、清算の点に重点をおい  
たもうであろうと考えます。

松島委員 資産のないときはどうなりましたか  
岩動開銀機  
開課長 その場合は破産でござります。

松島委員 正金の場合はどうですか

岩動開銀機  
開課長 正金は色々な問題がござります。正金は当時  
は外國為替の集中銀行をやっていたとか、政  
府の補償が見て打切になつたとかいう問題が  
ございまして、いわば特殊取扱がとられた  
といえます。

松島委員 その他の方はどうですか

岩動開銀機  
開課長 金融機関は正金を除いては大体うまくいった  
わけでござります。正金は国内債務大つりで  
もう5%しか支払をしておりません。正金は

(32)

在外資産と在外債務もありまして、正金の國  
内資産は國內債務と在外債務を合算した額に  
はるかに不足するわけです。この際に送金小  
切手等に対して支払を行うとすれば、色々と  
問題がございまして、国内債務の支払率の55  
%をそのままにしておいて、その残額をもつ  
て送金小切手の支払に充てるべきであるか又  
はその他の方法によるべきであるかにつきま  
しては、研究中でござります。正金と東京銀  
行との關係につきましては、法的及財產的  
何れの面においても、全然關係なく、財産は  
売買によって引き継がれたものでございます。

松島委員 正金の在外にある財産が将来返還されれば、  
それは正金の資産ですか

岩動開銀機  
開課長 そうです。

松島委員 それが返還されれば、内地の債権者にも返す  
のですか

岩動開銀機  
開課長 そうです。

松島委員 その財産をもつて、別の会社を建てたりう  
るなどとはありますか

(33)

岩動内銀機  
開課長 正金の清算人が受取人になつておりますから、

そのようなことはなりと思ひます。たゞ、ブ  
ラジルは特別な事情がございまして、為替の  
關係からも色々な問題がござります。

上田説明員 備足して申し上げますが、鮮銀、台銀の国内  
資産は、戦費の差金による円資金の累積かそ  
の主たるものであるといえどと思ひます。朝  
鮮殖產率の場合には、在外会社關係の金融機  
関の例と同様でござります。

大野会長 市中銀行の關係は金融機関再建整備法をどう  
改正すべきであるかという問題ですか。

春村銀行課長 今まで送金小切手は在外債務であるという理  
由で未払の措置をとつてゐる所以でありますか、  
未払の理由である在外債務とされたことにつ  
きましては、今回支払をするのは、小切手に  
に対する債務の支払ではなく、もし、その小切  
手が上海支店の發行であれば、その上海支店  
の債務の一部を本店が前払してやるのだとい  
う具合に考えております。普通の状態では、  
小切手の提示があれば、支払拒否はいたしま  
(34)

せんが、送金小切手に対する支払は、コレ  
ス契約に基く支払であつて、支払銀行はその  
小切手の持人に對して債務を負つているわけ  
ではない。尤も發行銀行と支払銀行が本支  
店の關係にあれば、終局的には本店がその債務  
を負うことになるかも知れませんが、以上  
の理由から、未払の送金小切手は在外債務で  
ある。國銀行の本支店間であつても、小切手  
債務は在外債務であるところに考へてお  
ります。

政妻委員 債務はないけれど、支払をするといふのです  
か。

春村銀行課長 勘定から申し上げますと、債務支払の形式にはなつております。前払して在外店舗に付  
する本店の實という型になりますのでござります。  
これは本店の債務確認といふことはいえども  
支払ではございません。本店でその債務に付  
する支払をしようとしても、實際上はこれに  
見合う資産はないわけですから支払い得ない  
状態でござります。  
(35)

上田説明員 銀行課長のいわれる前払措置は結論的には私共の考えておりますこと、同じですが、理論構成上、送金小切手を引き受けたさいにはかならずカバーをとっている筈でありますから、内地債券と同じであるといえると思ひます。

武妻委員 カバーをとっていたものを、法律では、とつてなかつたものとして取り扱つたことになるのであるとしたら、これは問題ですね。

上田説明員 たしかに再建整備法で規定した処置が問題であると思ひます。

冴村銀行課長 カバーの内容に色々問題がござります。カバーは、小切手1枚1枚に対して、とつたものではなく、一括してとつております。これを個々にわけるということは、経理上きづかいことござります。又現在までの法体系が、未払送金小切手等をすべて在外債務として扱つておりますから、これを改革するよう措置をとることは好ましくないと考えます。

武妻委員 結論的につれて、そのようにすれば、凡て実質的に支払可能になりますか？

(36)

冴村銀行課長 凡そとのうことは、該銀行によって種々事情がござりますので、送金小切手は一部前払といふことをしたいと考えております。

武妻委員 その場合資産に融通のつく限り支払うのですね。

冴村銀行課長 そうです。

武妻委員 資産のない場合はどうしますか。額に応じて同率で支払をしなさいのですか？

冴村銀行課長 同率ではございません。最高限度をきめて前払を致したいと考えております。

武妻委員 在外公館等借入金は債務でないものを支払つたという考え方だが、今度の場合は債務であるものに対して在外預金だけについて支払請求を主張する根拠はどうなつですか？

冴村銀行課長、融通のつく限りの資金の範囲内で均分にねうべきだという理論もござります。しかし今考えておりますのは債務の支払ではなくて小切手の前払をするといふ事前となるのですから、そこで説明はつくものと思ひます。

武妻委員 債務は実際はないのにけれど、おってやるの(37)

たという議論ですか？

冴村銀行課長 調整勘定との調整をとる意味が大きく作用しております。

武妻委員 これらの債務に見合う資産がないから一定額で切るといふのならよいのですか？

冴村銀行課長 前払の形で支払をするよりも、一定額で切るよりも、全く政策的なものでござりますて、それ以外の何ものでもございません。

武妻委員 政策をさうきめられるのは差支えないと思いますが、按分比例的な支払を何故しないのかといふ又論があつたとき、これに対する理論的な裏づけは必要と思ひますが。

中村委員 調整勘定の利益金がないものとすると、全て零となって前払も何も行わないわけですか？

冴村銀行課長 そうです。

中村委員 現実の問題ですが最終的に在外債務総額の50%しかないといつたような場合には今、例えば5万円の限度を設けて前払するといふことは少額のものをすべて救うことになります。(38)

か。

冴村銀行課長 限度の額如何によりますが、考え方はそちらです。

法華津委員 抵出店舗か他店である場合は、どちらかというですか？

冴村銀行課長 仕向店の勘定を支払うことになります。

法華津委員 仕向店が外国の法人である場合はどうなりますか？

冴村銀行課長 法律の適用地域によって区別いたしますから、外國の法人である場合は全然別でございまして、この措置には入らないことになります。

大野会長 国籍機関関係なのですが、外地から財産が返還された場合、それは各地域毎に区別するのですが、それとも在外資産一本として集計しているのですか？

岩動国銀機関課長 現在の建前は在外資産一本でござります。

大野会長 するとブラジルにある正金の財産が返還された場合、内地の切捨率の改訂が行われないのですか？

岩動国銀機関課長 正金資産が返還されて内地清算資金に繰り(39)

入れられることになりますから、国内債  
券の清算率も当然変更されることになります。

大野会長 市中銀行の関係ですが、これは調整勘定の利  
益金を融通させることに問題はなく、在外勘  
定との調整を政策的に行うから、前例をみて、  
それに近いような措置を講ずるかだとうか  
うに持つて行かなければ、無理ではないかと  
いう 戦裏先生の御趣旨だと思ひます。

法華津委員 そうしないと、外國で訴えられる恐れがある。

戦裏委員 内地でもその恐れがある。

大野会長 そこを皆納得するように持つて行くべきだ  
と思ひます。

戦裏委員 だから私は先き程、本末支拵をすべきでない  
債権に恩恵を与えるとしているのかと聞か  
れているのです。在外公館の時は零から出発し  
ていなきだから、市中銀行の場合も零から出  
発するといったような措置をすればよいので  
はないかと思ひますが。

柳井委員 その場合、違うのは在外公館の時は政府が債  
券者であるということです。

(40)

大野会長 それでは次回までこの問題をお考へ願つこと  
にして、次回も引続いてこの問題を御審議し  
て頂きたけと想ります。次回<sup>2</sup>月9日の午後  
1時半とします。それではこれで散会します。

午後 5時 8分

(41)

極秘  
昭和二年六月 9日(大)午後、時半  
於大蔵省第一分室

在外財産問題調査会  
第五回会議々事

在外財産回収調査会第5回会議の事録

場所 大蔵省第一分室

日時 昭和29年2月8日(火) 午後1時半～午後4時

出席者

委員 大野龍太(会長)、小河利得、中村建城、松島慶夫、

宮崎太一、宮沢俊義、柳井恒夫、我妻朱(50音順)

政府側幹事・・・総理府審議室総括参考官田上辰雄

外務省アジア局長代理 小島太作

大蔵省理財局長 佐田泰二

引換換算課次長代理 木村又雄

説明員・・・大蔵省理財局次長酒井俊彦、大蔵省

理財局外債課長上田克郎、同課長補

依田中弘一、同伊勢谷浩、大蔵省銀

行局銀行課長本村裕、同課長補佐官

橋英明、同安彦三郎、大蔵省管財局

開鑰換回課長岩崎道行、同課長補佐

坂上行雄

在外財産回収調査会第5回会議の事録

場所 大蔵省第一分室

日時 昭和29年2月9日(水) 午後1時50分開会

大野会長 それじゃこれから当たる調査会を開催いた  
したいと思います。

それじゃ 諸事に入りたいと思いますが、この  
次も書面もありますように引換者の持つ帰  
失未払送金小切手、現金、預金等の処理方針  
につきまして、前回は懇親してこの問題を審  
議いたしたいと思います。前回いろいろ問題  
になりました点があると思いますので、幹事  
諸君の手許においてそれぞれ御研究になりました  
と思いますので、まずそのお話を伺うこ  
といたしましたらと思いますが、如何でござい  
ますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

大野会長 それいやどうか春村さんから――。

春村銀行課長 銀行課長でございます。先連って私の所管い  
たしております、現に生きております金融機  
関の外地資本及れども、小切手の元本のうち六

ついての処理について考え方を申し上げました際に、二つの点について御質問と申しますが、もう少しよく論理をつけるようにと申しますが、そういうような御指摘があつたよう記憶いたしますので、その二つの問題について大体の考え方を申し上げてみたいと思います。

第一の点は、未払送金小切手といふものをこの際どういう債務として扱うか。私共はこれを外地預金と同様、外地店舗に係る債務であると申し上げて置きましたが、それはそうであるとして、それは一體どういう意味を持つものであるが、どういう取扱を受けるものであるかという点について申し上げてみたいと思います。この点は先達って法奉津委員、或はその他の委員からもいろいろ御指摘があつたようだ恩いますが、私共はこれは夫に在外預金、即ち金融機関の在外店舗に係る負債であるとこう風に今圓を考えて処理いたしました。しかししながら、この二つの点を

未払送金小切手では、冠印等は在小資本であると申しまして、それには若干の相違点がある。その相違点とのうちの二つは別途大凡それについては三つ程論述を挙げることができると感うのであります。

第一に、現地でいたしました預金は、これは両当事者共、その店に預け、その地の運賃で積み、そしてそこへ置けて来る—置いてくるというと語弊がありますが、要するに性質上当然で、言わば在外店舗の預金、或いは貯金であるといふふた言えるのに對します、未払送金附替の方は先達つても申しましたように、両当事者共内地に送る意思を持っており、現実にこれを送金附替といふ形で内地に持ち帰るようにして来た。そして内地でたまたまその支払を受けてしまつたものはそれで済みます。或は当座振込といふようにして預金へ振り込んでしまつたものはそれは内地の預金になつてしまつております。ところが支払を禁止いたしました。それは別途前

(3)

皆管理の形でやつて来たわけであります。或  
は又司令部からの通達に基いてそういう措置  
をとつたわけであります。いずれにせよ、

そういう形で送金専管の支払を禁止したとい  
うことによって内地では払つても貰えない建前  
になつたまゝに、今度は内地の再建整備なり、  
いろいろの旧秩序の整備とりうることが始まつ  
たわけであります。そしてその際未払金  
専管の問題も、これは例えば經理应急措置法  
の適用の外といふことにして終末してくる、  
こういう形になりましたために在外負債とし  
て取引扱わざるを得なくなり、又今までそ  
ういう秩序の下に在外負債として一般の内地  
關係のものを処理してきた。こういう關係で  
ござりますので、どちらかといえば在外預金  
が性質上当然に在外的なものであると考えら  
れるのに對し、未払送金小切手は取扱によつ  
て在外負債となつたという風に言えるのでは  
ないかと思うのであります。

それからオニ点は、送金小切手につきまし  
(4)

ては兩当事者、即ち銀行の方も内地で支払わ  
せるようにはしましよう、それから取組を  
承認した方も内地で払つてもらひましょう、  
それは当然に受取人であるかも知れませんが  
受取人も内地で払つてもらおう、こういう意  
思があるのであります。預金につりではそ  
ういう意思はございません。そういうわけで兩  
当事者の意思を忖度すると申しますが、尊重  
するという形で考えますと、法律的には在外  
負債として扱ひましたけれども、これを處理  
する上に当つてはそこへ兩当事者の意思を尊  
重して扱ひ方を若干遠えてより点があるのではないか  
といふことのございます。

それから第三番目には、送金小切手を取り  
組むとにつきまして実際出頭として當時現  
地の在外公館専局、そういう大勢のものとにく  
くこの際送金小切手を、例えば三万円なら三  
万円までお詫びなさい、そして内地に送り  
ようだしますよう、そして成ったものは、  
これは公兵か別えば在外公館借入金といふも  
(5)

ので借りましよう。これはうまくいったら内地でお払いできるかも知れません。更にそれで残ってしまったものはそれは預金で残しておくより仕方がないというような形で、益金小切手の取組を非常に歎美いたしました。そういうものでありますから同じように在外貿債であるといいましても、預金はまだ置かれてきたもの、送金小切手はどういった当局者の懸念もあって、何とか引揚者対策として内地に持つて帰れるようにしてやりたい、又それをどう意を受けてやつたんだと、こういう気持ちが認められるのではないか。でありますから以上申し上げましたような点から考えて、夫に在外貿債として、この際は表の次序を前提としますと、扱わざるを得ないわけがありますが、内容的には今回の処理に当つては益金小切手と在外預金の間に若干の扱いの差をつけることが妥当ではなかろうか、こういう風に考えなわけであります。それが第一のポイントであります。

(6)

こういふ点を加イン(カウント)金預手にうつては在外預金と同じような商賈レートを考えるべきか否かというような問題でありますとか、支払順位がどうなるかというような問題が導き出されて来るかと思ひます。それから第二のポイントは秋妻季良から御指摘があった点であります。私共の考え方といいたしまして小額の未払益金小切手について、その時に前払をするという凡な申し上げ方をしたかと思ひますが、これはもう少し正確な言葉で申し上げますと——別途私共の方で今用意いたしております法律案の要綱をこの際皆さんにお配り申し上げることとしたしますが——今の未払益金小切手と預金とを若干区別して取り扱う。その取り扱う際にとにかく未払益金小切手の中の一小部分については——一小部分といふと詰めがありまして——一定額のものにつけてはこれは併せりも優先して支払うこととした。要するに優先順位と申しますか、優先支払と申します

(7)

いうふうの意味であります。でありますからこれは先程申しましたように、とにかく内地に一定のこれくらいの金額は送っておこうといふことで引揚の際にいろいろ当面も懸念して引揚者の方々がなすった、そういう措置にもたまたまそういうことか照応いたしましたし、

又国内では預金者のオーフ封鎖とか、オニ封鎖とかいつて切捨をいたしました際に、少くとも最も限度の金額といふものはこれを切らぬいで活かすという措置をとったことは御記憶だと思いますが、オーフ封鎖は一世帯につき三万二千円まで、これは自由預金ということになつたわけでありますし、又オニ封鎖の中でも結局一定額は整理した結果生き残るといふことで、これも又自由預金になつて参りましたが、そういう内地の小額の預金債権といふものが生き残つた、それとも照応いたしまして、ともかく日本に持つて帰ろうと考えた送金小切手については、一定金額のものについては何をおいてもこの際優先支払にするこ

(8)

としたしたりといったらうが、こういふふうに居えろわけであります。

そこでたまたまその銀行がこの間申し上げましたように、外地關係の勘定を作りまして在外資産先会社に在外負債を払うという建前をとつておりますて、そのために当然在外資産としての支払ファンドがないといつたしましても、この小額の一定金額の分については他の勘定から借りてもお払いする方がいいんじやないか、それだけは何としても当時の経緯から考へても、又引揚者の方々に対する銀行の対応といつてしましても払わせるようにならいいんじやないか、こういふつもりでござります。でありますから一定金額までの未払送金小切手の分は、これは優先支払をする、その勘定から借りても支払う、そして残余の部分はこれは在外財産なり、要するにその勘定で資産の方に利益が計上されるのを見合にして払っていく、こういふ建前になるだと思ひます。補足の仕方が不充分である

(9)

かも知れませんが、先達って問題になりますた点をもう一過重ねて御説明申し上げますと、そういうことであります。只今お手許に差し上げました「金融機関再建整備法の一部改正に関する法律案要綱」というのがござります。この中で今回問題になりますのは、金融機関の在外資産、負債の取扱いに関する規定を設けて、その処理を図ることを目的とする、この部分であります。一枚めくつて頂きました二項目の二、在外資産負債の処理、この所以下が今回私共現に生きております、営業中の金融機関について考えております処理の大体の概要でございます。これは先達って御説明申し上げましたことと變らないのであります。別に、第一回目の時であります。お詫びしてございます書類の書き方よりは、この末松送金制度の優先支払といつたようなところとか、或はどういうふうに在外勘定には資産負債の部にそれをの項目を立てるかといつたような点がやや詳しく書いてござり  
(10)

ますが、気持は變つておらないのであります。以上が先達って御指摘を受けました点について不十分であります点を補足して申し上げた点でござります。

大野会長 何か今の御説明に対して御質問はございませんか。

中村委員 ちよつとお伺いしたいのですが、例の第一封鎖を払い戻す時に、全部払い戻す時は問題はないけれども、或る一定率を払い戻す時に、やはり小額のものは全部払いましたか。上の方々は何か基準をきめてやつたのですか。

杏村課長 第二封鎖の切り捨てられた債権に対して調整勘定の利益を分配いたします際にはそういう小額債権とか何とかいう区別なしに、切った順序を逆にだんだん戻していくという形になります。切った順序をだんだん逆にといいますと、現実には切った時に、いや、どういう順序で切ったかということが問題になります。その時にはまず法人の大口の預金から確定額を戻すとしていくぞい、高野さん、ついでに

すから、そういう意味ではオニ封鎖の大部分を切り捨てた時にすでに若干のそういう考慮がねわれておる。今度返します時には順序を逆の方法で返して行きます。即ちまず利益金があれば一番最後に切り捨てた横溝に返してやる。そしてだんだん戻んでいって、まだ利益があれば一番最初に手をけた大きな法人の預金に返してやる。こういう形になります。

中村委員 個人の場合は如何です。

谷村課長 個人の場合には区別がありません。

中村委員 個人の場合、戻りに一万円なら、その半分返すと二万五千円……。

谷村課長 そうでござります。

一 中村委員 そうすると今度未払送金小切手の場合には、戻りに三万円なり三万円全部返してやる。それ以上は切り捨てる。その場合に内地のオニ封鎖が三万円の場合は一万五千円で、未払送金小切手の場合は三万円返すと云ふとそんに不合理が起ります。

谷村課長 それは考慮しないわけではありません。内地の場合は御承知の通り、戻りに五万円の預金を持つていたとしますと、当時一人につき一万五千円、一世帯につき三万二千円という金額は、これをオニ封鎖にして戻りをオニ封鎖にしたわけであります。ですからそこで小額の部分がます確保されておるわけであります。オニ封鎖として……。それから後オニ封鎖として切り捨てたわけがありますが、何割切り捨てるかいろいろ計算してやったわけであります。その当金融機関がかかった額で、どういう預金をどの程度大きめに貸出させていくかというところに、今申し上げましたように大きな法人には大きく貸出せると云う式ですつとやって来ておりますが、個人には区別がございません。すでにオニ封鎖のところで小額預金に対する保護ということはされておるわけであります。今度は初めからオニ封鎖、オニ封鎖でやつたわけじやございませんから、やはり小額送金小切手の優先支取ということ

(3)

を考えたわけあります。

中村委員 三万二千円までは無条件に払戻して内地の預金者との權衡はとれるると、こういふわけです

谷村課長 そういうわけでございます。

柳井委員 今復載しましたこの法律案要綱の三項目でござりますが、未払返金の替り優先支払といふところがございますね。この三項目に「他の勘定、例えば調整勘定」とござりますが、「例えば」とありますが、他にも何か考えておられるのですか。

谷村課長 大部分の銀行につきましては調整勘定から立替えてもらうことになりますが、一つだけ日本勲業銀行といつのがございます。これは調整勘定を作ることなしに終りました。ということはオニ封鎖の切換とか何とかいうことなしに、準備金をただ崩しただけでうまく済んでしまったわけあります。ところでこの日本勲業銀行は台湾に預金を持つております。それから運営が切り替わります。これも一休

この勘定から見て大らいいかというと、調整勘定がございませんから現に今ある勘定、即ち銀行の合併勘定と称しておりますが、新勘定といつてもいいわけですが、それから借りて来るわけあります。

大野会長 今の勲業銀行の場合には、新勘定から借りて来るのですが、あれなんですか、非常に新勘定に……つまり私の心配することは、折角新秩序ができためにその新秩序をひっくり返すような大きなものができちゃ困ると思うのですが、勲業銀行の新勘定は全体的に大きなインフレエンスを及ぼす程の金額じゃないですね。

谷村課長 その点はもう少し補足いたしますと、今会長のおっしゃいましたように新勘定というものを作って再建整備をいたしました。その趣旨なり秩序なりには殆んど影響がないようにしたいと感ります。しかし当時若し在外のものを若干何とかするのだと若干の影響が及んだであろうと思う程度に止めたいと思いま  
(15)

すが、当時は準備金を崩したわけでありまして、旧勘定から引き継ぎました準備金が範囲内での立替を行なったといふところを考えております。ですからとも、新勘定が始まります前に旧勘定があったわけあります。その旧勘定には旧勘定としての準備金があつたわけあります。これは十あつたうち大くらう崩して残りの四を引き継いだわけあります。その引き継いだ分は財のものだから送金小切手の一一定部分の支払に貸してくれたっていいだろうと、そこに張度を作りたいと、今おつしやる趣旨は確かにおりてきているわけあります。

中村委員 もう一つ伺りますが、在外で送金を預んで内地の銀行で払い戻すという場合、A銀行、B銀行との間にお互に債権債務の問題が起つて来るわけですが、その場合この勘定で正確に計算しますか。

谷村課長 銀行間の貸借關係ですね。

中村委員 同一銀行ならいゝですが、A銀行に預んでB銀行が払うという-----。

(16)

谷村 課長

今回お詫びいたしましては、例えは上海のA銀行が内地のB銀行向けて振り出した送金小切手でありますならば上海の、要するにAの方の銀行が今回の送金小切手債務を払う。こういう措置になっております。要するに仕掛け店舗がやるわけで、仕掛けられた方でない建前で行つております。

中村委員

しかしこの前は-----。

谷村課長

この前もそういうふうに申し上げたと思ひます。

柳井委員

そうです。

大野会長

その場合に仕掛け銀行と被仕掛け銀行との間の債権債務の問題は別段起りませんかね。

谷村課長

当時は送金案内もちゃんと送つてファンドも付けております。例えはA銀行がB銀行にちゃんと回金してあつたにも拘らず、今回又A銀行が支払うのはB銀行が儲けるいやなりかとりう考え方には起りますが、それを一々調整するのも何でござりますので目をつぶりまして、若干お互いにそちら剥け渡しはやっておるだ

(17)

ううといふことにして処理いたしましたいと思ひます。

柳井委員 その場合B銀行が日本にあって、A銀行が中國にあって、B銀行が非に儲けるといふ場合ですね。そういう場合にはいわゆる不当利得の關係なんかが生じてくるわけですね。その時にこの法律に関してはお互に何とかいろいろな差引勘定があるだろうといつて目をつぶるが、民法上、或いは商法上の關係は依然として原則通りいくわけで、例えばA銀行がそれに基りてB銀行に請求しようといふ場合には、その邊は塞がれないわけですね。

谷林課長 これはもう少し細かく申し上げますと、具体的にAとBの両方の銀行が間で當時どういう交互計算の方法をとっていたかといふ問題になります。お互にそれぞれの外地店舗から内地向に回金があつた場合に、これを例えばA銀行の本店とどういうふうな勘定で以て始末をしておったか。回金の關係は、具体的にこの送金割替について回金があつた

(18)

ということが判然とする場合もござりますし、そうでなくて一切の処理をただ計算によって、これだけはA銀行に借になつておる。これだけはB銀行に貸だと、こういふうちにお互に建て、おる場合もあります。これらはそういう場合についていえば、内地の中だけの關係としてすでに勘定の始末の際にお互にその貸借の問題は、そういうことで相談し合つなり。或は返りに若し貸の方が、一方の方か大きかつたならば、その貸はやはり同様に予金を打ち切り、確定額を負担せるときたくいふように確定額を負担して扱わせるようにしておる。こういう關係になつておると思ひます。

中村委員 そうすると送金の委託を受けた在外店舗、その銀行が返りに内地銀行でない場合は、それは筋のまゝいかないわけですね。そういうことはなりかも知れませんが……。

谷林課長 いや、ございましょう。例えば漢口銀行が振り出した送金小切手は、内地の銀行に宛てておりましてこれは漢口銀行の送金小切手とし  
(19)

て扱います。漢口銀行は在外公会の通用を受けておりますので、そつちの方の送金小切手として始末することになります。

大野会長 大分關係が整理されではっきりしたようになりますが（笑声）この前も問題になつた点ですが、小額債権の優先支払——銀行からいえば小額債券の優先支払ですが——ところのは結局考え方としては第一封鎖の時の考え方と同じ考え方だと、こう口うわけですね。

谷村課長 そういうことになります。それが預金者に対する何と申しますか、社会政策的といつては詰縛があるかも知れませんが、そういういた趣旨に多からりますし、又當時上海なら上海で少くとも三万円までは送金小切手を趙み立さないといつて官憲が懲戒いたしました諒にも応えることになるかと存じます。実際問題として今私共の方の集計によりますと、未払送金小切手の中、残りに五万円までの小額の部分を支払うことになりますと、件数としましては何通ものだけで計算いたしますと約

(20)

96% タク外近くの件数へ支払われる、となるわけでございます。またまた大きな金額もありますけれども、まず引換者の方々が持つてお帰りになつた送金小切手の中 90% 以上カバーできるならば、その持つ意味は相当結果が大きいのではないかとうふうに思ひます。

大野会長 件数からみて 96% ……、額からいってどの位になりますか。

谷村課長 金額から申しますと約 90% になります。

柳井委員 在外公館で三万円を限度を決めたのと、内地の第一封鎖の限度を三万二千円としたのと非常に額が一脈相連するようですが、當時在外公館で三万円という限度を決めたのと何かいう関連でもあると非常に面白いですが、ございませんですか。

谷村課長 在外公館借入金では借入金を五万円といったもました。それで現在銀行局で考えておりますのも五万円……。

柳井委員 借入金はそうですがね……。  
(21)

上田説明員 仕回送金と三万円とした理由は、特にありますか……。

谷村課長 あれは第一封鎖とか何とか始まる前の終戦の時のあ水でござりますから……。まあ一つの考え方としては、當時内地で無条件に円として受け入れられた金額が三万円位だったんじゃないのか……。

上田説明員 まあ仕回送金を北支などから円・元ペーパーの形で持つて来るのことについて、例えば多額の匯銀券で送金いたしますと、三万円まではそのまま、ペーパーで内地の円預金にしてやつた、そういうケースはござります。それでそれを搬えろ、毎回だんだん累減といいますか、そういうようなことでレートを決めてやつたことはござります。その時確かに三万円という数字が出ておりましたが、それと関係がありますかどうか、それで上海あたりで三万円といふたしました時は、全部皆に三万円とやつたわけではありませんで、一番長く何うに住んでいた人で、この人なら三万円くらい送つてもよ

(22)

がろう。この人は来てから一年にもならぬから一万元とかいうふうにして、在外公館の方で査定して送らしたようになります。これは何故そういうことをしたかといいますと、あの当時は、普通の両替のレートよりは幾らか有利なレートで組まれてあります。例えば調整料10倍、一般のものは70倍といふことで特典を手えたのであります。

秋妻委員 今の説明で、下の方から送に行きますと5万円なり、3万円なり切ってだんだん払って行くというのは、その当時の内地の一般預金者との取扱からいって、ということ、それから預金と送金を切手とは違うということ。それもよく分るが、前の結論大異議を差し挟むのいやないですか。しかし理論をはっきりさせて置くという意味でいうのですが、考え方の基礎はこういうふうに入れ替えていいですか。例えば上海のA銀行から内地のB銀行に仕回せた時に、まだ仕回された銀行の債務にはなってられない。多くさくも仕回すた段

行の債務である。それから今度は同じ銀行であつてもそれは外地の銀行の債務であつて、内地の銀行の債務にはなっていない。法律的を人情は同じものであつても、何うの銀行である。だから純理論的には払う必要はないということを前提にしておいて、それからいろいろなことを考慮して何ういうものを払うことになるかだと何う結論なんですね。

谷村課長 結論的にはそりういうことになると想います。そこまで話を説明付けて参りますまではいろいろの考え方があるわけでのりますけれども、結論的にいえば銀行の外地の店舗の債務であると。これとこの際便宜内地に持ってきて払うのだからいろいろの措置がとられるけれど、こういうことになるかと思います。本店の送金当店債務とこの際履行するのいやないという考え方でござります。

安東委員 そこで同じ法人格を有つておるときの外地の銀行の支店の債務は本店にはされないと。(24)

ではお分かりやすとも、それはちゃんと内地外地と区別して取り扱つていいのだ。まあ確かに何うと本店の債務にはなっていないといふことなんですね。その説明をどうするか。

谷村課長 私はこう何うことを考えております。これは先生方にいろいろお教えを頂かなければならん点だと思いますが、外地の店が内地に送金するというふうにお約束して小切手を振り出したわけですが、この小切手は普通の場合でありますならば内地で支払を受けられないというような事態ではなくて、少くとも支店が振り出したものならば本店は実際問題として払つております。払つておりますが、現実に未払送金小切手を送った場合に支払えないという状況が作られてしまつたわけではありません。そこでこれを外地の店舗の負債であるといふふうにもう一通り考え方を直したわけがありますが、外地の店舗の負債といふことになってしまいますと、預金者、或は送金を依頼した方は何故外地の店は払つてくれないんだ

(25)

う、やつてくれなかつたといふことで、その小切手を組んでもらつた店に行つて、あの送金小切手をもう一通、うまくいかなかつたから戻してくれとか、いろいろな形で外地の店舗へ請求をするわけであります。ところでその外地の店舗に対する請求を申しますが、そういう权利はこれは法人として人格は同じであるとしても、内地の店舗にまで遡つてみると申しますが、引張られてくると、こういうふうに考えておるわけであります。従つて第一次的には外地店舗の債務、だからこそやニ次的に本店の債務だと、こういうふうに見つたわけであります。ちょっと表現が拙くて恐縮でありますか-----。

成妻委員 謂論は、イエスはノーナラルな法という結論ですが、それは非常に妥当だと思うだけれども何だか理論的に法とイエスはノーナリということになると、外地の債務は本店は全然責任を負わないというけれども同じ人格の中から引張られてくるといふことになると  
(26)

フルに取れるということになりそうなんですが、そこの説明をどうしたらいいかという点ですか-----。

杏村課長 まあ一つの法則としまして、これは確かにどうにでも法則の秩序として作り得るものだと思つります。例えば私が海外旅行中に友達に金の貸借をしまして、日本に帰つてからそれをお互に請求しあうという形になつておればいいと思うのですが、在外店舗というものは、一體同じ人格の中でも如何なる意義を持つておりますか。うふうに考えてみると、やはりその債権債務の關係といふのは、これはまあ私もこの点、まだ民法であるとか、商法であるとか、いろいろまずかしい議論がござりますて、その債務者のおるところで払うのかと、いろいろございますが、少くとも同一人格として考えてみると、上海の支店の債務はやはり本店の債務であるといふふうに一つの法律秩序を立て、やってこれが非常に大きな民法原則  
(27)

なり、商法原則なりに違反することになれば別で  
すけれどもまず妥当ではなれど、そう相反するも  
のではない。ましろそれに従うものであるといふか  
うと考えたわけがあります。逆に支店の債務は全  
然支店の債務だから本店の債務には持つて来ない  
といふふうにしてしまいますことは、ましろ民法  
原則なり、或は商法の建前なりを崩すものではな  
いが、支店のことだから本店は知らないといふふ  
うたは言い切れないで、やはり支店のものは、  
本店のものとして取るようにした方が、といふよ  
うな法則にした方がいい、んいやなれど、今までは  
支店のものは本店は手をつけないぞといふ形でござ  
りましたが、今回これを本店で処理するとい  
う法則に改める、まあ法則でそりやうふうにし得  
るのではないかといふふうに考えたわけあります。

(28)

武藤奉次 それは元からさつき言ったやうと進んで、えう  
なると今度はイエスで、本店のものだといふ  
ことになるとそれは全額取れる事になりやうなん  
ですか-----。

齋井課長 それは第一次的では支店の債務で、その支店  
の債務については一応除外するといふ建前で  
今までの秩序が組み立てられてきた。預金債  
務にいたしましても、送金小取手債務にいた  
しましても外地のことはどうなるかわからな  
い、或は外地のものは接觸されてしまうかも  
知れない。こういう問題があるからとにかく  
外地の関係は外して始末を一しようといふこ  
とでずっとやつて参りましたので、いわばそ  
ういった一つの整理の秩序といふものを前提  
として、支店の債務だから誠に相違ないが、  
こういうことになるといふだけのこといやな  
いかと思うのであります。ですから法則の取  
り方としては、先生のおっしゃるようく外地  
預金すあろうが、未払送金漏替であろうが、  
これは本店の債務として全部外地の田畠登記

(29)

同じレベルにおいて扱うべきであるということも一つの行き方として考えられると思います。現に例の金融機関の再建整備をいたしました際、外地關係のもの全然除外にして置いていいものかどうかということがずいぶん議論されたようござります。これを内地の債務と同じように持つて来るべきであるという意見もあったようあります。しかしそういうことではないに、やはり外地のことは将来どういうふうな扱になるか分らないということで一応外された。そういう秩序と申しますが、そういう整理の仕方が前提となつてずっと今日までやうざるを得なかつたのであります。

検査委員 フルに内地に持つて来て本店から取らせることだというのですが、それはそうでないと思ふんだが、どう説明したらいいか今の説明と聞けりてみると、今まで外地の奴は扱わなかつたという秩序なるものが正しかつたという前提がどれるなら、今度はそれを破つてと  
(30)

らしてやるのもいいけれども、今まで扱わなかつた車輶といふもののがいいか悪いか検討しようというので、たいへんを延ばして来ただけじやないかという気がする。結局法律的には同じ法人格があつても外地と内地とは違うという理論をもう少し示したい。さっきあなたが言られた、外国で約束して日本で払うといった時に、如何に法律だつて外国で約束した奴は日本いや扱わせないと書いて、から……。それは私有財産の侵害とか何とかになるんじやないかな。

在日課長 それは当事者がどこの法律に従うかという意思によって決まるのじやないかと思います。例えばフランスでお互に商事をしていくと、フランスの民法の下でお互に契約をして、たまたま両方とも日本に帰つて来た時に、両方の意思が日本の法律によつて解決しようといつもりならば、日本の法律によるようにしていいやないかと、こういうふうに考えておるうであります。  
(31)

戻委員 それはそうでしょう。いろいろな場合を考えるとむずかしくなるけれども、普通どこの法律によるというようなことを言わないで、日本人が外国で金の貸借をして日本に帰つて来たならば当然取れるので、外国で約束したものは日本で取れないということは言えないでしよう。それとハラレルにするならば本店で全部取れるということになりそうだから、やはり支店と本店との関係は、同じ人間がフランスで約束して日本に来たのとは違うというふうに何か言わないといかんので、同じ法人格があつてもやはり外國にある支店と言ひますが、一般に支店と本店との間には何と言ひますか。半分人格が同一だが半分分れておるというような、何かをうした議論ができるでありますかね。

牟村課長 是非そういうのが何かあると……。私共不勉強なんですが……。

戻委員 一応そういう理窟を前提として口つておるのでしょう。そうでなければ立金する必要もない

わけじやないですか。預金は譲めるが、送金の方はこつちに残らかえておるから、そこか何か違うということを前提にしておるのだけれど、どうりうかうにそれを説明していいのか、牟村課長 例えばこれは変な話かも知れませんが、日本の中でも今金融機関については、これは一つの慣習かも知れませんが、一つ一つの支店がそれぞれ独立の形になつております。例えばなんば四谷支店に預金がありましても、その預金通帳をもつて行って九州の支店で払戻してもらおうわけにはいかない。例えばそういうことができるためには戦時中特別に預金をどこでも代扱いするというような特別のやり方を認めて始めてやつてある。これは金融機関については預ける、預かりましたという關係は一つ一つの店舗毎にその債権債務關係が成り立つてあるというふうに一応考えられておるのじやないかと思うのです。しかしそれは第一次世界大戦のときにあって、決して他の第一銀行はシラー銀行に対する債務である。(33)

にはなんら変りはないので、その店が何かの事故で止めたとか、潰れたとか、河に流されちやつたといふ時でも、あの店はなくなってしまつたからだから私の知つたこつちやないといふかうには、その銀行は言えないとおもひます。その辺については、別に明確にどうといふことは書いてございませんので、例えば「四谷支店で振り出しでもらつた四谷支店支払の小切手を持っておりましてそれを大阪に持つて行つてもオーナー銀行でも取れませんけれども、同じ交換区域の店であればオーナー銀行、例えば麻布文店に行つても、高川支店に行つても大体これは受け取つて預金に入れてくれる。これはその日の中に手形交換に廻つて落ちるといふことが大体分りますから、実際上そういう扱をやつていゐといふ形ぢやないかと思ひますけれども、その直法律的に店毎に法人格が別だとか、或は債権債務關係の繋りがオーナー的とか、オーナー的をもつてあるといふことは何とも書けてないまゝなんで

(34)

ありますて、況んや-----。

武寧委員 大体説明はつくけれども、しかし金融を取り扱つておる銀行の特殊性だね。法務局で盛んに法律的根柢を開きたいといふ。役所がcreateしたことになると困る-----。

柳井委員 現状では支店で借りた金はやはり本店の債務ではあるが、いろいろな法令の關係で以て本店じゃ払えないと、こういうことですね。

存井課長 そうです。払えなくなつたわけです。内々勘定と外々勘定が違うから-----。それでこの間武寧先生もおつしやつたように schuld はあるが haftung がないと、こういうことなんですね。

武寧委員 そんなことか言えるかといふ-----。

柳井委員 そこでこういふことになるのかいやないです。今度のこの法律が出ると、本店では今まで債務があつても払えない状態であるのだ、三万円とか何とかの限度までは払えるようだ、本店の姿で返してやると、こういふふうに考えられるんじやないですか。私はそういふよう

大お詫を伺つていたんですけども……。

そうすると筋が通る。

谷村課長 今この法律が出ない限りたしますと、在外債務といふものは、今の銀行の勘定から言ひますと、今おっしゃいましたようにビニの勘定からも払えるといふようになつていなければなりません。内地だけで再建整備をいたしまして、内地だけでは勘定と新勘定とに分けて内地だけでこれを整理して参りましたので、在外債務の支払は何からすやしとか、何からしてもよろしいといふうに金融機関の経理の建て方をいたしておりませんので、この際それに対する勘定を設けて、その勘定から支払え、その勘定に資金がなければ借りていも支払え、こういふうにすれば内地の金融機関が払う、何と申しますか、能力じやありませんが、現実に支払い得る状態になる、こういうことにもなるかと思ひます。

官沢委員 今の、元來払う義務があるといふ前提で、相手のいろいろな制限があつて払えないという状

(36)

態をだんだん緩めて、この限度は松つてもいいといふことにする、ということになればそういうだと思うのですが、預金の方もそういうふうに考えるのですが、元來は払う義務はあるのだけれども、今払えない状態にあるから、そのまゝ、いやしようがない。結論は同じだけれども、さっき成瀬君が言ったのは元々払う必要はないのだけれども、何か多少政策的な意味でやらかねば払うといふ…………。結局同じことになるけれども、そこへいくと説明がちがつて反対になる。

成瀬委員 だからピッちの説明で行くかといふ……。

官沢委員 おしろ様の方が説明がいいのいやないか。そろすれば向うとこっちが……。

谷村課長 金融機関再建整備の場合に内地の旧預金者の預金債権は一定金額は切り捨て、しまって消滅させてしまつております。それに対して外地の預金をリ、送金小切手に係る債権債務の割合は何もしていなければわけです。そういうわけで、金融機関はこの間中はもうあれは知ら  
(37)

んと言つておりますけれども、私共としては、あなた方、現に払えといふ形には法律上なつておりませんけれども、一般的に債務といふものは背負つておるのですよということを何遍も確認させて、そうですが、それいや仕方がございませんと口うことになつておるわけです。そういうことを一忘私共は前提としております。それで金小切手にしても、預金にしても、この際内地の店で払えるといふ態勢をとる。その時にその払い方はこういふ順序で行ってもらおうとか、まずこれだけ払つて残りがあつたらこれを払つてもらうとか、支払資金がなければよそから借りてもいいとか、そういうやり方を作りたいというわけであります。そうでないと、これは私共にはあかりませんけれども依りに今外地預金を持つておられる方が訴え出たとして、今こういふ法律も何も作らずに置いて、たゞ在外預金といふものは法外であるといふ恰好になつておる、もうアンドといふものはどこにも用意

(3P)

していない。若し払つてしまえば金融機関再建整備法違反になろうですが、それでも在外預金債権を払えという訴訟が起つた時にはどうなるかということでおよく議論したのですが、恐らく裁判官は、お前は債権がある、お前は債務がある。しかし法律上金融機関は払えといふ建前になつておりませんから、払えるといふ情勢になるまで銀行も払わなければよろしい。しかし債務であることは心掛けておれといふ司法にならうと思ひます。

城 妻 委 員 まあ説明かつてようと思うね。

中村 委 員 終戦時は外国のことはわからんので、外国のことは伏せておいて、内地だけの整備をしたが、だんだん日も経つて外地の方も何とかしようといふので、今度在外勘定を設けて外地の債権債務で決済しようといふことになつておる、ところで外地の資産で外地の債務を払うといふのが原則だが、送金尚替だけは内地で受け取る意思があつたのだから、それがなくとも払うということになると、もう一步

(3P)

先へ進んで内地は内地で整理し、外地は外地で整理して皆固まつた場合には、それは総合して清算しなければならんが、今その見込か立たんから優先順位を考えて、一応送金の替り一定額だけは内地で払うが、それは将来総合した場合には外地で払う……。

中村課長 そうではございません。送金小切手の一定部分だけは、本来ならば外地資産見合いで払うのですが、外地資産がない場合にはその一定の部分だけは内地の犠牲においてでも払うといふ建前になるわけであります。例えばこれなら一番問題がないわけであります。内地の調整勘定を全額内地の方にお配りして、その残ったものを在外勘定の方に持つて来て、それで送金小切手が払えるといふならば調整勘定と在外勘定と一緒にして、これで頼うということになるわけになりますが、私共の方は、例えば内地の調整勘定の利益を全額旧預金者にお払いすることができない場合にも、とにかく小額の部分だけは調整勘定の利

(4)

益の分配を待つてから預金者があるにも拘らず、ちょっと借りて来よう、こういうことであります。この点だけは内地の旧預金者よりはいわば優先して支払おう、こういう恰好に考えております。

中村委員 だから将来は在外は在外でやり、こっちはこっちでやる。これを貫くには在外資産で払える見込がなければ払うべきでない。それからなくとも払うといふのは、優先順位でこっちを払う、それだけは払えるといふことですね。

中村課長 そうです。

大野会長 今の中村さんの優先といふのは内地の預金者の犠牲においてするわけだね。優先性を認めるといふのは……。

中村課長 それだから今まで大銀行の調整勘定の分配は止めておつたのだと、こういうことになるわけですね。

中村委員 完全な権利なら止めるのはおかしいか? どうかといって全然恩惠的なものでもない。だからそこで一定額以上は全部切り捨て、おつた。(4)

上の方はちよん切るとかそうロウ操作ができる  
と、こういうような考え方ですね。

上田説明員 これはちよん切るんじやなくて、待ってもら  
うわけです。オニ封鎖だってちよん切るんじ  
やなくて、請求権という形で残つておるんじ  
やないですか。

大野会長 まだ問題が起るかも知れませんが、その時に  
は又振り返つて今のトピックスに戻るとして、  
問題点がまだ少しありますように思つてます。法人  
と個人との取扱について差異を設けるかど  
うかという問題についてはどういうふうに思  
いますか

上田説明員 それいや私の方から申し上げます。これは本  
当の封鎖機関の処理の仕方が一番これに問題  
を持つと思いますので封鎖機関をどう処理し  
ようかと考えていろかといふところから言つ  
た方が実態としてはいいかと思ひますが、会  
長から法人、個人といふ名前が出ましたので、  
我々が今考えておりまことにこうを申し上げた  
いと感ひます。

(42)

これはいろいろ考え方があつたのであります  
が、結論的に申し上げますと、送金小切手  
だけでも、それから預金につきましても、  
送金小切手は預金と比べて送金小切手の方が  
預金に優先するという形は皆株式会社の所  
だろうと思ひますが、送金小切手を法人が持  
つている場合と個人が持つてある場合、それ  
から預金を法人が持つておる場合と個人が持  
つておる場合、送金小切手では法人、個人  
の区別は要らないのじやないか。と申します  
のは先程御説明がありましたように法人に  
しろ、個人にしろ何うから内地に資金を送つ  
て上げましようとかうようなことで、合意で  
こっちに資金が来ておる。而も送金小切手と  
いうものが自由に譲渡できるという性質から、  
考えて、その場合の法人、個人の区別は要ら  
ないのいやなかろうかといふのが第一段階の  
私共の一応の考え方でござります。次は預金  
でございますが、預金につきましては通常こ  
ういうことが最初に考えられます。大体法人  
(43)

の預金といふものは法人の借入金、いわゆる  
銀行側からいいますと貸付金でありますか  
貸付金と見合っておるものであつて、大体に  
おいてその法人が活動いたします場合は貸付  
金の方の預金よりも多々いふのが普通では  
なかろうか。従つて法人と個人とはその点で  
区別していいのではなかろうかという意見も  
あつたのでありますか。これは事実問題であ  
りて、たゞ本人から取れる、取れないといふ  
問題だけではありますので、法人、個人の区別  
はその際はないといふことで、預金大おれで  
も法人、個人を区別する必要はないのではないか  
かろうか。たゞ今度の取扱が終末の最終的な  
決定の前に或る程度の考慮を加へて、より平  
等な、妥当な、公平な解決をしながら清算を  
完了して行く、或は新しい秩序との調和を図  
つて行く、そういうことにあります關係上、  
一応資金が度々流れたりものである場合には  
個人の方をより優先するという程度の区別を  
して、法律上法人には払えないとか、法人は

(44)

網上や、といった形はどちらの方がよくは言が  
みうかといつゝ方が現在までの私共の考え方で  
あります。いろいろ御意見もあるうと思ひま  
すが、一応私共の方はそんなふうに考えてお  
ります。審観的に御報告申し上げますと、法  
人には今言つたように貸付金が多めのだから  
払わないでもいい、いやな口かといふ議論が當  
然株主の關係者、在外会社の關係者にはかな  
りあるといふことを御報告申し上げておきた  
いと思います。しかし大蔵省の考え方として  
は小額賞味を優先するといふ点では送金小切  
手についても大体一致いたしております。

中村平良 今のお数字はあるのですか、法人と個人の……。  
上田説明員 預金の方はわかりますが、送金小切手の方は  
わかりません。

答對課長 送金御督の方は初めから法人、個人を区別し  
ないというところで考えたのです。

就業委員 法人でも殆んど個人会社と同じようなものと、  
空きたる会社と両方ありますようね。

上田説明員 それがござりますし、それから法人といふ、生  
(45)

しても現地に本店を有していた法人もありま

すし、こっちに本店を持っていて何うに支店

法人格を持つていろいろ支店ですね、それもあ

わけです。

森村課長 それから公共団体もございます。

阪田幹事 これは最初引揚者の救済と云うことと法人、

個人区別しようじやないかといふ考え方が廣  
かつたのですが、だんだんこう詰めて来てまち  
とどうも区別しなければならん理由がないい  
やなりかといふふうになつて来ておるわけで  
す。

大野会長 実際問題として法人のケースが非常に少なけ  
れば問題がないので、そして小額債権に因  
する限りはさう大した問題じやないですから  
ね。

上田説明員 今武東先生がおつしやりましたように個人企  
業的な法人につきましては個人との区別がつ  
けにくくなります。

森井課長 まあ個人企業的な法人ですと、どうも法人を  
除外することには必ずしも個人の救済だ

(46)

うに限らぬといふ意味が少し崩れてしまうよ  
うに思つてあります。

大野会長 今までの措置との間の取扱が失われやしない  
かといふ点がでますね。

上田説明員 今までの例でいいますと、今銀行課長が御説  
明申し上げましたように、預金の取扱の時に  
法人の寄附のものから先に切つて行ったとい  
う点でいさ、か差異がある。それから在外公  
館借入金では、これは性質が違いますけれども、  
形式的に見れば法人の借入金は認めなか  
つた。いわゆる法人からり在外公館借入金と  
して認めなかつたといふ点はあります。これ  
はしかし性質が違いますが……。

武東委員 ちょっと割り切れなんといふが、割り切つ  
てしまふと如何かといふ点はありますが、会社  
の中でも本当に個人会社のようなものから大  
きな会社まであるのですから、下の方をとつ  
てみれば区別する理由はないが、上の方をと  
つてみるとどうしても区別しなければならん  
といふような……。マキシマムを抑えて  
(47)

あるのだから と云ふことで一応諦めます  
かね。

上田説明員 たゞマキシマムを抑えておるからというのは  
-----。 用鎖機関の方から 説明をしても  
らえればわかりますか。銀行局は何と申しまし  
ても金融機関再建整備といふことで、現在金  
融機関として 営業中のものに關係いたします  
ので、なるだけ新しい秩序に影響を与えない  
といふ方針を貫くわけであります。しかし用  
鎖機関はなるべく早く或うヒリオットと打ちた  
いという關係がござりますので、早く配つて  
しまつていゝのではないかという立場もあり  
ます。その立場がござりますので、いわゆる  
小額債権の優先といふことは単純なる優先と  
いうことでなく、資金があればなるべく払ふ  
うといふ考え方があるわけであります。

窮屈用鎖機  
関課長 用鎖機関といったしましては今外債課長からも  
お話をありましたように、支払につけては限  
度は設けない。 国本と資産のある限度におい  
ては一切その支払に応ずるといふ建前をとり

(48)

たりと思つております。これで大体用鎖機関  
の清算をできるだけ早く完結の状態にもつて  
行きたいといふ大きな趣旨に合致すると思つ  
ております。 それから内地の從来清算をやつ  
て参りました場合におきましても用鎖機関に  
おきましては封鎖預金のような制度をとらず  
に全額払い出しを致しておりますし、資産の  
限度におきまして、従つて資金との収支もあ  
りまして、仮りにされと支払うということになれば、すぐて収支をとつて在外債務であつ  
てもこれは全額支払うといふ建前で行くのが用  
鎖機関の從来の秩序からいって当然そうある  
べきではなれかといふふうに考えております。

大野会長 それは確かだ遡りますね。今生きてゐる機関  
と、もう皆仕事がお終いになつて、清算す  
るだけだと云う場合における關係とは又違う  
し、そこへもつて来て今生きてゐる銀行につ  
いては勘定についても法定のあれがある。そ  
れを動かして行くヒリオット、大きさをところ  
で簡便化すればそこにおづから取扱上差異  
(49)

があつてもそれは仕方がないでしょうね。

宮沢委員 これは実際問題として両機関を清算してしまつたときに、貰う方からいようとそっちの方は得だとか、損だとかいうことはあるのですか。

岩野課長 例えば同じ預金を朝鮮銀行の日本支店に預けたのは全額払い戻して貰つたからそれは得だ。それから日本の中銀行に封鎖されていたものはちゃんと切られたと、そこに現実に差異が出て来ております。朝鮮銀行は充分資産がありまして全額払っております。

(以下略)

(50)

上田説明員 例えはヤー銀行経由で朝鮮から送金した人は、こつちのヤー銀行の新勘定との關係で、優先順位五万円ということで、その先是一定暫くお預けという形になつておる。ところが朝鮮銀行経由で送金した人は何万円であつても、一定優先順位は小額につきあります。実際問題として資金があるといふので払える。ところが-----。

大野会長 資産があれば全額払ってくれる、優先的に払うというのでしょうか。ですから朝鮮銀行から仕回された送金小切手は全額払つてもらえない。ところがヤー銀行などはあつちに支店があつたのですが、ヤー銀行で朝鮮の支店を専門銀行とする送金小切手を受け取つた人は、恐らくその優先範囲内におりて満足すべきで、満足させられるので、残額はまあ払つてくれるかも知れなれば将来の問題だ、こういふことになりますね。

上田説明員 その点は朝鮮銀行、台湾銀行とひとつによつて、臺灣銀行の用資金がこちらにあるという場合

(51)

が今の例でありますので、在外会社につきましては、むしろ何うにあつた資金を当時の少額貯蓄者に対する準備金的な意味で、日本の国債を持つ、或は公社債を持つという形で、内地に回金しておって内地で持つておる、それの分配の問題。それからさつき漢口銀行の例が出ましたが、送金小切手を引き受けた例はあまりないようでござります、大部分は現地の預金、それも少額の預金が多い、それで実体を申しますと、こちらは送金小切手も預金も全部払いましても一元余裕はあるという形にはなつております。

大野会長 ですから普通われわれがコン・モン・センスとして考えるとこうと、結果においては非常にあやこやになつてしまふのです。たしか朝鮮銀行のそういう意味における在内資産は23億ぐらいござりますか？

岩井課長 附録換算表について御説明申し上げます。  
朝鮮銀行で24億、台湾銀行で28億近くも  
のが現在残っております。これは換算率をど  
(52)

のように適用して支払うかによっても違ひますが、現在私の試算したところでは、それをとってもなお相当の金額が残る、10億、20億あるのは朝鮮銀行につきましてはそれ以上残るような数字の一応出ております。これは換算率によつて違つて参ります。いずれにいたしましても、相当のものがなお残るということがあります。そのほか残りそうなものがあるとすれば、蒙疆銀行など多少残るようですが、それから中國匯合華僑銀行も多少国内資産がありますので、それも残るかと思ひます。それ以外には正金銀行などは現在おいても国内資産の残りが非常に少ないので国内債務の支払を55%に止まつております。それが外債としての送金済蓄者外債預金が入つて参りましても殆んど支払資金がないという状態になつております。その他朝鮮殖産あたりの国内資産でも多少残っておりますけれども、未払込金債務在外預金を払うと全額払いきれなり、大部分はそういうふうに国内資産でカ  
(53)

バーできないようなものが多いわけあります。

(以下削除)

大野会長 これで見ましても実際おかしなもので、われわれが見て非常によい銀行だと思っておる銀行か預金か払えない。そして困っておると思われる銀行が全部払って、あとどうしようか。というような問題が起るのですから変なことになるわけですね。農勤さんのためにはうちはないが、そういう大きな金額と国民経済に役立たなりでじつとしておる、これを役立てば相当大きな経済上の働きをなし得るものが、現状のま、であればそれを使えないと勧められない。個々に渡されると使ってしまう人もあるだろうけれども、有効に使う人、又それによって助かる人もある。さうにもう少

(54)

し大きくなれば、経済上の働きをなし得る資本じゅうものがたいへん転んでおるという関係になる。だから私はそういう意味においても実際大きな問題だと思います。

阪田幹事 資本が寝ておるという問題ですが、浦銀機関の預金というものは現金でしまっておるのでなく、大体銀行預金とか、割兴、割高に運用する。そういうものを通じて動いておるといえば動いておるわけあります。それであの資金を使って例えば新会社を作ることとは引出しあの恰好になる。だから現在寝ておるということはいえないので、固定した設備とか会社、工場の設備が動かないことになればそうですが、現金化されてもれども運用されております。

大野会長 もつと有効に使えなりか……。

阪田幹事 ニニ会社の形でまとめて運用されておらぬということはいえますが、金融機関とかそういうもののを通じては動いております。

松島委員 実際は一文も現金はないのでしょうか。  
(55)

坂田幹事 預金と短期証券であります。<sup>主導</sup>

岩動課長 朝鮮銀行、台灣銀行の財産の大部分は登録國債の形になっておりまして、預金になつておるかはそれ以外の部分があります。

松島委員 そういうものはいつでも払い戻し得る状態ですか。

岩動課長 それは期限が来たり払える程度のものであります。日本銀行の方で例えば食糧証券等に乗り換えるということは一応考えられます。これは日本銀行の資金の運用として別に考えられます。

大野会長 払えるといつても、そのによっては即刻回収はできないでしょう。

岩動課長 崩さなければ払い出しきなりということは起つくると思います。

谷林課長 国債を買うとすれば、日銀が買ってことになれば、日銀の資金を出して買うといふことになりますから-----。

大野会長 買うか買わなかといふことは日本銀行の問題で限制するわけに行かないでしようから。  
(56)

坂田幹事 札と出すわけですからいろいろあらねばならん点があると想ひます。金があるといいましても。

大野会長 なかなかお出しにならぬでしようね。まあそれはそれとして、今の法人と個人の取扱についてのお考へといふものは、ほかに御質問ございませんか。

それからもう一つ、送金小切手についても預金についても、日本人と外国人についてはどういうふうにお考へになつておられますか。

上田説明員 この点につきましての一層新らしい私どもの考え方を申し上げたいと思ひます。送金小切手につきましても、預金につきましても、まあ原則として本邦人といふものを第一に考えることは当然でございますが、本邦に住所を有しておる外国人といふものも本邦人と区別する必要はないのではないかという考え方でござります。送金小切手についてはこんな混乱の際でござりますので、いろいろな意味で居住者である外国人が持ち込んで来て、送金小  
(57)

切手であるからといふ理由でとんでも引き落すということは、本会の現行法令を改正して引揚者の窮屈を緩和したり、あるいは戻録戻戻りの整理を怠じ、あるいは完結に専く、とりよそを建前から今度はいじるわけでありませうが、そういう人にまで払う必要はないやうな気が、従つて送金小切手につきましては外国人はましろ取扱まれたときの、仕付けられた、いわゆる日本におつた外国人が現在もなお日本における場合に限る、内地に住所を持つておる場合に限るという程度の区別で、あとは送金小切手にしても、預金にしても、本邦人をして、外国人は本邦に現在住所を有しておるもの、そういう程度で制限したら如何なるものであろうか。その根拠といいたしましてはいろいろござりますが、預金者についてなぜ何うの人をやらないのかといふと、何う人は一施何うで取れるいやならないかといふ解説も一つの理由であります。また送金小切手は誰が持つて  
(58)

来るといふ、いやないかといふ議論もござります。

大野会長 宮沢さん、今のレーテストエディションはどうですか。

宮沢委員 やはり外国人にも払わなければならんといふ債務は一応承認するけれども、払わないといふやり方ですね。

上田説明員 住所を内地に持つてない人は何うでの清算に参加し得るといふのが一施の理窟であります。例えば朝鮮なり台湾なりに住んでおる人は当然何うで取れたわけであります。それ以外の外国人は朝鮮に隸せておるといふ場合は、現地でそれの支払をしないといふことはないだろう。だからそういう人たちには払わないでも、こういう非常の支払をするにつけては、こっちでそんな利益を与える必要はないといふのが一施の建前であります。

大野会長 私は奥義の上から考えて-----。松島さん、あなたが御意見があるだろうと思ひますけれども、実際のケースとしては非常に少いいや  
(59)

なりかとも口をすね。そうすると日本人とが  
国人の立場から考えて、日本人を最優先的に  
取り扱うべきではあるけれども、あまり実際  
のケースのないのを洗いだて、そこに区別  
を設けることは何かほかの場合に、あ  
んな区別を設けてから、俺の方もこうす  
るのだと何うような口実を与えて、もう少し  
大きな損害が加わって来る虞があるついでな  
いかと懸念するのですが、あなた方何ういう  
ふうにお考えになりますか。

柳井委員 私も会長と同じ意見であります。

宮坂委員 謙譲できなんていですか。

上田説明員 送金小切手については謙譲された場合というす  
るが、送金小切手は本来の理輪からは謙譲は  
禁止しておるわけではないので、拒否するこ  
とはどうであろうかと思りますけれども、今  
度の場合は債務は全然なくしたわけではなく、  
一時優先的にどうの人たちに支払うのであ  
りますから、まあ外国でも取れる方はこつち  
からは暫くお待ち下さいといふ程度で如何で  
(60)

しょうか。実際問題としては、朝鮮人なん  
かが日本で取れるといふのがワーツと取引に  
来た場合、これが両方とも言い分がよく通り  
まして、日韓交渉の場合お互の権利を尊重し  
合う何う結論が出れば結構だと思ひますけれ  
ども、今何とこうそういう見込かないヒ、  
日本で取れるといふのでどんどん船で入って  
来られたりしましても、まあ公平の観念から  
いつて何ういうものであろうか、何ういう意  
味で内地に現在住所を有しておるといふこと  
を書いておけば、大阪における朝鮮人はもちろん  
よいわけありますし、或は何かの形で朝  
鮮から引き揚げて日本に居住しておるといふ  
ような場合に、これは日本人扱われるわけで  
すから実際問題としてはそれくらいのものを  
認めたいといふ過渡的な措置でござります。  
具体的に申しますとある程度まで最終的にな  
るかも知れない措置でござりますけれども、  
建前としては切ったあけではありません。

大野会長 宮坂さんの質問は、送金小切手、預金は日本  
(61)

における朝鮮人或は台湾人に、現在何うで持  
つておるのを裏渡すことができはしないか、  
そうすれば居住しておる日本人になるだろう、  
取れるといふ意見なんでしょう。

上田説明員 その点は二つに分けて考え方られます。送金小  
切手を何うで譲渡を受けた日本人が日本で提  
示した場合どうなるかという問題、これは送  
金小切手を仕付けられた人が日本にいなければ、  
今一応オリジンに随って、当初日本にA  
という外国人がおった、そのAに対して何う  
から誰か仕付けてもいいですが、送金小切手  
を取り組んだ、それが転々売買されて、現存  
日本に住居しておる甲という日本人が持つて  
おつたという場合には、Aという人が今日日本  
にいなさればこれは一応扱わぬでいい、じ  
やないか、あと廻していく、いやないかといふ  
のがレーテストの考え方なんです。これにつ  
いてもいろいろ議論はあると思ひますけれども、  
レーテストの結論はそういうことになつ  
ております。但し、日本人同士で譲り合つた  
(62)

ような場合、これは兩方とも住所は日本にい  
きのましようから恐らく問題ございません。  
それから昔日本人が何うで送金小切手を日本  
に居る人宛て組んで、現に日本におるけれども、  
現在こゝに持つておる人は朝鮮人である  
といふような場合に払うかどうかということ  
であります。その場合の朝鮮人が非居住者で  
あれば現在のところは払わない、しかしそれを  
誰かに売つて、日本人が買ったならば、途中でやういう朝鮮人がその宿に入つておつ  
て、持つて来た人が居住者ならば払う、送金  
小切手については一応そういう考え方をとつ  
ております。預金については大体譲渡はしな  
い、譲渡するためには銀行の承認を要するとい  
う趣旨で、譲渡は一応認めないとこの形で  
檢えらじやないかと考えております。何か欠  
陥があるかも知れませんが。

柳井委員 外査課長のお話ですが、朝鮮の人人が日本で貰  
えるというのでドツと来るといふことは、入  
国管理令の關係でそぞ來られぬじやなれで  
(63)

すが

上田説明員 為替管理、入国管理もござりますけれども  
なんらかの形でスマップルして持つて来るとい  
うこともあり得るのではないかと思ひます。  
預金につきましては名前も書いてありますし、  
譲渡を認めなりといつてしまえば払いません  
が、送金小切手については、上陸港で没収さ  
れたり、叩き壊したり、盗まれたりしたもの  
がござりますので、そこの關係をよほど注意  
しないと……。

柳井委員 そういうものは相合りありますか。

上田説明員 送金小切手は現物のままで持つて来たのは少  
くて、現地に預けて来たというのが多いよう  
です。今度の扱いとしては、そういう抜けた証  
明書があればそれでねってやることをしなけ  
れば、佛作って魂入れずということになりま  
すので、ですからこの程度で抑えて二重証の  
危険を防ぎまた悪意をもつてそういうスマッ  
プルして来るようなものは法的上なるべく制  
限しておいた方がよくはないかという程度で  
(64)

あります。

武妻委員 前の話に戻るようで申誤りめですが、送金  
小切手の話をした時に、上海の銀行から東京  
の銀行に組んだりヨウ組んだ銀行のことばかり  
回観にしておつたのですが、Aといふ個人  
が東京にあるBといふ人々送金を頼んだとき  
には、組んだ方を考へたのですが、組まれた  
Bを考へておつたのです。

上田説明員 受取人を普遍考へております。名義人として  
の受取人です。組し委任状を付けたり、裏書  
をしたりして譲渡した場合に、持参人の証色  
彩が強くなります。たゞその場合、外国人、  
本邦人と云うときには、受取人の現住所とい  
うものを一応チエツクして、なるべくならば向  
うで取れるものは向うに連れやって、趣旨は  
本邦人の引導者となるべく款済しよう、そ  
ういう趣前にしたらどうか。しかしさつきの説  
明は、その開港銀行としての末ね者の立場は  
支那銀行で支拂を行こう、債務者の立場は受  
取人の立場で行こうという趣前にあります。  
(65)

次委委員 またさっきの話にござりますが、債券としては上海の銀行の支店 債務だけれども、債权者といふか、取扱はこっちに移つておるといふ考え方ですね。

上田説明員 そういうことがあります。

谷村課長 今の理窟でいゝますと上海から引揚げた方ではなく、上海の引揚者か次委先生に宛てたとすると、次委先生はその小切手を持って行つても銀行は持ってくれない、せしからんじやないか……。

松島委員 こういう考えはできないですが、受取人は引揚者に限るということは乱暴ですか。

上田説明員 亂暴だと私失は考へたわけあります。

松島委員 元來引揚者救済の政だから、そうすると非常に制限できましたけれども。

次委委員 今の理論からいへと、私宛に出したのは取れないので、前に、人に庚せというわけですね、組んだからには取れるといふ……。

上田説明員 そこの点から、御指摘のように理論的に實してはならないから、本末からは組んだ人が債

所有であるという議論には至らないと思う。そこがレーテストのところではどうも政策のほうから先に立つて理論の裏付けできなかつたわけです。

宮次委員 組んだ人が債权者ということではなくして、持つておる人が債权者ということにしておるのいやなのが。

上田説明員 別金小切手の特殊性から考えて持参人払い的な色彩であるといふ……。

谷村課長 實際問題としまして誰が組んだかということも分らなかつたりしまして、そこらがパリツと割り切つた筋の通つた理論にならなりで残念なんです。

次委委員 何か日本に住所があるかないかだけで外国人は持存するといふことは、外国人の排斥の方方が前の場合よりつらくなるといふ關係になるのではないですか。日本の政策なりといつてしまえばそれまでです。

宮次委員 引揚者救済といふことであれば、乱暴だけれども、別金簡単に行くわけですね。

(67)

松島委員 本来なら「扱わないのだけれども、引揚たからこうい 優宣の措置を講ずるやうだ」ということで、

上田説明員 一方の引揚対策といふことを前面にたてればその理由で大部分通ると思ひますが、開鎖機関たる金融機関の清算となるべく円満に完結したいといふ場合に、一体引揚者対策といふものを前面においていゝかどうか、おしろ効果としては、少しくらいのことならばあまり引揚者だけといふことをいわない方がいい、いやなかといふ考え方もあるわけあります。

武東委員 それも分りますね。

柳井委員 亂暴かも知れないとされども、松島委員のいわる方がピント来ますね。

上田説明員 開鎖機関のことがないならそれでいいかも知れません。

武東委員 開鎖機関はまた別の理論で扱っていへ……。引揚者の方々が自分の名前で送金小切手を預んで持つておるといふのですが、たまたま家郷にお亡き子の名前を書いたり、或はお文さ  
(69)

お子さんの名前と書いたといふようなときは、やはり引揚者が受取人になつておらなければ駄目だということをいつてしまふについじやないかといふ気がします。

岩動課長 そこで法人も引揚者と認めるかどうかということにまた問題が逆転して来るのです。

上田説明員 察察問題としては引揚者が一番恩恵を受けると思ひます。

大野会長 まあ赤の他人の戎妻先生に送つて来るといふことはちよつとないね。自分の親類とか政郷の連中で受け取つておけば帰つて来た時に、その人に呉つたいやな口かといふことができるのであるとも、あまり引揚者に限らずしたのいやかえつて引揚者保護の目的に……。

戎妻委員 日本人が何うにおるときに、こっちの外人宛に組んだ手形はないですか。

上田説明員 論理的にはあり得るのです。

戎妻委員 それは庶せばい、ですね。さつきの仕付けられた人といふのだけれども、仕向けられた人がいない場合には……。

(69)

上田説明員 戻した場合に内地預金といかがどうかという  
ことが問題になります。さつきの櫻井順位の  
問題で、戻したら預金と同一性質になるかとい  
うか、再建のもので、戻すということがなれば  
は儲備券との場合なんかレートの問題が出て  
るのではないかと思ひます。レートの問題とも  
終んでおりまして……。

松島委員 朝鮮以外は關係する外国人は殆んどいなれ  
てしまう。

上田説明員 朝鮮人、台灣人以外はあまりないと思ひます。

松島委員 敗戦の直前直後に外国人が日本に送金するこ  
ともないだろう、また日本人も外国人宛て送  
金することもちょっとなりでしようし  
……。

上田説明員 外国人で内地に住んでおった人ですね。まあ  
めったにならないでしようね。

大野会長 おしろやかましくいうならば、ほかの方から  
るさいので、朝鮮人と台灣人に關する限りは、  
もっと大きな本の問題がちつとも片付いてい  
ないのですから、それに障害を与えることも  
(ク)

ないんだな、大きく方見えば。

岩野課長 朝鮮といいましても、韓國との間ではさうい  
う特別な取決めをやることもできますが、北  
鮮の關係になると全然離れてしまつておるので、朝鮮銀行のことについては北鮮のことも  
考慮に入れなければなりません、朝鮮銀行が  
韓國銀行になったときだ、朝鮮人の預金の商  
額は或る程度片付けたとも考えられますが、  
北鮮の方はどうなつておるかわかりませんか  
ら、どこまで認めるか、その辺の危険などこ  
ろは左右へこの際避けておきたいと考えて  
おります。

放棄委員 会長の言われた外国人といふのは、朝鮮と日  
本との間の根本的解決がまだついてはな  
ら、暫く待ってくれといつて置かることもで  
きますね。

#### (小河委員出席)

皆さんの御意見も大体お伺いしたわけですが  
送金小切手については換算率の問題は全然な  
いと思ひますか……。

(ク)

上田謙明質 外貨の表示の小切手の換算の問題がござります。これも一番新しいところを申し上げますと、送金小切手につきましては、この間申し上げましたように、朝鮮、台湾は別といたしまして、北京、中支半につきましては、或は調整料だとか、或は内地に持つて来た場合に、外貨建の特別措置預金というような形で、実質上の調整のレートと搽つてありました。円元ペーパーであるといつても、実際はペーパーでなかつたという実情にござりますって、終戦時に並りところ、今までわれわれが考えておりますのは、八月十三日電報を打つておありますので、その電報と為替管理法上の調整をしたところ、一トクらひを取つたら、大体終戦前後を過ぎて送金された外貨建の送金小切手のレートとして最も妥当なものではなかろうかと考えております。それから問題は現地通貨建の預金でござります。これにはいろいろな考え方があるうと思います。例えば現地で払えばいいのでございますから、現在ある現地の通貨ま

(72)

が率の通貨のレートにて、それをいかならぬ裁定で用いるレートを出すといふことも考え方れます。また、これが何を論理的必然性はないものでありますけれども、在外公館等借入金のレートといふものがございます。これは大体二十一年の五、六月を取ったものを、二回、三回、四回の部分もあるわけになりますが、二段にした地域と一本にした地域がござります。二段にした地域は現在支払う方に一番近いところをとって、これらが在外公館等借入金のレートといった程度のもので預金を支払うことにして、どうであろうか。これ日本本支那の預金が、現地で払われるであろう。現地の通貨で払われるであろうという預金本来の建前からいいますと、債務者には酷なレートになりますが、引揚者の援護等を考え合せますと、それくらいで仕切つて見たらどうかというのが現在の私どもの考え方でございます。

大師会長

このレートの廃止は引揚者に対してなるべく利益があらまことにすること、あまり後手

(73)

と違ったレートをひどく出し置ると、従来の指置との關係の釣合を失うので、釣合を失わないようになると、どつちの方を余計考えるかといふことは別として、今の二つの点と考えて換算率をお求めになら、大体のところどうなうことじやござりませんか。

我妻委員 預金は円で表示してありますか。

上田説明員 現地では原則として円表示の預金をさせなかつたのです。送金小切手は円表示の場合と現地通貨表示の場合とがござります。

我妻委員 ドルなんかはないのですか。

上田説明員 海峽ドルや軍票、南券券、この場合はござります。海峡ドルは何ドルと書いてあるのかあります。たゞ現地通貨建かどうかは一々表示しております。

我妻委員 周囲は円以外のものでてきておるもの、例えばアメリカのドルとか、現在生きておるもので-----。

上田説明員 アメリカの例が出たので申し上げますが、アメリカは条約による清算方式かはつきりして

おりまして、どうの清算は-----。

我妻委員 アメリカ・ドル建のものを送金小切手で持つて来たものがありますが、

上田説明員 是はあるのですが、司令部の別の命令が出まして、これにより政府に集中いたしまして、それをアメリカに引渡し、アメリカはそれを持つて行ってしまったのであります。そしてドルに換つたものは日本の開港資金に放り込んで失れまして、こういうものは開港資金になっておまからお前のところは払つてやれという命令をまだ出しました。これをうけて政府はその時々のレートで仕切つて払つております。問題は鮮銀と台銀ですが、これは朝鮮銀行券、台湾銀行券建という区別がないのであります。御承知のように朝鮮でも日本銀行券が流通しておりましたし、台湾でも流通しておりましたので、日本銀行券で預けた全が朝鮮銀行券で預けた全かということを区別できないという感じがあります。そこで社方がなりから、朝鮮における預金は朝鮮銀

(クジ)

行券による預金であるということにして、朝鮮銀行券をねう約束であるということに建前を取つてしまおうと考えております。御参考までに申し上げますか、在外公館レートの場合には、朝鮮銀行券一円五十銭をもつて日本カ一円というふうにレートを作りました。また台灣は現在ございませんが、いろいろ當時の考え方からしますと、米に対する購買力で一応比較しようといふことで、当時における日本側の事情としては開米の購買量が大割、公定による入手が四割といふことにして、両地域間のレートを作つたのでござります。従つて、台灣銀行券の場合もできればそれに準じたような方法でやつてみたいと思ひます。その場合せめて朝鮮銀行券のレート程度が或はそれよりよくなりますかどうか、米ばかり取ると少しよくなさると思ひますが、どのくらいになりますか、その辺なかなかつかむづかしい問題でござります。為替管理法は昔は朝鮮、台灣との間にはなかつたものでありますから。(76)

この点も理論的につめて行きますといろいろ問題があろうかと思ひます。送金小切手の問題は、もちろん朝鮮から組まれたものは日本の円と同じように表示されて區別つかないものになっております。当時はバーでございましたからもちろんバーでござります。

大野会長 もう一つ問題がござります。それは在外公館借入金の利息に当る割増金の問題でありますか、これは預金あるいは送金小切手等についてはどういうふうに考えますか。

上田説明員 これも最近の考え方を申し上げますと、一応それを他の金融機関に任せよう、例えば開銀機関にいたしましても、在外会社にいたしましても、一応在外会社の例を申し上げますと、整理計画書を出させて、大臣が認可することになっておりますが、その際に昔の約定利息を付けたいということを特殊整理人の方から申請して参りましたならば、約定利息程度のものを付けるのは一応認可しよういやないかといふ程度であります。送金小切手(77)

手につきましては今まで止めおるので、いくらか色を付せたらよくはないかといふことで、一応在外会社の特殊整理人はセラリオ考え方をしております。しかし政府としては送金小切手に利息を付けなければならん、あるいは付けてはいけないというようなことは言わないので置こう、それそれで金融機関の整理資産の状態なり何なりに任せてしまはうかというのが一番新しい考え方でござります。

岩動課長 その点について開銀機関のほうの実情を申します。開銀機関の国内債権債務の整理の場合には、約定利息のあるものについてはそれは資産のある限度において支払う、しかしながら約束のないものについては一切支払わない、という建前で、すでに国内清算も現在大部分済んでおります。従ってこの際在外關係の債権債務を整理する場合に、送金希望と今まで何年間ほったらかしておいたのかから、なんらか割増金を付せたらどうかという考え方も一応成り立ちますが、日本内地の債

(78)

秋信翁の整理と比較いたしますと、それをこの際付けるといふことは多少行き過ぎではなかつたが、つまり内外の債取者の均衡といふことを考へれば、原則としては付けるといふことは政府として考えない。大いに開銀機関として非常に資産が余って、今まで八年間松井なかつたから、自分の責任にやないけれども、悪かった御免なさいといつたような気持で多少付けるといふならば、これは開銀機関自体の問題としてわれわれは反対はしないというような気持で処理したらどうかといふようだ考えてあります。

松島委員 ところが最高額を假りに三万円に限られておると二万円くらい送つたものが利子を付けてもうろくとそれが増加する、多額の送金をしたもののは三万円で利子は無視せられる、こういうことになるからやはり不公平かできますね。

上田説明員 その点は開銀機関と在外会社につきましては送金の優先順位だけでございまして、資金があれほどいくらでも出すわけではありませんから即

(79)

つてしまふわけではありません。

谷村課長 いつか小切手員からもセラロウお話をあった  
ように記憶いたしますが、民間の預金、送金  
小切手の元本が返されるか返されないかという  
問題が先決であつて、それでなお余っておつ  
たならばまあ割増を付けるのがいいやない  
か、実は内地の再建整備のほうの調整勘定へ  
の利益の分配もオニ封鎖の復活という言葉で  
言われております。これはだんだん元本額を  
返えして参りまして、元本額を100ハーセン  
ト返えしてしまつて、なお余りがあったなら  
ば、今度は一つ利息相当額のものを分配して  
やれ、こうロウふうはなつております。であ  
りますからこれはいろいろテクニックの問題  
もありましょうが、ちょっと松島委員もお触  
れたなりましたけれども、まず元本だけ三万  
円ならば三万円ならば三万円、五万円ならば  
五万円、これは優先でござります。そして優  
先のあとになお余つておればそれらの元本も  
払う、なお残つておればまあ割増を付せるか  
(62)

どうかという問題が起つて来ないやないかと  
いうふうに考えております。

上田説明員 在外会社個々のいろいろの意見を聞いて  
みますと、やはり何か毎五分程度のものは付  
けてやりたい、また付けて貰ひたいと云う希  
望が多いようあります。送金小切手につき  
ましても、たゞこれも会社によりましては、  
三分五厘の回債に投資しておつた会社もあり  
まして、年五分の割合で必ず払えるかどうか  
わかりませんが、若し五分まで十分払える資  
金があればねつても結構なわけで、まあそれ  
ぞれの特殊性を応じて認可基準といふことで  
やって行きたいと思ひます。

大野会長 私の見付きましたペイントは以上であります  
が、元に戻つても結構ですし、その他の点に  
つけても結構ですから、御自由に御答言願  
いたいと思ひます。

小委員 小さな問題ですが、さつきの蘭鐵機関のとき  
に、約定利息のあるものは全部ねつて、約定  
利息のないものは利息をねつておなれといふ。そ  
(61)

約定利息とおっしゃつたのは返済期限の後  
のやつを-----。

岩動課長 その点もちょっと問題でございまして、大体  
定期預金の期限までは約定利息かそのまゝ付  
くのは当然でございますが、期限が切れたあ  
と、そのまま、払わないで残つておるもつたつ  
きましてはどれだけ払うか、私ももう少し  
研究いたしたいと思います。これは商慣習に  
従つて何らかの基準を設けてみたいと考えて  
おります。

成澤委員 約定利息のないのは期限が来ても払わない-----。

岩動課長 利息を払うという約束のあるのは、~~定期~~期限  
が来ればそのまま、やはり引き続き付けてやるか  
商慣習ではないだろうかという気がいたしま  
す。

杏村課長 内地の金融機関で大ヶ月預けて、大ヶ月の期  
限が来て、一ヶ月取りに行きますと、その  
一月は普通当座の利息がつくことになります。

阪田幹事 それは定期預金の規約に書いてあります。普  
(72)

通の預金大組替えたまゝに唐人がなまずたの  
ではないから-----。

岩動課長 約定利息で行くかどうかということはもう少  
し研究として聞きたいと思います。

大野会長 われわれの立場からポイント・アウトする点  
はほかにあるとしても、皆さんの方でこうい  
うところは大いに研究しなければならんとこ  
ろだと考えておるポイントはありますか。

阪田幹事 こちらで申し上げないことまで指摘されまし  
たから-----。

上田説明員 技術的に言いますと、法律の構成上在外債権  
になつておつて取れない債権があつたやない  
かという問題、これは個人にしてもはつきり  
分つておる資金があるのに、預金だけ払つて  
やるということはあまりおかしい、はつきり  
分つておる債権は差し引くということがで  
きる形で、今の法令上禁止されておることを  
解くことをしたいと思っております。

在外債権をその人に回避する限りにおいて取  
る、従つて相談をもつて対応できるような程  
(73)

度のものは法令上もやつて置く必要があるじ  
やないかと思います。

宮沢委員 さっきのお話では皆払う必要かないというよ  
うなお話をしたが……。

岩動課長 現地書類かしつかりしておらなければ、たい  
お前に貸しておったという記録だけでは……。

大野会長 人間は實したことは覚えておるけれども、借  
りたことは忘れるものですから……(笑)

岩動課長 両難点でまだ私ども十分な検討をしており  
ませんし、結論を得ておらない点でございま  
すが、持ち帰り通貨の交換とか、旧日本銀行  
券については、先般銀行局のほうから困難を  
持ち出されたのですが、朝鮮銀行券と台湾銀  
行券を持って帰ったものを税關に預っておる  
のがござります。それを交換するという問題  
があります。これを通貨債務の形において支  
払えというような恰好になりますと、將來日  
韓会談等相当困難があつて、おそらく現在わ  
れわれが考えておるようなこういう措置が到  
底取れないので、この問題にも影響すると思いま  
(89)

す。私たちの堅持としてはできる限り通貨債  
務はないのだ、通貨債務として交換するとか  
支払うということではなくして、なんらかの方  
法で別の形でこれを交換してやるという事  
にしたいと思っております。その辺の理論的  
な根柢はまだ十分つけておりませんが、大い  
な問題点がある、そして實際の措置としてはや  
はり日本銀行券を持って来た人と同様に、  
なんらかの交換措置を講じてやる必要がある  
ということを考えております。その辺何かお  
智恵がありましたら一つお教え頂きたいと思  
います。

大野会長 今まで困難になつておつた措置についての根  
本動機と申しますが、モチーフは三つあるよ  
うに思ひます。一つは引場看護、一つは並  
座整備をやって来た生きている銀行について  
は新秩序ができた、それとの関係で調和を保  
きないようにしてやって行きたい。三つ目は、  
要するに在外会社とかあるいは開港場園のよ  
うに復帰だけつけるもの、これはなるべく  
(89)

早くして下さいたい。そしてペナンディングな問題を早く一掃して正常なところへ巻き戻したい。  
これが三つあると感じます。ところがものによつてはそれが重なり合つてみたり、どちらをもつとインボーカントに考えよか。そのインボーカンスの順位がある。そこをほどよくあしらつて行こうといふところに苦心があるのと、さらに従来の関係との釣合なんかを考えながら、どういふふうな妥当なものにして行くか。そこにもうによつては法律的な理論付けをしなければならん。こういふところに問題の多少複雑性と申しますが、多岐に亘る点があるのでなかなかうか。こういふふうに私はこの問題を見ております。だから恐らくは銀行局の考え方と、開鎖機関の考え方と見えと、引揚者保護の見地からとによって、いろいろ考え方かその時々によつて変つてさつきのレーテストエディションヒリうことにならぬいやないかと感ります。

それでは今日はこの程度にしまして、次回は18日午前ノ時45分より聞くことにいたします。  
(終)

極  
秘

# 在外敗産問題調査会 オ六回議事録(東)

在外財産問題調査会第五回会議議事録

場所 大蔵省第2分室

日時 昭和29年2月18日(木) 午後1時半～午後4時半

出席者

委員 大野竜太(会長)、小河利得、中村建城、

吉澤津存太、松島虎夫、宮崎太一、宮沢俊義

柳井恒夫(50音順)

政府側一幹事…総理府審議室総括参事官代理大竹政則

法制局次長林勝三、

大蔵省理財局長代理酒井俊彦

引揚援護局次長田近繁男

説明員…法制局第一部長高辻正

外務省条約局長下田武三

外務省アジア局第一課長小沢武夫

大蔵省理財局総務課課長補佐堀込聰夫

同省理財局外債課長上田克郎、同課長

補佐田中弘一、同伊勢守隆、

同省理財局経済課係長上坂好美

同省銀行局銀行課長森村祐、同課長補

佐高橋英明

同省貿易局鑑識課課長岩動道行、

同課長補佐坂上行雄、

郵政省貯金局第2業務課課長補佐木材

留夫、同課長補佐黒石博

在外財産問題調査会第6回会議会議録

大野会長 まだお見えにならん方がおられるようですが、  
時間も参りましたからこれより第6回調査会  
を開きます。

酒井説明員 この間お渡しいたしました第3回の議事録に  
ついて何か御意見かございませんでしょうか。

大野会長 別にございませんければ、お手許にお配りし  
てあります第6回会議次第の順序に従って議  
事を進めたいと思います。まず第一に、引揚  
者の持ち帰った日本銀券、未払送金為替及び  
在外預金等の処理方針に対する答申書(案)：  
れについて御説明願います。

上田説明員 初め一応朗読いたします。  
(提出資料44、朗読)

杏村銀行課長 日本銀行券のところでございますが、これに  
つきましてはこの前の前の会合で大体審議を  
して頂きましたので、主に皆様方の御意見は  
大体大蔵省側で考えております考え方につい  
て御賛同を得たものと了承しております。尚  
穀点は、大野会長がよく言われることでござ

りますが、過去において取られたいろいろの  
措置並びに今後において取るべきいろいろの  
措置との間に、過去の問題では权衡の問題  
があり、将来の問題としては悪い例にならな  
いようにしたいというようを御発言があり、  
また委員の中から、実際問題としては、この  
債権回復令解除された日銀券について、あ  
まりひどいことにならないよう程度の制限  
で一つ措置をしたらどうか、若干制限を設け  
ることはあっても、それが高はほい破れるよ  
うに考えてもらったらどうかといふような御発  
言があつたように記憶しております。第一に  
書りてあります、この際請求によって引き換  
える途を拓くということも当然でございます  
が、第二段におきましていろいろな関連する  
他の諸措置、具体的には一例えば内地におき  
ましては御説明いたしましたような意味での  
当時の日銀券がどういうような形で封鎖され  
あるいは新券に引き換えられて行ったかとい  
う点との权衡の問題でござりますじ、外地か

ら引き揚げて来たという關係におきましては  
例えば在外公館等借入金といふようなものと  
の取扱い問題もござります。たゞ考え方とい  
たしましてはやはり在外公館等借入金と同じ  
ように考えるべくなく、そこは通貨といふも  
のの交換ということからまたまた時期を外され  
ておってできなかつたことをどう取り上げる  
かという問題として、若干性質の違つたもの  
として考えるわけありますから、完全に同  
じようにやつて行くといふわけのものではな  
いのではないかと思ひます。そういうような  
ことであれこれ過去において取られた措置と  
の関連も考えて、いま法例で予定しております  
ところは、先達つて御説明いたしましたよ  
うに、五万円までは全額ペーパーで引き換える。  
五万円を超える分については七割だけ引き換  
える。そして最高限度は20万円といふとこ  
ろで行くといふ一応の案にいたしております。  
そういうことで先達つても御了承御賛同を貰  
いたものと存えております。今後の問題をじ

ざいますが、これは張りてこの答申書の中で  
触れて頂かなればうがい、のではないかとい  
う事務方の意見で、將だ今後の問題といふこ  
とに触れないで、こうリラかうな書き方に  
したわけであります。

松島委員 いまの御説明で今後の問題には触れないとい  
うのは、今後日本銀券を持って帰る引揚者に  
おしてはどうするか、そうリラ歟旨なんですね。

谷村課長 そういう問題もござります……。

松島委員 いまこゝに書かれておるのは過去の余だけで  
すね。

谷村課長 これに関連する措置との取扱いを考慮しといふ  
意味は、過去の問題だけ一応触れたつもりで  
ござります。

喜次委員 そうすると今まで日本銀券を持っておる人はこ  
れでもつとすべて終つてしまつたといふこと  
なんですか。それとも何か残るかもしだれな  
いりう……。

谷村課長 旧日本銀券を税關から返してもらつた方はこの

方法によって、これから新しく出る法令によりまして交換をして、それでおしまいでございます。

宮沢委員 20万円以上持つておっても-----。

谷村課長 それはおしまい-----。

宮沢委員 なくなってしまう-----。

谷村課長 そういうわけであります。

宮沢委員 前に内地で持つておった旧円が新円になつたということで全部終つておるので、何か残つておるのですか？

谷村課長 例えば刑法上の犯罪に関連するものとして没収されたようなものかいま邊つて未だというのか、残つておるわけでございます。そういうのも今回の法制でもつて-----。

宮沢委員 前に封鎖しましたオーフェン、オニ封鎖は全部終つておるのですか？

谷村課長 それは日銀券の問題ではございませんので、旧日銀券で預け入れた預金の問題なのでございます。預金の問題につきましてはいまおつしやつたようにオーフェンがます解かれ、オニ

封鎖の一一部が還り、そして大部分の地方銀行等につきましては、オニ封鎖の切り捨てられた部分に対しても或る程度返されましたけれども、いまだ問題になっております在外關係ある銀行につきましては、まだオニ封鎖切り捨てに対する分配をやっておりません。この機会に在外關係とも併せてある程度運すということか考えられております。

宮沢委員 ある程度というのは、あとは-----。

谷村課長 切り捨てられた預金は、調整勘定と申しておりますが、銀行のほうにお金が溜つて来るのに応じてお返します。ある銀行は100パーセントお返したのもございます。例えば三井銀行、三井銀行の如きはいまだに切り捨てられたまゝになっております。

宮沢委員 積けて預金になつたら何とかなつておつたものもあるのじやないですか？

谷村課長 何とかなつておつたものもござります。

宮沢委員 ちょっと残つておつても大したことではないけれども-----。

脊村課長 おつしやる通りでございまして、過去において日本銀行券が封鎖され、切り捨てられたというようなものとの取扱を考慮しと/orってあるけれども、具体的には銀行によつて100パーセント返つて来るものもあるいやないか。だから日本銀行券も全部返してもいい、いやないか。そういう意味から言えばそういう答も出ますが、銀行によつては、例えば郵便局に預けておつたような場合には7割切られて終つてしまつておる。全部の銀行を平均して見ますと、オニ封鎖になりまして切られてしまつた分が大体7割ございます。オニ封鎖では大体一世帯あたり三万二千円、それに加えることのオニ封鎖で切られた残り、オニ封鎖の当時生きたものが約3割程度、それを勘案いたしまして、ほんまに五万円程度のところが背一段落、そしてその残り封鎖預金がどの程度に切り捨てられ、預金がどの程度返つて来るかという問題、これは100パーセント返つたところもあり、二割しか返らないところも

ございます。まずこの辺も平均して7割程度かところで線を引き、五万円を超えたものについては7割程度に一つ切らして貰いたらどうか、こういう考え方から出発いたしております。

上田課長 銀行局の預入令の改正法律案をお手許に資料としてお配りしてございます。

大野会長 在外公館等借入金のときには、貸付金の債権を譲渡するということはできなかつたと思ひますが、日本銀行券については、海運局に預けてあつたというか、押えられておつたというものについては、譲渡を禁止する法律はありますか。つまり20万円を超過するものは永久に駄目だということから、20万円を超過する部分を他人に譲渡することによつて5万円の範囲に持ち込み、場合によってはそれを超過しても7割もらえるということになるから、そのときに海運局に押えられておるものの譲渡するといふことが合法的でできるかどうか-----。

冴村課長 御説明いたします。お手許に配っております法律案の4頁の4号にオエ項の規定により日本銀券の引換を請求しようとするとそれは大蔵省令で定めるところにより自己又はその相続人が引揚者であり、且つその引揚の際当該は日本銀行券を携帯したことを立証しなければならない。これで大体只今考えておりますことは、税関から返します際に、何某、金額幾ら、件数幾らとロテことで日本銀行券が税関から返ったものであること、そしてその金額が幾らであるとか、その預けたもの、並びに返されたものは、引揚に際して税関に預けたものである。こういうことかはつきりしなければ引換に応じないという体制を取っておりますから、たまたまその一部分を他の者に譲ったとしても、その他の者は自ら引揚者であるとか、あるいは税関に保管させたものであるという立証手段を欠きます。ですから現実にはそういうことによって相続人のみにしてその権利は行かないという建前を私どもは

とっています。

大野会長 最近ソ連や中共から帰って来た人がありますが、そういう人達は相當に日本銀行券を持って帰っていますか？

上田説明員 最初中共からの引揚のときによしあつたようでござります。そういうものはスタンプを押して返してやりました。当時は千円までございましたが、最近は二万円まで交換してやるといふことになっております。

大野会長 いまスタンプを押して返すといふのですが、それは譲渡できるのですか？

上田説明員 税関で保管したものはこゝに書いてありますように税関で返還証を添えまして、現実に1万円の旧円を本人に返す。たまには番号の控がござりませんでしょうから、意味は異なることがあるかも知れませんが、本人にノク万円の旧円を返還したという返還証の記載金額は夷らない。従ってそれをもつて、ノク万円の旧円を持って行けば5万円まで全額、それ以上はそウク割といふことで払われるということ

になるわけであります。

大野会長 これは余計な心配かもしれません。中央を  
リノ連で日銀券を沢山持つておって、5万円  
づつにそれをどんどん分けて行くことが起ら  
ないか。

上田説明員 可能性はあるわけですね。

谷林課長 日本の法令の底かない範囲でそういうことを  
やられたのいやいたし方ないのでござります。

大野会長 なさそうですが そういうことも……。

松島委員 今後そういうふうにして持つて来たものに対  
しては何らか措置を講じなくともいいわけです。

大野会長 これだけで行くわけですね。

上田説明員 最高20万円としたわけありますから、皆  
が5万円に分けて持つて参りますと、5万円  
づくハーティー。

松島委員 還ったときに税関に保管されて、その後改正  
を持ってあるものだけに適用されるのでし  
た。

(6) 谷林課長 現実に日本国内にあるものについてではそういう

ことになります。今後引揚の方は自分が携  
帯して引き揚げたということを証拠立てれば  
いいわけです。ですから今後お還りになる方  
は必ず税関で通貨をどの程度ピラリラものを  
持つておいでですかと聞かれる。外国通貨も  
ございましょうが、旧日銀券があればこれだ  
け持つて来ましたというのことを証明してもら  
うことになると思います。

上田説明員 この法案の3ページに、「……2カ月を経  
過した日以後に本邦に到着した引揚者が持帯  
した旧日銀券々々」と書いてあります。これ  
でやはり今後帰つて来る人は換えてもらえる  
という形になります。

松島委員 最初それを聞いたかったです。

谷林課長 さき程私が申し上げました「これに関連する  
諸措置との权衡を考慮し」というのは、過去  
において採られた諸措置との關係だけを書き  
ましたので、今後沢山持つて帰られるところ、  
だから20万円に切ったとか 5万円までに  
したという言葉をここで出していいという

ことを申し上げたのであります。ちょっと説明が下手で失礼いたしました。

柳井委員 いま、でかどころ最近の引揚者で日銀券を持って来た人はないでしょうが、こういう法律が出たという情報が行ったら私は相当入って来るのいやないかと心配しておりますので、今日御配布下さいましたこの前の第4回議事録にも、時期を定めてないのはどういうわけかと発言しておりますように、実はこの点を最初から心配しております。

松島委員 将来持つて帰るかもしれない日銀券の措置とりうものを決める必要がありますか

谷林課長 この意味は現に日本にあるものだけを処理しておるのであって、今後引揚げて来られる方々がたまたま日銀券を持って来られた場合は不公平になると思いまして、今後引揚げでおいでになる方の持つておる日銀券もやはり請求に応じて取り換えるべきだという結論を出しております。たいへん御指摘ありましたように、持つておる50万円を5万円づれに分

けて来る可能性ございます。そういうことはあるとしても、1人で50万円引き換えてくれという御請求には応じ得ないといったとしても、引揚者の方々が5万円なり、あるいは20万円でもようしうございますが、そういう範囲で持つて帰られるものは引換する、そしてなぜそうローラーになつておつたかという詮索は置いてしないという建前でいいではないか。熱願の問題が心配になるけれども、さき程お話をされましたように、いま行方をわかつていけない金額が2億円ちょっとだと恐ります。まあ依りて全世界から集めて持ち込んでもそういう金額ならば、そう細かく詮索することも如何かというふうに考えたわけであります。

大野会長 オノ取は大体ようしゅうござりますか。

小汀委員 現在日本にある旧日銀券が1度本国に出てそれから戻つて来るということは想像し得るケースですね。ソヴィエトなんかにはあまり無さそうにされども、中共となるとそういうこと

(8)

が非常に可能性が多い。最高の度といふ程度程度ならばい、ですが、そうでなく、最初から悪意をもつてやる奴に特典を与えるようなことはどうも面白くないですね。

谷村課長 おつしやる通りであります。通貨交換をいたします際に、一体どういう時期にどういう条件で通貨交換に応じないというふうに決めたらい、か。非常に技術的にむずかしいと思います。また日本銀行券預入令というものはやはり特例を設けて、こういう場合には、主務大臣の認める場合には引き換えに応ずるものだということで、必ず通貨交換の場合例外と置いております。その例外はある意味では気の毒な方を救うためのものですが、逆をかえせば、今おつしやつたような悪質い人に利用される途にもなるわけであります。まあ法律の建前といったしましては、悪質い人に利用されることかあっても、お気の毒な方を救済する途を開くべきであるということから、やむを得ないこといやなりかと思います。

法華津委員 話は違うかもしませんが、新円のほうは外国から持って帰ってい、ですか？

谷村課長 これは両替管理法の問題でございまして、私の所管でございませんので正確なことは御答弁いたしかねますが……。

法華津委員 それとの均衡の問題はなれだろ？ね。新円は彼らでも持ち帰ってい、かですか？本来は日本の通貨を海外に持ち出して持ち帰るということは禁止しておるわけですね。

酒井説明員 それはそんなに入ってるはずがないという……。

法華津委員 私ときどき仕事で香港に行きますが、あそこには日本円がうんとあります、うちの船員にはやかましく言つておりますが、円が安く買えるため、つい誘惑にかかるものがあります。新円を持って帰る場合は何か制限があったと思ひますが、旧円ならば「うど日本まではだつて入れるが、新円は持って入れない」という問題が起るかも知れない……。

谷村課長 この問題は実は違うといつては語弊がありますけれども、新円はいわゆる通貨として出たり入ったりすることか問題でありまして、それは請求によって当然外國通貨と為替銀行の窓口で取り換えてもらうべき性質を本末持つておるわけあります。ですから通貨としての立場において、一体それは国外に持ち出していくのか 国内に持つて帰つていいか という問題であります。それから旧日本銀券のほうは新日本銀行券に引き換えてもらう可能性を持ったもの、通貨ではない形に実はわれわれ見ておるわけあります。

法華津委員 そうするとこれから帰つて来る人が財産を新円に換えるかも知れないから……。

谷村課長 おっしゃる通りでございます。

小河委員 オシアから帰つたスパイの間三次郎が新円で20万円ばかり持つておりましたね。あれはどう処理しましたか。

谷村課長 為替管理法違反になるわけであります。

(4) 小河委員 そうすると没収ですか

谷村課長 そうです。

上田説明員 先生方の御心配御尤でござりますが、若しこれから帰る人は全然駄目だということもお困りいやないかと思います。何かうまい方法がござりますれば……

法華津委員 私が心配するのは、これから帰る人は、旧円は使わないとかも知れないと、頭で、新円に換えて持つて来ることが多くなる、いやないか、折角苦労して新円に換えて来たほうが駄目だ、古のほうがいい、ということが起りはしないか。

松島委員 そういうことはありますね。

法華津委員 新円を持って帰る人は税金でやられるわけですね。旧円のほうは5万円まではいい……。朝鮮と日本の間、台湾と日本の間において、資産を持ち帰りについて為替管理法を動かしたのは終戦後でしょう。終戦までは為替管理はなかったわけですから……。

上田説明員 ええ日本ではなかったわけであります。普通ならばこういう新しい通貨に換えますとまでは、1年の宣告期間を置きまして、全世界に

ノーティスを出して、いつまでに出さないと駄目だということをやりますが、引揚とリラ特殊事情がござりますので、そのため帰りたいという人が帰れないことになると気が毒いやなれか、香港に旅行した人が持つて来るような場合は引揚者とは考えませんが、中共あたりから香港へ着いて香港から帰つて来るという人があるかも知れません。そういう場合をの点がなかなかまずかしくなります。

法華津委員 中共あたりから新田が相当香港へ流れでておると思ひます。引揚者はわざわざ新田に換えて来るかも知れないと――。

柳井説明員 何かチエツクするうまい方法があるといふですか――。

谷林課長 国内ではそういうことは殆んど考えられません。奥地で刑事案件の關係で離置されたものとか何とかいうもので、まとまつてあるなど思われるだけで、その他はそういう風にまとまつてどこにあると感ずるものはないま

せん。

上田説明員 この間資料を差し上げました中にも、純粧にピラなつておろかわからぬものがノス億ある。その中には沖縄で焼いたものもあるらしいので、そういうものを引くと10億以下になります。

柳井委員 その数字を基準にして、一番余計払うとして何億くらいになりますか。

上田説明員 最高10億くらいですか。

柳井委員 それくらいならば大したことではないからやってしまおうといふことですね。

上田説明員 皆分解して5万円以下にしてくれば、10億くらいは――。本当に引揚者の方々が持つて帰られる場合、5万円くらいはよからうじやないかというか、一番の粗でござります。悪いことをするチャンスはござりますが――。

菊井課長 引揚者は何人くらいですか。

田辺幹事 生きておる実数ははつきり掴めませんが、1047名と言つております。このほかに若干ありますから、中共は3万人居留民がおつて

2万6千帰つて来ましたから、少くとも4千  
は残つておりましよう。そのほかに犯罪者と  
して向うの法律に触れて残つておるのか6~  
7千名あるだろうと思ひます。

岩勤課長 1万と抑えれば、1人5万と見て5億ですね。

田辺幹事 最近の引揚者で旧円を持つて来たということ  
は聞きません。さつき小渕委員の言われたよ  
うに、中共等の場合、旧円を安く買い集めて、  
1円のものを50銭で売れば非常に儲かる。  
しかしそういうものが奥地のどこかにあると  
いつても、それを買い集めることは-----。

小河委員 美邦人はその商売はやるね。彼等はそこに特  
く敏感ですからね。そこでそういう奴たう  
まくやられるのは癪だから制限をするとこう  
ところですね。当局としては----。どう  
もそこまでして正直な者に不愉快を思はせ  
るより、これで行こうという肚が決つておる  
のですね。それいやい、じやないですか。

柳井委員 結構な肚ですね。

小河委員 大っ股ですね。

田辺幹事 今後の奴は駄目だということは至づかしいね。

酒井説明員 ちょっと言えないと思ひますね。

田辺幹事 大部分、奴は駄目だでしょうね。

上田説明員 そういう必要もないかも知れません。例えは  
半年以内に帰つた人だとかいうようなことで  
----。表現の方法につきまして何か御意  
見かござりますれば-----。

大野会長 オーの問題はよろしくお詫びしますか-----。  
それではオニの問題につきまして御説明願い  
ます。

上田説明員 オニの「未払送金賠償及び在外預金の処理」  
について一応御説明申し上げます。これもこ  
の間皆様に御審議を頂いた点をとりまとめた  
つもりでございます。

オの(1)の話のところに「関係諸法令に所載の  
改正を加えて夫々の金融機関において公正妥  
当な範囲内で支払をなし得る途を拓くこと」  
こういうふうに公正妥当な範囲内と書きまし  
たりは、さきにも書いてござりますが、それ  
その金融機関でいま、で作り上げておる秩

序というものに対して急激な変化を与える、  
あるいは甚だしい悪影響を及ぼすことのない  
ような範囲内でできるだけねつて行く、そ  
ういう趣旨であったかと思ひまして、こゝにこ  
ういう表現をとつたわけあります。(1)はそ  
れを払うためのアントは当然それそれに異なる  
場合が多い、それからそれを払うことによつ  
て再建整備や清算の促進ができるといふのが  
第一点、第二点は、今回の措置は在外國債の  
財産を持つ金融機関だけについての措置でござ  
ります。金融機関の特殊性から、金融機関  
の業界としての債務即ち預金などとか未払送金  
為替といふものを払つた方がよいであります。  
それを適當と考る、そつて趣旨で(1)と(2)  
とをまとめて見たのであります。それから(2)  
として、預金と未払送金為替の優先順位の問  
題を書いておきました。未払送金為替の性質、  
在外の預金の性質といふことも先日御審議願  
りました通りでございまして、未払送金為替  
を優先せよという原則については、皆さん

の御異議がなかつたこと、存じます。それで  
次の理由としまして(1)と(2)に分け、(1)はかな  
り技術的なことを書いて見たのでござります。  
送金小切手と預金の違いといふものをまとめて  
見たのでありますが、西方とも在外債務と  
して従来の法令では整理の対象から除外され  
ておつた、それが(1)であります。それから(2)  
といいたしましては、未払送金小切手をなぜ優  
先させるとつけで、そういつた通りがある  
だけではなく、引揚當時の事情を考えると、  
日本の出先機関も内地の政府と打合せの上予  
想しておつたといふ点もあるので、送金小切  
手のほうを優先して払うといふことが適當で  
はなかろうか。実貨論から言ひますと、預金  
を持つておつた人は恐らく医金をまず組んだ  
であろう。従つて送金小切手をまず払うとい  
ふことで、預金者においても同一人の場合はか  
なり少しあつてからといふことが一応の理窟と  
して考えられる、といふことを(2)に書いたので  
あります。そつて(2)の理由からして、従つて以  
(3)

下で、具体的な支払の方法についての措置を  
書いて見たわけあります。(1)は、若く資金  
が充分にござりますと問題はございませんが、  
資金が足らない場合はまず未払送金為替を先  
に、在外預金を後に、そういふ原則で支払う  
わけであります。(2)は、そういう送金為替にも  
円表示の為替と外貨表示の為替かござります。  
その際の外貨で取り組まれた送金為替につ  
いては、その当時からすでに為替管理法令  
によつて、必ずしも公式の換算率で円に變つ  
たのでなく、実際にはその購買力なり価値な  
りに即応して、実効換算率といふものがと  
れておりましたので、送金を組んだ人たちも  
それは充分承知しておつたといふことが考え  
られますので、当時の為替管理の実効換算率  
・未払送金為替は払つたらどうであつうか  
いへば金につきましては、本邦現地で預けた  
貸で払うのが原則であるために、これには  
送金の場合とは違つた換算率をとつたうよ  
うか、いかしどこをとるかといふ問題になり

ますと、なるべく預金者の利益をばうことを  
考えますと、せめてその間にあります在外公  
銀等借入金の際の換算率といふものに準じた  
程度で如何なものであつうか、これも先日の  
皆様の御討論で一応御了承を得た方法かと思  
います。次は、そうやつて送金為替と在外預  
金との順位は決まりましたが、それぞれの順  
位の中でも、なお資金が不足する。あるいは  
支払の実行の場合の便宜といふようなことを  
考えますと、小額債権者を保護するという建  
前を、それぞれの場合に生かして行つたほう  
が、引換者の窮状緩和といふことを一つの狙  
としてあります今回の措置の趣旨に合致する  
のではなかろうか、そう考えまして、(1)で  
同じ順位の場合では、少額債権者を保護する  
という建前をとつて行きたい。従つて順序を  
申し上げますと、まず送金小切手優先といふ  
ことにしておき、その中で小額債権者優先、  
それから送金小切手を全部払つてしまつてな  
お金がある場合に、在外預金といふことにな  
り

り、その預金の中でも少額債権者優先といふ方法で支払を開始して行くことにしております。それから(4)は、引揚者の窮状緩和といふ建前から、原則として、支払を受けける者の範囲は本邦人又はこれに準ずる者に限るといふ趣旨をうたつたわけであります。それから四番目は、これは前にも御講論頂きましたように、同じ人たちに対して預金を受け入れると同時に、貸付をやっておるといふ場合もあり得る、特に法人等につきましてはそういう場合が多いのでござりますから、反対債権を取り立て得るといふことを規定する必要がある。しかし取立の限度は、債権がある場合には相殺してもいい、じゃないかといふ建前から、預金を支払う限度においてのみその債権の取立てざるようにしておく、そういうないと、従来すでに確立しております企業再建整備法あるいは在外会社令等によって、再建の途を歩いております一般の金融機関以外の会社等の關係で、混乱を惹き起すことも

ありますので、あくまで今回の措置に対応して公平と國を範囲内で反対債権を取り立てることができるようにしておくというのが(4)の趣旨でございます。(5)は、これも皆様の御了解を得た点でございますが、金融機関によりましては相当資金が潤沢なところがござりますので、従来停止されておりましたこれらの支払をいよいよ一旦止まれば、それぞれの金融機関の実情に応じまして、別慈相当地程度の割増金を付せてもよろしい、付けることを考えたほうがよくはないのか、そういう趣旨で(5)を記録しておいたわけであります。最後に3といたしましたのは、番号のオカ方をいろいろございましたが、全体の所置につきましてそれを次の國債法令によって従来できておる秩序といふもののがござりますので、それとの調整を考え、ニニア、人はそこから金融機関においておられる方々方が安心であり、衡平に合致するという場合もござりますので、こういうセー

ビング・クローズと申しますが、そりゃもう  
かおいたほうか実際の措置としてはいいと  
思ひまして、法制化に当り若干の相違を設け  
ることか妥当と思われると言った次第でござ  
ります。

法華津委員 支払を受けるものの範囲は本邦人又はこれに  
準ずるものに限るといふのは、自然人と限ろ  
うといふのですか。

上田説明員 これはこの間もお話を出ましたように、この  
及対債権と書きましたのは、法人の場合が多い  
ものでありますから、その意味で本邦人又  
はこれに準ずるものといふのは、本邦の法人  
を含むといふ趣旨でございます。

谷村課長 これに準ずるものといふのは、外国人でも本  
邦にあるものといつもりで書いたのです  
ます。

法華津委員 (3)の趣旨の、引揚者の窮状の緩和を一つの柱  
とするものであるといふのは、困つておこも  
のを今後救つてやらなければならんとい  
ういろいろのことか考えられるわけでしょう

が、法人に対する送金でも、まあこれは額の  
問題はあるかも知れないけれども、相当大き  
なものでも認めるわけですね。仮えれば……。  
さようござります。

谷村課長 その点についてちょっと補足いたしますと、

例えば私どもの所管しております大和銀行と  
いうのが上海に支店を出して信託をやってお  
りました。そして現地で預っておった全額信  
託債務がござります。それを実は終戦になり  
ましてから正金銀行を通してその全額を全部  
送金いたしております。正金のほうで、送金  
小切手がどれくらいかわかりませんが、仮つ  
てくれれば、大和銀行も上海に残して未だ全  
額信託債務の支拂がで、かたかたそれが個  
人に及ぶ、そういう例がござります。例えば  
法人として組んだ送金小切手が国内で若干支  
拂われるにとよって従業員に対する債務な  
どが払われるといふ例もあるわけであります。  
ですから法人は引揚者でないから全然考えな  
くてもいい、というふうにも割り切れない場合

もあるかと存ります。

法律委員 私が氣にしておるのは、これは結論がどう出るかしれませんが、どうしても財産の補償を全部やってやるといふことはできない。そうすると最後には困った人間には多少見てやろう、払ってやるのは当り前だが、払えないと困つておる人間には皆やろうといふ結論に最後にはなるかも知れない。そうすると大体法人のものは見てやらないということになりそうな気がする、だからそういうことをいんじんやられると、あとで均衡の問題が出来てしまいかといふ感じがします。

上田説明員 御尤だと思ひます。それで将来のことを見計らうとしてござりますが、そういうことが若し万一ありました場合の考え方といったしましては、政府が何が面倒を見てやるといふ場合は、新たに政府がいろいろな観点から考えて、財政收入をもって財政的に処置するといふ場合の考え方と、私的な債権債務をどの程度まで緩和してやるかといふ意味とは違うじやな

からうか、それで説明がつくじやなかろうかと考えております。

松島委員 いまの旅人に準ずるもの、これは法案の中にどこかに出ておりますか。

上田説明員 現在法律案としてまとまりましたものは、預入令の関係だけでござりますので、まだ未払送金小切手と、現地預金の支払方に關する附録機関令、在外公社令、それから金融機関再建整備法の改正法律案はまだお手許に差し上げてないわけでござります。

松島委員 この間も話が出ましたが、外国人で日本に住居を有しております、同じような資格を備えておればそれにちやん、こういふことですね。朝鮮人でも支那人でも白人でもいい……。

大野会長 具体的にそういうのが多いですか？

上田説明員 いま、でつとところ殆んどないと思ひます。たまたま例外的だ……。

大野会長 たゞこれだけ書いてあると、これも日本人に準ずるものといふので、ちよつとはつきりしないね。

上田 説明員 そこはもつと修正しまして、皆様の御意見のあるところを……。

宮沢 委員 小切手は譲渡できないということになつておるかですか？

上田 説明員 小切手は譲渡できることに現在は考えております。

宮沢 委員 そういうことはないのですが、前に外国人に売つてしまつたというのは……。

上田 説明員 送金小切手については、現在取りに来る者でも、日本に住所を有しておる人でなければならぬとしようが、<sup>か</sup>いう考え方があるわけであります。従いまして現在外国におる場合には、何か日本人にでももう一回譲つて、それで取らなければ取れないとしようかという考え方でござります。

宮沢 委員 結局本邦人といふのはこういふものに限るというだけの実益がありますか？

上田 説明員 特に在外預金はもうこれで……。

宮沢 委員 あれは断かないでしょ？ されども……。

上田 説明員 送金小切手についてはその必要があるかどうか

ちょっと疑問かと思ひます。

柳井 委員 戦争中に日本におつたドイツ人あるいは右原露人などこれで利益するものが出て来ませんか？

上田 説明員 ドイツ人が中国なら中國におつて日本に引き揚げると云うので、送金小切手を離んだということは殆んどござりませんでしょ？ まあ在外預金をドイツ人が持つておつて、住所はそこから日本にあつたといふものがどの程度までありますか。あるいは北支あたりに行つて商売をしており、日本に住所を有しておつた個人があるかも知れません。

柳井 委員 私が戦争中知つておる例は、ドイツ人にそういうことを言つては氣の毒だけれども、ドイツのマルクを上海に持つて来る。そうすると非常にいいレートで儲備券になる。そしてそれからその儲備券を公定で日本円に換えて、それを日本に送つておる。そういうことをやつておるドイツ人を見て實に憤慨したことがあるのです。

上田説明員 ドイツ人、イタリア人もそういふことをやつておつたようあります。公館における人たちだけがオフィシャルなレートを使わしてもらつた關係で、公館預金をそれで浮かしておつたケースを私は知っております。

柳井委員 そういうのがこゝに入つてこなほかといふのです。

上田説明員 まあ預金といいましても公館の預金は大したことはないだろと想ひます。

宮沢委員 少額債権者保護といふ原則、これは多額のやつでもその限度までは優先といふ意味ですか。

酒井説明員 一定の少額部分といふ意味でござります。

谷村課長 少額債権保護でい、いやないですか。者を消して-----。

上田説明員 文章はまだねれておりませんので、いろいろ御注意頂きましたら修正いたしますから-----。

大野会長 多少文句の点でいんと来ないところがあるのです。(2)の未払送金勘定及び在外預金の処理のところ「支払順位及び外貨表示金額の本邦円貨への換算率について」といふのはちよつ

と氣になるのですが、何か適當な言葉はないですか。表示通貨の本邦円貨への換算率ならわかりますが、金額といふと換算率いやないのだとね。

谷村課長 ちよつと口きはさんで恐縮でござりますが、私のもの考えておりますことは、例えば表示金額が千円と書いてありますても、預金でありますれば、それは日本円でござりますが、今度採る措置では、朝鮮における千円といふ預金は、日本の円建の金額に換えるときには、やはり一定の率で換算するわけであります。ですからいわゆる同建預金も円は圓なりでなく、朝鮮の圓については、その預金の表示額はそろそろといふつもりでござりますから、朝鮮通貨といふ言葉がないので、気持は表示金額の本邦円建金額と申しますか、圓表示金額と申しますか、そぞろつかりでござります。

大野会長 わかりましたか、その場合に朝鮮にして台湾としてもやはり換算率が必要なだ-----。

谷村課長 預金だけは-----。

大野会長 その場合でも、朝鮮円とも書いてなければ台  
湾円とも書いてない。

谷村課長 日本銀行券でも朝鮮銀行券でも預金は円とし  
て受け入れておったわけであります。

上田説明員 換算に当つてはと書けばよろしいでしょうか。  
表示金額の本邦円貨の換算に当つては差別を  
設けるという具合に、率というとおかしくな  
りますから……。

中村委員 表示通貨をとつてしまつて、本邦円貨換算率  
と書いておけばわかるじやないですか。

上田説明員 それでいいかも知れませんね。趣旨は、朝鮮  
台湾につきましては在外預金に関する限り一  
応のレートを作りたいと考えておりますから、  
それで皆様の御賛同を願えれば、そういう趣  
旨で表現できるようになつたいたいと感ります。

大野会長 そのほうかや、こしくなくていいですね。

中村委員 説明と書くときは、生きておる金融機関と、  
両鎖機関、在外会社と三つ別々に抜つたもの  
を一本にまとめたら無理があると思ひます。  
ところがこの中に見ると、「金融機関は、

これら支払送金術普及が在外預金の支払に當  
り、その支払に充てるべき資産がその金額を  
支払うのに不足する場合」とあります。そ  
の支払に充てるべき資産は何ぞや、それは在  
外何とかだと、何か無理をして、最後のうで  
逃げておるのですが、読んでみるとひ人と未  
なじところがありますね。

谷村課長 両鎖機関にはぬえる金融機関もあり、ピラミ  
ド構造もならない金融機関もあります。

酒井説明員 おつしやるようなことがあつたからうきかえ  
たのです。

中村委員 まあわれわれはわかっているからい、ですが  
そこでそこまで差別をやられるかと思うと、ち  
よつと……。これはどこにも発表するので  
なく、政府に対する答申ですからこれでもい  
いと思ひますが……。

上田説明員 おつしやるとおりです。ちょっとどうかとい  
う気持はしたうですが……。

中村委員 前書のところですが、本調査会としては現在  
の段階で解決できるものから順次に解決して

ゆこうという政府当局の云々とあります  
これを見ると、如何にも政府が莫大を切らな  
いで解決のできるものからやつて異れといふ  
ようになりますが-----。

答村 葵 長 私どもの從末の考え方は、在外店舗に係る資  
産負債について、国際交渉の解決についた國  
の關係のものはそういふふうに決りましたけ  
れども、例えば中共、北鮮ともにそうでござ  
いますが、一番引揚者の多かった地域における  
そいうの關係の條約の取扱いができるおらない。  
従って在外資産負債とりうものは今後の  
外交交渉によってどういふふうに始末がつ  
かわからぬ、とにかく国内的に自分の手で  
措置し得ることならば順次に解決して行こう  
いやなが、その場合に、いつもお詫にあり  
ますように、外交交渉ではこういふふうな方  
て始末をつけたいといふ肚をもつて進むが、  
いつまでも外交交渉を待つておるわけに行か  
ないから、順次に片を付けて得るもから国内  
的に片付けて行こうといふ意味を含ませて書

(220)

いたと了解いたします。

上田 説明員 補足いたしますと、例えば日韓会談を現在や  
つておりますが、わがほうの現在の主張では、  
在外財産を喪失したとは考えてないのであります。  
在外財産問題の処理方針一般といいま  
すと、やはり喪失した場合のことを考える  
が普通でござりますが、そういふことではなく、  
パンディングになつてゐる問題点は一應別に考  
えて、本段階でなお解決して行けるといふの  
が、送金小切手なり在外預金なりの性格とし  
てあるのいやなかろうか。大きな問題として  
の御答申をお願いしてある問題は、現在の政  
階ではなかなか解決しそうもないような複雑  
な問題を含んでおります。この程度のことな  
らばいまでもやれる。そして一日も早く引揚  
者の方にやってやることが必要いやなかろう  
か。解決できぬまゝから順次やって行こうとい  
ふのが政府の考え方で、それに対して御費  
用頼えるだろかと口うことでござります。

酒井 説明員 中心は、やはり国際的な外交交渉が大きく片

付かなければ片付けない問題が残つておる  
であります。それをいつまでも待つてお  
わけに行かないといふところに-----。

中村委員 解決の容易なものから順次にといふことにし  
たら-----。

上田説明員 現在の段階といふことは言わないでですか  
-----。

中村委員 現在の段階といふことはわからぬから、本  
しろ容易なものから送んで-----国際関係、  
財政関係もありましょうから-----そのほ  
かしろうとに分りがい、いやないです。

谷村課長 言葉を返して恐縮ですが、金融機関の在外預  
金なり在外送金小切手の問題にしても、国  
的に見ればある程度解決がつくつです。国  
際的に見れば解決が容易であるといふことか  
言えるかどうか、多少の疑問が残るわけであ  
ります。

柳井委員 できるからやつて行こうといふのではし  
う-----。

(21) 谷村課長 まあそういうことがあります。

柳井委員 小林さんの意見と同じで漠然としたほうか  
えつてわかるじやないかと思います。

小河委員 これもどうでもいいようなことですが、「種  
々の角度から慎重審議した結果」とあります  
が、口で言うときはいいけれども、字に書く  
とまやみに念が入つて-----。

宮沢委員 慎重を削るのですか。

小河委員 種々の角度から削ろうといふのです。審議だ  
けでも審らかに議するですからね-----。

大野会長 皆さんに私のふれられたことを申し上げます。  
この一はとにかくとして、この未払送金為替  
及び在外預金の処理なんかは實に丁寧になつ  
ております。これは問題が問題だからではあ  
りますが、今後答申をする場合、非常に細か  
いところまで表現して行くということになり  
ますと、もう少し概念的な答申を要するとき  
に、この詳細さに比べると大変に遼つたもの  
になりますが、その点はよろしくございま  
すか。

柳井委員 私は実はこれが大変気にはつたのであります

て、殊に(2)に(1)(d)と理由が書いてあり、(1)(c)ところは先述でから状事委員から問題を提起して非常に議論があつたところですが、法令によって支払を行う途が用されてしまつたのを拓くのだということを、(1)(c)終りのところで、「支払をなく得る途を拓くこと」と、銀行課長が非常に苦労なすつたあの問題が非常にすつきりして、私は気にいっておるので、そこで将来若し漠然とした答申をする必要があるときはそういうふうにして、これはやはり生かして頂きたいような気がいたすのであります。

小河委員 一応時をへだて、やるものですから、あるときは非常に精密に、あるときはそうでなく……。これが相次いで出るものだとどうもバランスが取れなのが、そうではなく、次に出るときは情勢が變つたり、背景が邊つておりますから

大野会長 形としては非常に親切丁寧な答申なんです。

小河委員 種々の角度から慎重審議をしたということか

らこうなつたのでしょうか……(笑)

中村委員 前文の文句ですが、「政府当面の考え方と横同じ、その提案に従い」とあります。これは問題を提起してフリートーキングしたうがあるいは提案ヒロウが、将来の細かい案まで出してやつたヒロウならばあれですが……。

酒井説明員 これは皆様の御意見によつて……。

大野会長 誤解が起り易いから、ましろ「その提案に従い」とヒロウ文句を外したら……。

酒井説明員 そうですね。

上田説明員 実はもっと簡単なも用意したのでございますけれども、折角御議論願つておるのにいうことも考えまして……。

小河委員 つけてですが、「適當とするを考えるに至つた」という用語は、「適當とするとの結論に達したので」としたほうかい、いやなりですか。最初の答申だから……。

上田説明員 そうでございますね。

大野会長 ヒロウふうに遣しますか。

酒井説明員 「下記の意見により処理することを適當とす

るとの詰論に達したりで、こゝに答申する」というふうにですね。若し御意見ございませんでしたら、この次の会合までにこれを修文いたしまして、この次に御署名を頂くというふうにして頂ければ幸いと思います。

大野会長　いまの御提案差支ありませんね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

大野会長　それじやそういうことにして、その間にいろいろ忙かしいようであれば、各委員の approvalを得るということにして、この問題を一応サリをつけます。

松島委員　これは政府が法律案で出されるとまでこの内容というものは引揚者、利害關係者にはこれは絶対知らすわけには行かないでしょうね。

酒井説明員　ちょっと法律がござりますから国会に見せる前には-----。

松島委員　内容を喋るといふことはいかんでしょうね。

谷村課長　しかし現実にはあちこちで要綱的な説明はしておりましたし、或は関係機関に対しては事前に大体こういうふうに法令を改正し、こう

いう考え方で行くことになる方針で今考えてあるからという程度の話は、例えば私の方の大蔵次官もいたしておりますし、或は御承知かも知れませんが新聞にも二、三回出たことがあります。たゞ遺憾なことにはいろいろ具体的な点に却つて誤り伝えられるような内容のものがあります。やはり正式な発表という形では今までいたしておりませんので、正式な報としてはして頂かなりほうかい、んいやないかと存います。

上田説明員　会長、如何でござりますか。答申案に皆さんの署名が完了しました際に会長から御説明の御意思があれば、又そうちう形で私の方でも内部的に相談いたして置きますが-----。

大野会長　どうでしょうね。この20万円に限るとか何とかいうようを法律案の内容に触れます、考え方だけの問題としては発表してもいいんじやないですか。

谷村課長　それはい、んじやないかと思います。

酒井説明員　要するに正式な形として、例えば法律のよう

な形でこうするつもりだとリうことはちょっと  
と拙りと思りますが、考え方はこうだという  
程度のことは発表して一何差支えないのいや  
ないかと思います。

大野会長 そうだと思いますね。少くとも調査会はこう  
考えるのだといふ-----。

小河委員 それでどうですか。この署名等ということは  
大変御丁寧だけれども、いつも我々はそんな  
ことなしに会長に御一任して、なるべく早い  
方が利害関係者は皆首を伸して待つておるの  
だから-----。すい分これは本当に慎重審  
議したんですから、この文章をどんどん直し  
たら、今日でも御発表になつたほうが却つてい  
いんじやないですか。早い方が却つて間違を  
伝えられる虞れがないですよ。

大野会長 おしろ詰すよりはこの意見といふものを刷つ  
て頂いて渡してしまつた方にはつきります  
ね。そうではなく話をするとリうと聞き損つた  
り何かして相当複雑だし、初めてぶつかる記者  
諸君もおるだろうし、そうすると取り透り

が起り易いんじやないかと思うのですかね。  
だから調査会はこういう答申をすることに決  
定したといつて、これを刷つてお渡しました方  
が誤解がなくてい、んじやなりですか。

小河委員 それはそうですね。たゞやはりこれは事務局  
から補佐的な説明をしないと承知しません  
から、それは適当におやり下すつてい、んじ  
やなりですか。

大野会長 皆さんにそういふ御意向であれば-----。  
たゞ文書は今申す通り直しますが、それを妥  
当と認めれば私が各委員に代つて署名をする  
といふことをお許しを願うと-----。

[「結構です」と呼ぶ者あり]

大野会長 それからもう一つは新聞記者諸君と利害関係  
者が首を長くして待つておることであります  
し、なるべく速かな機会にこれを刷つてお渡  
して、当局から一つ説明をしてもらうとい  
う段合を作つて、なるべく速かな機会にそれを  
發表する、こういうことを御了承願いたい  
と存じますが、如何でござりましようか。

[「紛糾です」と呼ぶ者あり]

上田説明員 会長がおやりになる場合には私共補佐で勿論  
お側に参ります。

柳井委員 それからいよいよそちらうことになりますと、  
publicity の見地から字句をちょつとこう  
やつたらどうかと思うのですが、(3)のところ  
ですが、「今回の支払は引揚者の窮状の緩和  
を一つの粗とするものである……」これは  
何か如何にも読んで事務的に嫌なことがあつ  
て、再建整備と同じようなものに俺達のこと  
も思われておるなというような感じを与える  
のです。それでこゝに一つの重要な粗りとい  
う重要な字を入れて頂くと公表の場合にい  
んいやないかとこう思うのでありますが……。

大野会長 今の情報局長のお説に従つてどうですか

小河委員 それを入れると生きてくるね。

官沢委員 穷状というのはいいですか

上田説明員 穷状というのはちょっと諱れない言葉ですか  
……。

大野会長 じゃ状況緩和ですか

官沢委員 援護はおかしいね。

中村委員 引揚者に対する考慮をというようなこといや  
なりですか。

松島委員 引揚者に対する考慮を一つの重要な粗として  
ですか。

上田説明員 そうするとここは少額債権者……。  
大野会長 少額債権の保護の建前を……。

谷村課長 者を消せばよろしいのですね。

上田説明員 官沢先生、高額者もその少額部分については  
及ぶめだということでござりますね。それか  
ら本邦人は法人も含むということをはつきり  
書いておくかどうか。それからこれに準ずる  
ものというふうなことで、さっき外国人も含  
むというふうな御発言だったですか……。

大野会長 どうでしょう。支払を受ける者の範囲は本邦  
人に限る原則とする。こうして、これに準  
ずるものというものは例外だとこうことで、そ  
れで全部含んでしまうことになるでしょう。

上田説明員 本邦人の次に法人は要らないんですか。官沢  
先生、如何ですか。

(26)

宮沢委員 皆入れて置いた方が大きくていいですが……。

法華津委員 本邦人といふのはどういふことですか。日本に住んでいふ者といふことですか。

谷林課長 日本国籍人……。

法華津委員 外にいてもいりますが。

宮沢委員 どういふ意味です。住所は外国にあっても……。

谷林課長 日本人といふことですね。

田立幹事 沖縄はい、ですね。

酒井説明員 ちょっと沖縄は含まんでしょうか。そこはそこはちょっと問題なんですが……。

大野会長 沖縄を含むかどうか。

林幹事 日本人といえばこれは入りますね。

大野会長 沖縄も日本人なんですね。

林幹事 日本人の国籍を持っております。

小河委員 本邦人でい、んじやないですか。本邦として置いた方がい、んじやないですか。而も答申だけ。うるさくなつた時には当面で然るべく形勢を察してやればい、んだからね。

大野会長 本邦人とか、異邦人とか……（笑声）

高辻説明員 法律で書きますと日本の国籍を有する者と……。

田辺幹事 本邦人で沖縄を含むといふ書き方をしたのは

林幹事 本邦といふのは行政區の及ぶ区域といふ表現で書いていふ場合が多いござります。

小河委員 本邦くらいで答申たは丁度い、ところいやないですか。

酒井説明員 原則だからい、んじやな口ですか。

上田説明員 立法化に当たりまして少し伸び縮みのあるようにして置かないと……。

柳井委員 余り正確だと立法化の時に困りますよ。

大野会長 これは準ずる者は有つた方がい、と思うのは、引揚者に対する考慮を一つの重要な組としてということに対応すると、これに準ずるものといふのは余り表現がよくないです。

柳井委員 そうですね。

大野会長 それいや今申されたようなことを十分にとり入れて文章を整理して印刷を願ひましょう。

そしてなるべく早い適当な時期にこれを發表する。中に細かい人があつて質問があると、私が聞渡えるといけませんから皆さん方の御

(27)

臨席を一つお願いします。

上田説明員 それでは、前の続きで憲法論を……。

大野会長 今日配布になつたばかりで未だ検討しておりませんが、イタリーリー人の財産の国内補償に関する資料、今日配布になつたばかりで皆さんも余り目をお通しなつていらつてやらないと思ひますが、何か特別に面白アイデアでもございましたら……。これは大蔵省の方でお作りになつたのですか？

上田説明員 外務省のアジア局の方から来たものです。外務省から条約局長がお見えになつております。それから林幹事から三回議事録に用意してまだ皆様御質問があるよう承つておりましたので御臨席を願つたわけあります。

林幹事 あの時御説明がちょっと不備で、今読んで見ましてもはつきりしないと思つたところがありますが、ましろ放免を乞いたいのですが……。

上田説明員 この前御質問がありまして、朝鮮と台湾の問題で、今後のやり方如何によつては憲法問題

として出るか出ないかという問題は如何でござりますか？

林幹事 結局朝鮮なんかは今後協定で決まることなんですが、その際に日本が放棄した場合にどうなるかという問題ですけれどもね。

上田説明員 俗にいう放棄というような言葉が表面に出るか出ないか別問題といったしまして、例えば事実上請求をしないというような形が出たような場合には14条や何かと違う憲法問題になるかもしれません……。

林幹事 請求しないといふことは、私たちの解釈からいえば、憲法からいえば29条じやないんじやないか。請求しないといふことは……。何うで取るか取らんかということでしょう。直ぐそこへ来るかどうか。しかし国内で何とかしなくちやなりんだろうということは平和条約の場合と違って多少任意性が強いわけでね。そういう問題は多少どうかといふ問題はありますね。そういうことにやないかと思ひますね。たゞ条約によつて~~出来~~（28）

放棄したということはどういう意味かというと、所有権を放棄したというのは韓国政府のやりたいようにして下さるという意味なんで、直接に財産権を放棄したんじゃないという問題ですね。後は韓国政府の承認によって韓国政府がやつたんだからそれに従いましょうということになる。そのところが直接国内で收用法等で收用したのとは違うという考え方なんですが、だからといって国内法で補償は要らないことじやないんですが、憲法29条3項の問題じやないだろうと思うのです。これは宮沢先生のお答えを……。

宮沢委員 もう少し考え方ないと……。

林幹事 あれは、台湾との関係は、今度の条約では方々名を算用してあつたものですが、附帯条項はできていなかつたという状況なんですね。

柳井委員 ピうでしよう。条約の中に、国民のために放棄すると書いてあらうとながろうと、何やしくも条約というものは in the name of Japanese Nationals ですね。国民が今

の主権者においては、人民の名においてといふことは当たり前のことになつたので、すべて人民の名において施がつだから請求権を放棄しようとなれば、政府が人民の名において放棄するのだから、それは保護権の放棄であつて、所有権の放棄であるとはいえない。而も自分の私有財産を賠償に充てられる。日本国が賠償を払うのに全部払えないとから、これだけ払つて勘定して下さいといつて引き充てられた。という解釈になるわけじやないですかこれが私の考えておる一つの点なんですが、皆さんの御批判を仰いたいのです。

それからもう一つは憲法29条とか何とかいう問題でなく、いやしくも国家と人民、国民との間には、何と言ひますが、いわゆる inherent、生來の権利として國家の保護を受ける権利がある。これは丁度国民が憲法を作る権利があるといつたと同じだと思うのです。憲法がない時から改めて憲法を作る時には今後ピういう憲法を作つていいとか、憲

法を改正するにはどうとかいうことはないの  
で、これは国民に inherent、生来、生まれ  
てから備わっている権利として憲法を作  
り得ると、それと同じように国家の保護を受  
けることは国民の生来の権利である。  
又国家はその保護を与える義務がある。これ  
をいやしくも国策上放棄するということはや  
はり国民に対して犠牲を与えるものだ。こう  
いふふうな考え方を持っておるのです。

林幹事 後でおつしやった点は確かにそれに近い考え方か成り立つかないかと思ひますが、ただその場合には結局国民として公平に考えて  
適当な措置をとるべきことであつて、財産  
权の補償という問題にすぐそれが出て来るか  
どうかというような是かするのですが、或る  
程度国民たる以上、国民に対して不當な損害  
を与えるといふふうなことはこれはよろしく  
ない。殊に実質的な賠償に代えろということ  
になれば適当な考え方を出さなければ社会政  
策的に、或はそういう考え方から国民の地位と

の均衡を考えることは必要いやないかと思ひ  
ますか。そこで今おつしやつた、全面的に財  
産权を直ぐ完全に補償しなくちやならんとい  
う問題がすぐ持つてこれをかどうか、といふ  
ことがちょっと問題じやないかといふような  
気がするのですが……。一形からい、ますと  
日本もそうなんですが、何う側が特に自分  
の方の眞實と清算して取ってしまう。請求权  
を放棄といふと大体そういう形で何う側のや  
つた措置を認めるといふ形をとつておる。そ  
ういう意味においては日本側で何うのやつた  
措置を直ぐ直視下なるといふな発言なんで  
すから、斯くてどちらの条件によつて放棄した  
といふば放棄したやうなものが、それが  
成り立つのは、当然その国の法令に基いて財  
産权が成り立つたものじやないか。それを  
何うが勝手に減らすやつたりは怪しからん。  
ほしからんから家主の権利を守らせ、或は國を  
代表している政府も国内で何か手を打たなければ  
されなかつたといふことはありますけれども。(30)

あの条約によって国民の財産権を國民から取  
り上げたという。それにこだわられたようで  
すが。国内的になんらかの公平妥当な措置が  
必要だということはこれは当然いろいろな観  
点から序文で必要いやなりかと思うのです。

宮沢委員 保護権の放棄であって、請求権の放棄でない  
と区別する実益は財産権の補償という問題が  
あってあれだけれども、そうでなければそれ  
には及ばん。後で政府に補償を請求しなけれ  
ばいゝが、そういう区別をすれば請求があつ  
ても補償の点が樂になるといふことですか。

本 鈴 事 まあそういうところがやなりかと思ひます。  
29条が完全に適用されれば適当な、正当な  
價格の補償をしなければならんといふことな  
んですが、そこまでの rigid の問題であるか  
どうか。

宮沢委員 そこのところ非常に巧妙ではあるけれども、  
同じことじやないか。若し本当の補償はしな  
くてもいい、といふことになつて理窟が生くと  
すれば、やはり何が他の方から持つて行くべ

きで、請求権の放棄かなりからといふのは巧  
妙だけれども僕は疑問に思つてゐるのだ。

高辻説明員 この問題は當時平和条約の際に憲法問題等に  
関連して次長からお話をあつたと思うのですが、大体今まで出ていたようなことでいつて  
いるのですが、大体やはり補償はしなければ  
いかんだろう。しかしそれは日本の財政状態  
等から考えて適當な方途を埠つてやるやきだ  
と思う。而も戦争による被害といふものはひ  
とりこうじうことに限らずいろいろな面にお  
いて多大の被害を受けた人が沢山ある。それで  
これだけといふ訳にも行かんだろう。さう  
いうものを彼此勘案しつゝ今の財政状況の許  
す限りにおいて補償すべきであろうといふこ  
とを言つてゐるわけです。たいへん29条  
3項の問題としてやるかやらんかといふ点が  
実は問題になるので、これは今宮沢先生から  
おつしやつたように果してどこにどの程度送  
りといふことはございましょうが、たゞ憲法  
の29条3項があるから補償しなければいけ  
ない。(31)

ないかだ。こういふことにはならんといふだけのことであるわけです。余り実益がないいやないかと言えばそれがでござるが……。

下田条約局長 29条1項の問題とは考えられなれですか

商辯説明員 29条1項は財産权を保障してあるわけです  
が、これは今問題になつておるものは別の意  
味の保障をしておるものではないか。何とい  
ますか法を通ずる…… 29条1項といふ  
ことでなしに、やはり実体法の理念にひそむ  
財産权の保護といふことには無関係をといふ  
ことは言えないと思ひますが、29条1項の  
問題としては實は考えたことはなかつたので  
すが。

宮沢委員 この同一項の問題といふことが出て参りました  
て、あれは一項の問題といつても結局具体的  
に財産权が失われた場合、どうかといえは補  
償といふことで行くより外仕方がなくなる。

下田条約局長 柳井委員のおっしゃったinherentといふよ  
うな考え方ですね。

宮沢委員 結局補償に行くよりしようかなりですけれど

も、一項といつてもそれを裏付するのは三項  
ということでもいへんじやないですか。

といふ三項の公共といふ文字が、これは公共と  
は月を意味が透えりやしないですか。

そこが違う。宮沢先生が非常にうまい説明だ  
がとおっしゃいましたが、何とかやつて行け  
ばそういふふうになるよう思つたのですが  
さて実体をおさえて行つた場合にどういふか  
うに区別して考へたらいいかといふことなん  
です。そういう点についてはわれわれとして  
はましろ戻えて頂きたいと思うのです。それ  
から序ですが、さっき柳井先生があっしゃつ  
た国民としては国家から保護される権利が生  
來の権利としてあるのじやないかといふこと  
については、これは勿論そういふものはあり  
得るので、憲法も又そういふものを保障して  
はいかんといつてゐるわけじやありませんか  
ら、その点は別にそうおっしゃつても、又お  
っしゃらなくとも今の29条3項の問題とし  
てはわれわれが言ったところとは余り正面的

大は衝突しないんかいやなりかと思うのです。

柳井委員 私、条文の点について意見を言わして頂くと、私は29条3項の問題いやないと思うのです。ね。公共のために用いるといふのはいわば使用みたりなものですが、こり条約で放り出したのは、これは公共のためともいえないので、仕方なしに放り出したんですね。これはやはり29条1項裸の問題であって、財産権を侵害してはならない。これを侵した以上は補償が必要セリうことであって、その補償は3項の場合には正当な補償であり、1項の場合に公正な補償である。公正といふのはどういふことかといふと equity であって、先程商さんのおっしゃったようく国家財政その他、内でも被覆のあつたものもあるし、いろいろなことを勘案してやる、そういう意味の公用語でいえばましろ equitable ですかね。そういう補償ですが、いずれにしても補償なければならない。それで条文の上からいは29条1項裸の問題である。私はそういう

ふうに考えておるわけです。

林幹事 直接の結果は3項、3項に出て来るのですが、3項は大方針、理念といふことじやなれですか。宮沢委員 柳井さんのお話で私も粗いは少し分ったんですけど、1項の問題で公共のためでなければいかんといふことになれば、この条約みたいなことをやればこれは違法だということになるので、正当でないということになる。しかし正当でなくとも侵害されてしまえば後悔の途は補償しかない。結局3項へ行くんじやないかと思ひます。1項の方だとそこに若干あれがある。

林幹事 1項で equitable が当然出てくるかどうか。柳井委員 そこには equitable が当然出てくるかどうかそれは別として、とにかく1項がある以上侵害してはならないのだから……。民事關係でも他人の財産を侵害せば損害賠償の義務がある。その損害賠償は裁判所がその時のいろいろな状況によって判断して損害賠償を命ずる。それと同じように29条1項の裸のものが侵さ

れられたからそれに付して補償しなければならん。

宮沢委員 3項の方ですと、とにかく財産権を侵害するだけれども、正当なものと前提されておるのですね。正当なものであるから正当な補償をしろといふのは1項だけということになると、それが侵害されたということになれば不法ですね。しかし何だかちよつと、想いはわかりますが、少し具合が悪いんじゃないですか。

下田条約局長 ガルサイエ条約やイタリヤ平和条約で財産を侵したわけですね。それで政府に補償の義務を負わしたわけです。-----

宮沢委員 今お話のドイツは相當要領よくやったといふことですが、イタリヤもそうですか

下田条約局長 イタリヤもこれを読みますと細かい法律が出ていいようですが、適当にやることにならぬですね。

柳井委員 ガルサイエ条約で補償しなければならんといふことが書かれあっても、それはドイツが連

全國に対して自分の国内において憲法上の義務を守りますといふことを連合国に約束しただけであつて、今回の日本の条約はよその国に対して日本は日本国憲法の精神を守りますといふことを約束しなかつただけでありまして、日本の国民との國の関係は同じであると思ひます。

高辻説明員 阿波丸事件の時日本は請求権を放棄しましたね。あれについては29条3項の補償の義務は残つておるとお考えですか。見舞金を1人何万円ですか出しましたね。あれは一律に出しましたわけですね。あの場合アメリカに対して請求権を放棄しましたね。あれに似た問題があるわけですね。それで29条3項の問題が出てくる可能性があるのじやないかと思ひますが、あれはどうですかね。

下田条約局長 日本国民に対して日本政府が補償するという義務は立かつたのですが、しかし初めから補償してやるつもりで考えていたわけですね。

高辻説明員 しかし見舞金を以て正当の補償とは思つてい

なってしよう。その点はどうですか。丁度相似な問題です。

重光条約局  
第三課長 阿波丸事件の時には国会あたりでも、潜在的な請求権があるって、債権になつてゐるわけじやない。而して戦争状態がまだ続いているから戦争状態が終了する時に双方の合意に基いてそういう請求権がお互に免責されることになったわけで、だから債権でもない請求権は平和条約で決めるべきである。そういう慣例になつておるもの捨てた。従つて損害賠償でなくて見舞金だと、こういふ一応説明をしたわけです。

高辻説明員 29条3項の問題は、阿波丸事件の請求権もあの時は29条3項的な補償はない。それを今度平和条約の時に一括して放棄した請求権の中に入つてゐる、こういうことですか。

重光課長 阿波丸事件の時に請求権を捨て、おりますから、平和条約の時に日米關係は処理して行く。

柳井委員 私も高辻さんの言われるような気持ちの人です

が、私は阿波丸事件の損害賠償請求権放棄という約束事項は國際法上無効なものである。

占領中に日本とアメリカとの間の約束なんですからみんなものは國際法上無効なんで、あれによって日本は決して請求権を放棄しておらない。たゞ平和条約で放棄させられた、と思うのですかね。

高辻説明員 同じような問題が残るかと思ひますけれども-----。

柳井委員 今になつてしまえば同じだけれども-----。  
高辻説明員 あちらの方は余り旅う人がないようなもんだから-----。私も実は同様に考えるもんだから、それで着節を合するわけです。その考え方方が悪いかどうか別として同じようなことになるのですね。

下田条約局長 29条3項でなしに、裸の1項でやつたんじやないですかね。（笑聲）

宮沢委員 柳井さん、平和条約で放棄することができるのだったらその前だつてできるといつてはいかんですか

柳井委員 その前には日本には条約締結権はなかった…

宮沢委員 平和条約締結権はあるのです。

柳井委員 人間が生れた時に権利能力ができるのと同じなんですね。

宮沢委員 それだけの能力を持っておさうだからそれを一部みたいなものをやつたんだからといつてはいけませんか。

柳井委員 いや、いかんと思ひますね。条約専長が言われるように29条の裸といふものはもっと大事な裸だろうと思つておるのです。

高辻説明員 或る程度おっしゃるところはわかるようを覚かししますがね。

田辺幹事 何うが勝手にやつたといふことは後で無理やりに承認させられたといふ考え方なんですね。個人の財産を取り上げたといふことは……。

高辻説明員 まあそういうことですね。

柳井委員 その認めるという行為は国民の権利と侵害する行為なんですね。

35) 竜光謀長 戦時中に何うか国内法でそれを没収したかとい

うかが問題があるのです。アメリカの財産管理制度でも問題があるのです。しかし我々をして對米戦争ではこの平和条約ノルマによつて自由に処分する権利を失えたのであって、実はまだどういうふうにされるかわからない部分が沢山あるわけです。しかし条約といふ面からいえましてに何うか条約上の権利を持つておるのです。平和条約を締結することによって何うに自由処分の権利を初めて失えたわけであります。ですからそういうふうに考えますと条約といふ面では少くともノルマがあまり変わらないんじやないか。

柳井委員 そうですね。

宮沢委員 なかなかまづかしい問題でよくわからないのですけれども、前にもちょっとそういうことを申したと思ひますけれども、結局問題はやはり戦争の結果の条約で決つたといふところにやはり根本の問題があつわけで、同じことを国内法律上でやろうと言つたってそれはちょっと問題が別になるのじやないですか。そ

(36)

ここでどう考えてい、かわからんが、少し乱暴  
だけれども、やはり条約というものは一種の国  
際法だから、国際法はどうもあいまいだけれ  
ども、戦争が終った際にそういうことがある  
といふのは、今そういうことは可能だといふ  
ことがだんだん国際法で作られ、あるとい  
うことを見れば、それが着し確立してい  
なければあ、いうことは無効だ、国際法に及  
すると。しかしそうでないとするとならば、有  
効だとすれば、それに基いてやつたんだが  
放棄しても放棄すること自体は国際法的な  
習に根柢を持つておるから必ずしも違法  
をなれとやって、それから後ろところで国内  
の補償はとなると、今度は憲法の29条とい  
うような問題と離れて、先1項は書き出して  
もいいでしようけれども、或は同じようなこ  
とになるかも知れませんけれども、正当な補  
償といふことは必ずしも言わなくて、若し条  
約になんらかの定があれば別として、なけれ  
ば立派政策の問題で、国内の私有財産制度の

補償は結局国家の財政と国家の能力との関連  
において私有財産の価値が決まるわけですか  
ら、国力が衰えているということになれば變  
ってしまうといふことがあり得るわけですか  
ら、そういうことを考えてよろしく補償する  
ということにすればいい、んじやないかと思ひ  
ます。これは少し乱暴な議論ですが、そういう  
点で考えて行く余地は有りかと思つておる  
のですが、まだちが鷹していないのでそれ以  
上に申し上げられなりのですが、結局結論は  
実際問題としては財政の許す範囲内でできる  
だけの見舞を出すといふところで解決するとい  
うような方針になるのですけれども、その  
説明ですかね、なかなかちょっと名案がない  
のですが、どうもやはりこれは国際法的な基  
礎に基いていろ条約、そういうものでできた  
といふところに特異性があるのじやないですか  
かね。これを普通の法律による制限と同じよ  
うに考えることはどうもできないのじやない  
ですか。

下田条約局長 國際法の原則からいつても私有財産を侵害してはならないといふことが原則であつて、だからウエルサイエ条約でもイタリヤ条約でも一方において敗戦国に賠償を認めさせて國際法との辯證を含めしておつたわけです。ところが連合国側と辯證を含せる手段をなんら明記しておらなかつたわけです。そこで財産権というものは国内にあろうと外国にあろうと、國家としてはそれを保護する義務があると思うのです。だから外國にある日本人の財産が不当に侵害されたら國家は在外市民保護の義務を尽してあくまでそれを保護してやらなければならん。ところが今度の平和条約によりますと日本政府は保護権を放棄しておるわけですね。国民の在外財産の保護権を……。  
そこで日本国民としては財産権を保障されないながら日本政府はちつとも保護してくれなかつたいやないかといふところに complaint を持ち出すのは当然の話だろうと思うのです。況わんやそれが國家の責任でねうべき賠償の

席替りに俺達の財産を取られたということを考えると、当然国家としては何とかしてくれてもいいじやないかというのもやはり~~當然だ~~もだと思ふのです。

鷹井説明員 それがだもなんで、それが尤もでないといふようなことは誰も言わないだろうと思うのですが……（笑声）それが憲法29条3項の問題としていつていゝか、そうでなくて極めて尤もたといふところから出て来るものだということでおさやさきじやないかといふことの相違だけであつて、もう少し形式的に言えば、さっき宮沢先生が御指摘になつたような、29条3項であればこれは正当ヒロラ ciòにつけてはいろいろ解釈はありますようが、しかし大体それに匹敵するものといふやうなことであるでしようし、しかしこもだといふことであればそれは財政の許す限り可能な限度、といふところに落ちて来るのじやないです。

酒井説明員 結論は確かにその通りですかね。（笑声）

星光課長 宮沢先生、妙な質問ですか、29条1項の財

産权の尊重ということは、ここで問題になつております外國にある財産——一方外國の法令で措置或は多少保護されておる財産ですね——に対する29条1項の意味と、それから日本の方の法令で措置或は保護されている財产权に付する29条1項の意味と、これはどういうかうな違いがあると考えるものでしようか。

宮沢委員 私はやはり29条1項というものは私有財産制度をとにかく承認するというのが一番根本の意味だろうと思うのです。私有財産制度というものを根本的に変革、変換するというようなことは憲法は認めないというのが一番大きな眼目で、あと個々の財産をどこにあるかをどうするというような關係までそこから当然出て来るわけではないのかやないか。そこで裏付として3項までうたつたというふうに考えておるのであるが、日本人の外國にあるものというようなことになると問題がだんだん複雑になってなかなか至づかしいのですか……。

38) 柳井委員 私はこう思います。29条は日本の国内にあ

る一切の財産、それから外國にある日本人の財産には日本の領土主权と外人主权、その両方じやないかとこう思うのです。それから29条1項、これがいわゆる裸の大原則であつて、あヒス項、3項で細目を決めておるのであるが、この細目は全部には亘つておらない。第2項について決めてある、或は3項で決めてない裸れていかもうかこの29条1項の中にはまだある。即ち財产权は侵してはいけないと云うのだから、いろいろを侵す態様があるのだ。それで公共のために用いるという侵し方もあれば、そうでない侵し方もある。公共とまでは行かないが国家の外交政策、今回の場合で言えば敗戦処理といふ、敗戦に基くやむを得ざる場合を処理する、こういうので侵しておるので、それについては3項は勿論適用かないが、1項だけであつて、こり1項の中に云々やどういつことをやつたらいいのかということは書いてはない。だからそこには義理を以て補充する。その義理は何であるかとい

うと、一言にして言えば公正 equitable である。こういうことになるのじやないかと、私はこう考えます。

上田説明員 宮沢先生、ちょっとお話を頼みたいのですが、先程重光さんのおつげやったこと、関連するのですが、所有権というものはそれぞれの国の法例で与えられて初めて所有権があると考えるべきか、それとも何か自然法的に所有権といふものは万国共通にあるものか、その点はどうなんですか。

宮沢委員 国によって大体決まるということになってしまいますがそれでも、日本としては私有財産制度を認めるということになってしまっていますから、仮りに日本人の私有財産を他の国が認めないと、ましても日本としては認めるといふ立場で行くより外ないことになるのじやないですか。

上田説明員 その場合日本人の私有財産は日本の法例上におけるものだけが憲法に言う財産権であって、その他はそれぞれの国に法例があります

と資本主義社会では確実してあるだけであつて、その國がその法例で或る理由の下にそれを制限する、それを一般的に認めさせるというような場合に、侵すとか侵さないとかいう問題になるかならないか。財産権と言つてあるいは日本は法例の下での財産権と言つておるだけであつて、天下に恥じないことをやりますならば、のであって、よその法例の下での財産権といふのはこっちからとやかく言うべき筋合いやないといふ感じがするのですが-----。

宮沢委員 その点は國際私法の法令ノ10条の問題なんですが、法例ノ10条の2項の問題で物権の得喪は、その得喪の条件の成就した時の物権の所在地の法令による。これが國際私法の法令10条によつて定められ、「日本の法律で認めた財産権になるわけですね。先程重光さんが言われたように、今度の戦争の場合の措置につけては今度は本当の私有財産権がない場合が深山あります。放棄してしまった奴がある。

実はあつた奴を先に捨て、ある奴が大分あるのです。

上田説明員 捨て、あるというのは、はつきりしておるの  
はノメ条ですが、外務關係では請求する権利  
を留保してあるので、放棄したという性格で  
はないと思います！ 従ってそれによつて、  
14条の場合でも、29条にいう侵害した比  
べ、侵さないというのはどうでしようか---。  
14条の場合でも、たい勝手になさいと言つ  
たいけですね。

柳井委員 それが放棄いやないですかね。いま権利かな  
いでですからね。

上田説明員 それは何うかやるのだから、何うが私有財産  
に対してどうするかは何うの憲法の問題であ  
つて、それによつて財産権を認めればこっち  
も財産権として認めろし、それが不法でない  
という感じがするのです。

柳井委員 しかし國家は国民を保護する権利を持ってお  
るのであるから、それを捨てたのだから-----。

上田説明員 その保護する権利を、とにかくあなたの國の

法則であなたの方でおやりになることだとい  
ふことで諒めさせられたわけですね。そういう  
ことはやはり侵すことになるのですかね。

柳井委員 僕すと思ひますね。

官沢委員 外國にあるものを放棄するといふ場合、外國  
で一応私有財産を認めておるということを前  
提としておるわけです。何うもそれを認め  
ということを前提としての話です。それで何  
うが私有財産を認めないとこの態度で出て来  
ればそれは許されない。放棄にはならない。

しかし何うが私有財産制度を認める、従つて  
日本の個人の財産は保護されておるといふ前  
提で、而もそれを保護しない。さっきの柳井  
さんの放棄いたといふところに問題があるわ  
けですね。だからや眞日本もそれで何とかし  
なければならんということになりますね。

上田説明員 その場合の保護といふのは一応プロテクトす  
ることができるだけであつて、実力を  
以てそういう法律を作つてはいかんといふこ  
とはできないわけなんぞ、或る財産権に対し

て他のものと不平等扱されたという、或る原因によって不平等扱をその國の法制の下でされた。されることはあることをハナ条件は予定しておるわけですね。そういう場合にはそういう原因を作り出した、そのことに付いて日本が法制で裁らか是正されることがあるかも知れない。そういう条件があつてもなお財産権に対して差別待遇させないというような保護権といふものは、たゞアプロテストするだけであつて、何も積極的に、日本の法制の下で財産権を保護するということはちよつと違うのじやないか。その国で認められた財産権の性質は本末そういうものであつて、たゞアプロテストして見て、だめならやはり泣き寝入する。まあ国際司法裁判所まで行くといふようなことはあるかも知れませんが、たゞアプロテストするだけに過ぎないようを察いかしますか-----。

宮沢委員 そうすると假りに何うで日本人が訴訟を起したとしますね。何うの裁判所はそれを認めな

ければならんといふことに法律論としてはな  
るわけですね。

上田説明員 何うは法律で日本を敵國と認めておるから取つてい、といふ判決が出るだけであつて、賠償に取る取らんは後でくつ付ける理窟である。これは何うの法制で勝手にやることである。

宮沢委員 何うもその場合に日本が訴訟を起しても認めないということは、それは条約を根拠にして言つわせでしよう。

上田説明員 やはり条約を根拠にして何うはやろでしようね。何うの法律の中で憲法違反とか何とか起さない限り-----。

向うがいたりに憲法で私有財産権を認めておるといふことが前提でてきておるのでしよう。假りに条約がないとすれば日本人の財産権を何うで補償しなければならん。ところが条約があるからこっちが訴えても何うは補償しないといふことになる。そうなるとやはり放棄したのと同じことになるのじやないか。

重光課長 たゞアメリカの場合には御承知のようにメキシ

に日本の財産は返さないことは、これはアメリカの憲法たんら違反していないといふことをいつておって、もうすでにアメリカの憲法は所有権に対して重大なる変更を憲法上平穡に作つておるわけですね。そうすると条約はあっても、或は出訴してもだめだと言われるでしようね。

官沢委員 そうなると外国にある財産といふ奴は何うが何するかわからないから日本人の財産权はあるといつてもないといつても同じことだ……。

上田説明員 財産权といふものは本来そうりうものいやないかといふ気がするのです。

官沢委員 國家の条約とか何とか言つても、あなたの方は何をなすつても駄目だといふことになれば……。

上田説明員 資本主義社会においては大体共通の自然法的な考え方があつて、そういうものは保護するのだという考え方慣習があるだけであつて、実体上は財産权はその法的で定めて与えられておる範囲の能力しか持つていないし、政

府の主張の下でそういうものに制限を加えられることもある。主張の下で合法的ならば……。ついそれに対して道義的にアプロテストはできても、法律上侵すとか侵さぬとかいう問題は本末ないのいやないか、道義上はあるようと思うのですけれども……。

下田条約局長 それは國際社會を無秩序にするように思ふのですが。國、それから地方においてその財産を使用収益するということはその國の法令によるので、これはしようがない。しかし財産自体を不當に没収したり、清算してしまつたりするといふことまでも外國の自由だとは言えないと思うのです。それはその國の法律では違法であり、その國の裁判所ではそれが認められるかも知れませんけれども、その場合には非常時だったら当然在外財産の保護権を剥奪して損害賠償の請求権すら取り上げるということはあります。日露撃沈事件で以て日貨を排斥すればこれは損害賠償の請求ができる。しかし戦争の結果では、平常時だったら

非常に不法なことであつても、これが行われたわけですね。

柳井季 賀 戰時の場合は、報復をやるわけですね。

上田説明員 たい戦争というものが存在した時に Trade with Enemy Act、いわゆる 戰争という事態が起つた時には所有権等を制限できるといふ規定はあるわけです。単純に日貨株券といふような場合、道徳的に抗議できる範囲と、戦争をやつた場合に道徳的に抗議できる範囲といふものはおうづからそこに蕭条があるようないいがするのです。その場合にはあくまでも前の方は道義上できるのであって、法律上所有権は、そこの法域の中では、そこの憲法なり、民法なりが保護した実定法の範囲内の権利しかないので本末の姿じやないかといふ気がするのです。

柳井季 賀 今の話で気が付いたのですが、1948年の

これはアメリカの国内法上正当な法律ではないのですよ。アメリカの憲法違反の法律なん

です。ヒリヤークは世界人権宣言の第二条によつて何人といえども財産は保護されてあるのです。世界人権宣言ヒリヤークはアメリカが言い出してアメリカの作った条約なんです。アメリカの憲法では条約ヒリヤークは最高の法規なんです。そこで日本人なんかに対して差別する各州の法律、あ、いうものは世界人権宣言に反するといふ、故にアメリカの憲法に反するといふことが最近何うの判決で出ております。従つて日本も平和条約さえ作らなければあればそれは違法になるところなんです。人权宣言も条約なら平和条約も条約、条約同士等等であります。最高の条約とそうでないのとあるわけはないのです。

上田説明員 たい後方が優先するというだけですか。

柳井季 賀 そうです。

上田説明員 そうしたら、所有権に対して、単純に条約で変更するよアセムのならば、人権宣言といふようなもの、大それたものを作らん方がいいのであって。

柳井委員 人権宣言といふのは名前は大きいけれども、  
これに入っている國も拘束されなりですよ。

上田説明員 そういうような解釈でいいですか、  
重光課長 49年の例の39条、あれは我々が一生懸命  
に考えて、アメリカは国際法違反をしてはな  
いのだ。何となればvestといふのは所有權  
を最終的に取つたのでない。ですから我々が  
あの時韓国に対して言ったことはやはり  
は変えられないとか、そういうこと  
をいつたってそれは所有權を最終的に没收し  
たものではないのだ。だから韓国は所有權を  
アメリカからもらつたものいやないんだと、  
そういうことを言ったわけですね。我々は今  
でも理屈から言えばそれが正しいと思ってお  
ります。今柳井委員のおっしゃったようにア  
メリカの国内法ではどういう判例か出ておる  
か知りませんが、結局日韓会談でそういうこ  
とを言ったのはアメリカの国内法は、条約違反  
でも国際法違反ではないのであって、何故  
かといえば最終的に取つたのではないから、

又そろ解釈すべきであるからといつたわけで  
す。

上田説明員 朝鮮における日本人の財産は4条6項の問題  
で別個の問題であると考えますが、純粹にア  
メリカで敵産管理法でやって、すなわち1948  
年の敵産管理法の改正で没収でき得るという  
問題があるのです。あれでアメリカは条約が  
できる前にすでに日本人の財産、或はドイツ  
人の財産といふものは、——敵国であるから  
だと思ひますか——返さないと云う法律を  
作った。

重光課長 あれは書き方は同じですよ。39条を入れて  
朝鮮に持つて来て又やつたわけです。ですか  
らあれはアメリカが正式にどう解釈してある  
かわかりませんが、アメリカ本国の方は平和  
条約によって確定したんだと……。

宮沢委員 今の上田君の考を徹底して行くと、離島国際  
法といふのは怪しくなって来そうだ。國內で  
何したって相手は何と言うか分らんから、そ  
ういう意味では心細いものではあるけれども、

それを認めておる以上は一応やはりこちらに私有財産制度といふものが國際法的に保障されておるものと見て、従つてアメリカでいろいろなことをやられて、それが皆違法かどうかといふことも疑問だと思ひますが、しかしやはり基礎条約がなければ外國における日本人の私有財産は一応保障されるものだとしないと、今の説明はつかなくなるわけやないですかね。そうすると外國にあるものはその国の自由だといふことにどうしてもなつてしまつですね。だから國際法自身が怪しくなってしまうのですね。

上田 説明員 条約が今のような形でできた条約で、例えば樺太のようなところは相互取扱できることとなつてありますけれども、若しも沿海州に財産がある場合、他の国にプロテストを依頼しておりたり憲法に触れないと、無理やりにサインさせられたものについては憲法を侵したことになるなどいふことも何となくおかしいような気がするのですかね。

柳井季員 プロテストだけして結局損害賠償をとつて来るのですよ。プロテストもしなければこれは捨てたことになりますので、日本が弱いからそういうおつしやなければとも、元は出兵までして取つて来たわけです。それからイギリスだって軍艦を出して聖隸封鎖までやつて必ず浮上かけて来ますよ。より以上のものを浮上させて来ますよ。（笑声）だからプロテストしないヒューランチは大変なことですよ。保護乗り放棄ですよ。条約ができるからプロテストできなりが、プロテストといふことは重要な外交交渉の第一歩です。それでいろいろ詰合をして取つて来る。

上田 説明員 それができないと判断したんですよ。彼ら頑張つてプロテストしても……。ヒューランチにはそれは侵したことになるのですか。

柳井季員 国家が最高の努力をしておれば、いわゆる善良なる管理者の注意をいたしたと同じような意味で……。しかし有ら捨て、おれは……

上田 説明員 捜てたというよりはアロテストするだけして  
も結局サインさせられたのですね。

柳井 委員 まあ平和条約の交渉の経過は私は存じません  
ので、政府当局に伺いましょう。（笑声）

大野 会長 この問題はまたまだ読みますから、次回の問  
題に譲ることにいたします。次回は何日に行  
たしますか？ それでは3月4日の2時から第  
7回調査会を開くことにいたします。

午後 4時45分散会

(46)

177



